

案するに將軍歸城諸侯各國に就きし後は京都は全く長州派暴論者の巢窟と成り老公若し御上京に相成候とも何の御手も出づべき筈なきなり病に托し御断に非ざるかと被察  
以下數條は前に書べき處なり事情前後せしを以て其心にて見るべし

二月廿八日八ツ時頃二條城へ御登是は勅使大原卿隨從の島津三郎公の供先を英人横馳し生麥村に於て薩州の人の爲に切害せらる英人憤り軍艦十數金川に碇泊書翰を幕府に出し要求して曰島津三郎の首級を渡すべし否らざれば六十萬元を鹿兒島に受取べし若此兩件に於て承諾なき時は直に兵端を開かん今より廿日を限返答あれと是變報の京都に到着に因て本日早朝より一橋公越前伊達の三公御密談ありて一越兩公は已に參内の跡にて伊達は御一人残り居られしが容堂公も六條家に御入中に此の變報をば承知被成即刻同處より御乗り切にて御側僅に三人の御供にて二條城に御登城あり一越兩公も退朝(城より)掛所司代牧野備前守殿の御邸へ御入にて翌日五ツ時漸く河原町御邸へ御歸座なりし由所司代より我藩吏を呼寄られ公用人より渡さるる書面

今度英吉利渡來に付夫々防禦の次第も可有之就て歸國可相成若歸國は精選の士應在京人數の多少朝廷爲御警衛當地滞在可有之於關白殿下被命候事

於是在京の諸侯海岸の領國ある者は歸藩各自に攘夷の兵備を修めしむ因に云昨日禁中に於て例の中  
山侍從は(註中山侍從は幕客にて始終短刀を懷中せり)春岳公と直に攘夷すると先談判に取掛る事よりして大爭

論に及び侍從は口を極めて春岳公を罵るにぞ春岳公も腹をさへかね刀の柄に手を掛け已に斯よと見へければ此は大人氣なしと一橋公傍より岳公を推し留められ事なく穩便にをさまりし由又此頃嵐山の淡紅濃白今を盛と開きければ愛國の御思を少しは慰め玉はんと衣斐小平ある夕へ容堂公へ花見の御遊興如何と勸め奉りける時兎角の御答はなく料紙硯ひき寄せられ

花見んと思ふ心は嵐山嵐烈敷春の曙

當時容堂公には晝夜の別なく關白鷹司近衛の御兩家青蓮院宮三條家及越前一橋又は二條城へ御周旋遊ばされしが浪人輩或は公を以因循と唱ふる者あるにより御供の面々はいつも戒心怠らざるに公は單騎にて故らに出門なりし若し之を諫むる者あるも烏合の浪士幾百人來る共何程の事かあらんなど打笑ひて取上給はず御小性等は止を得ず一町若くは二町計り隔りて御前後を守衛し奉る或は御目に遮らぬ様にと忍びくりに御供す公の御勇氣絶倫此御一事にても人皆舌を振ふ此を見へ隠れの御供立廻り御供と唱へ内外の別なく街頭に散布せり斯くて容堂公御暇の御願將軍家より附紙を以左の御沙汰書あり

御暇の旨尤の儀難被默候間御暇給候京師擁護の儀は實弟兵之助可致登京相應人數可備置旨御満足に付早々上京御沙汰候事 三月

爰に又々我容堂公を煩はず二大事出来せり

長州久坂玄瑞等其主君及藩吏と日々持論を以激烈し朝廷をも左右せんとする勢あり薩州は之に反して世上に因循黨の目を得るのみならず且背逆院と表裏し幕府に通同との嫌疑を受け久光公も不平に堪へず一夕其事由を朝に具上し事を攘夷の期限已に迫るに託して即時に歸國(此際浪士輩の跋扈を憤り去りしか如し)又容堂公にも不日登京の體を見て越公にも今言ふ可く行ひ難き攘夷の督責我一人に任せん事思も寄らずと困窘迷惑し本國に脱歸せらる容堂公には侃々大義を説て百方其不可を示すに水戸尾張會津孰も同意あり其一夜一橋公御參内にて將軍滯京の儀を奏聞あり同廿三日朝廷水戸尾張等の三家へ左の沙汰世御渡あり

大樹歸府の儀再應被相願候得共歸府有之候ては如何様の變事も難斗候得者實以一大事の儀深被惱震襟候間天下の爲且徳川家の爲にも深被思召候得者今暫滯京有之攘夷の基本相立御慮御貫徹人心安堵の場合に至候間被安宸襟候様御周旋有之度御沙汰候事

同日容堂公を始在京の諸大名二條城中に會議の末將軍御滯在ありて攝海防禦其他萬般の兵備相整迄は決して歸府致されずと決定

十二月廿一日御發駕を以再御上京 此條イナカン

元治元年正月勅命を以參與被爲蒙仰

二月御暇御願書被差返に付御附紙左の通

所勞頃日別して難澁の由委細申述御暇願の趣聞食候早速如願可賜御暇の處當節就中不容易御時節に付甚以氣の毒には被思召候得共何卒精々保養滯京有之候様被遊度旨御沙汰候事

右の通御暇不賜候處御直に關白殿下へ御參殿其に御實情被仰早速御暇に相成候由同廿八日御左右到着同廿九日御發京大阪より蒸氣船にて三月三日浦戶御着港曾て禁裏御所并幕府よりも御醫師を被下を以御病氣御難澁の御義は上に達し居候故御都合宜しき由

四月十八日於京師御隱居様御名代御先手石川左内殿二條城へ御登城の處御隱居様御儀御國事格別御盡力被爲在候に付從四位上少將御推任叙の儀御所へ被仰立候處被仰立の通宣下旨被仰出 維新年代記

慶應三丁卯正月九

御踐祈

同五日將軍宣下  
二月廿五日昨年以來御隱居様御上京の儀再應御沙汰御蒙被遊候得共御病症被爲在姑御斷被仰上候然に今日に至主上御幼少將軍新立の際徒に御傍觀爲成朝廷更始之御基本不被爲立にては被爲濟間敷様被思召其節屹度御盡力可被爲在に付當月中御登京被遊候様被仰出候此旨厚相心得趣意に應じ違亂無之御國內一同必至分相盡候様覺悟可罷在様云々

四月廿八日御隱居様御發駕

五月朔日京都の形勢不穩様相聞折柄御隠居御上京中の儀此上模様は寄何時上京可致含みに付其心得  
可罷在且當時勢に付銘々の議論相立人心致動搖趣相聞尙猥の義無之様我等の下知を相待候様仰出之  
案するに此文は老公御上洛後御國許種々なる議論ありて動搖せるを以て豊範公より鎮撫の爲め  
被示聞たるなるべし

六月朔日御隠居様御病症に付御暇の御願書御差出の處先月廿三日御願の通御書取を以て御暇被爲蒙  
仰依之同廿八日御發駕自大阪御乘船浦戸通御歸國被遊候に付明二日九ツ時迄に浦戸御着船の御等  
同夜浦戸御着船 同二日御着邸

九月御建言

誠惶誠恐謹て建言仕候天下憂世の士口を噤じて敢て言はざるに至候は誠に可懼の時に候朝廷幕府  
公卿諸侯旨意相違の狀あるに似たり誠に可懼の事に候此二懼は我大患にして彼の大幸也彼の策於  
是乎成矣と可謂候如是事態に陥候はば其責畢竟誰に可歸哉併既往の是非曲直を喋々辨難すとも何  
の益かあらん但願くば大活眼大英斷を以天下萬民と共に一心協力正明正大の道理に歸し萬世に亘  
て不恥萬國に臨て不愧の大根柢建さるべからず此旨趣前月上京の砌にも追々建言仕候心得に御座  
候得共何分□□の筋のみ有之其内不圖も舊疾再發仕不得止歸國仕候以來起居動作といへ共不隨意  
の事に成到再上の儀暫時相調不申候は誠に殘憾の次第にて只管此事のみ日夜焦心苦慮仕罷在候因

て愚存の赴一二家來共を以言上仕候唯幾重にも公明正大の道理に歸し天下萬民と共に皇國數百年の  
國體を一變し至誠を以萬國に接王政復古の業を建てざる可からざるの一大機會と奉存候猶又別紙  
得度御細覽被仰付度懇々の至情難默止泣血流涕の至に不堪候

慶應三丁卯九月

松平 窓 堂

別紙

一字内の形勢古今の得失を鑒み誠惶誠恐敬首再拜伏惟皇國興復の基業を建んと欲せば國體を一  
定し政度一新し王制復古萬國萬世に不恥者を以本旨をすべし奸を除き良を擧げ寛恕の政を施行  
し朝幕諸侯齊しく此大基本に注意するを以方々急務に奉存候前月四藩上京仕一二献言の次第も  
有之容堂儀病症により歸國仕候以來猶又篤と熟慮仕候に實に不容易時態にて安危之決今日に有  
之哉に愚慮仕候因而早速再上仕右の次第一々乍不及達言仕候志願に御座候處今に至而病症難離  
仕候

一天下の大政を議定するの全權は朝廷に有乃我皇國の制度諸則一切萬機必京師議政所より出づ  
べし

一議政所上下を分ち議事官とす上公卿より下陪臣庶民に至る迄正明純良の士を撰擧すべし

一庠序學校を都會の地に設け長幼の序を分ち學術技藝を教導せざるべからず

一切外藩との規約は兵庫港に於て新に朝廷之大臣と諸藩と相議し道理明確の新條約を結び誠實の商法を行ひ信義を外藩に失せざるを以主要とすべし

一、海陸軍備は大至要とす軍局を京攝の間に造築し朝廷守護の親兵とし世界に比類なき兵隊と爲ん事を要す

一、中古以來政刑武門に出洋艦來港以後天下紛々國家多難於是政權稍動く自然の勢なり今日に至古來の舊弊を改新し枝葉に馳せず小條理に止らず大根基を建るを以主とす

一、朝廷の制度諸則從昔の律令ありといへ共方時勢に參合の間或當然ならざる者あらん宜其弊風を除き一新改革して地球上に獨立するの國本を建べし

一、議事の士大夫は私心を去公平に基き術策を設一新更始今後の事を視るを要す言論多く實功少き通弊を踏べからず

右の條目恐くは當今の急務内外各般の急要是を捨て他に求むべき者は有之間敷と奉存候然則職に當る者成敗利鈍を不顧一心協力萬世に亘て貫徹致候様有之度若或は從來の事件を執て辨難抗論朝暮諸侯互に相争の意在るは尤然るべからず是則容堂の志願に御座候因て愚昧不才を不顧大意建言任候就而は乍恐是等の次第宜く御聽捨相成候ては天下の爲に殘懷不解候猶又此上寛仁之御趣意を以て微賤の私共と雖御親聞被仰付度奉懇願候

慶應三丁卯九月

松平 土佐 守内

寺村 左膳

後藤 象二郎

案するに右の論旨は夙に龍馬清之助等の唱道せし處諸侯の口を借り出してしは是を始とす誠に我土佐の名譽なりとす

十月卅日(註三十日は恐くは暇なり然らざればば下文の二十三日と合はす)御隠居様依勅命早々御上京可被爲遊仰出然に今夏以來の御病症未暇々不被遊に付日限の儀は追て仰出旨被仰出

十月廿三日御發駕の筈御差延 同廿七日右同 十二月五日御發駕 十二月三日豊範公御書付左の通

此度隠居様御上京の儀に付存寄の達々委細に令承知忠情の至に候然に兼而御建白の趣も有之殊に當時態重勅命を以被爲召候事故唯今に至最早不被爲得止兼而御日取の通御上京被遊候依而御留守中猶又厚御趣意引受能々鎮靜可罷在猶委細の儀は奉行共より可申聞候

右同日御奉行中演舌左之通

御隠居様御上京の儀は根元今度御上京不日御病症御發動不被爲得止暫時御暇被爲蒙仰其後も再三被爲召候得共御全快にも不被爲至無御據御不參御遷延中天下之時勢益差迫御喊黙御傍觀難被遊際

に至先達て皇國之御爲御建白の御趣も被爲在今般既に妙法院宮様御住居御明渡を以天下與廢の秋急々御上京御盡方も可被遊御旨御懇勅も有之藩鎮武將の御習にて最早御遠巡難被遊に付兼而口取の通來る五日御發駕被遊候然に危急の時態奉氣遣候より達々存寄申出候は忠情の至に被思召候得共右等萬々不被爲得止御都合に付此上御隱居様御留守中猶更厚御趣意奉引受鎮靜罷在候殊御兩殿様被仰出候間猶又一統神妙に可相心得事

案するに勤王派は御上京を御勅め申候方にて佐幕派は御止め申方にて随分議論八ヶ間敷事と被察たり余は此頃京都にあり佐幕派の諸士連署し建言せしも此頃の事なりしと思はる

明治元三月廿三日布達

先般土佐少將家來於界(泉州)表及暴行開港地内へ藩人兵杖を携出入致候儀御差止に相成候様佛公使朝廷へ申立之趣有之其通被仰出置候今般於京師右間隔相開吳候様土佐前少將より及直談處佛公承服致候趣申出候就ては爾來開港地内出入之儀差免候條爲念御方より此段被引合可被成候以上

三月五日

外國事務局

伊藤 俊 助 殿

右付紙 佛國公使へ引合相濟とあり

四月廿一日御隱居様將又病症に付御下阪の上御保養被遊度旨先達て御願被爲濟今十四日京都御發駕

同 十五日御着阪被遊

五月廿四日豊範公より被仰出候御自筆御書附左の通

曩日舊幕を保護せしは舊來の恩を報する而已ならんや皇國の治を欲て也一旦伏見妄舉に至ては慶喜反逆昨今兵を出すは天命を奉戴し 逆を討して宸襟を安し奉る是論無き而已今日確然大義を踏み王事を勤むる秋に當て此旨趣を體認せず尙方向に惑ひ異議を起す輩有之此度從御隱居様被仰出候御趣意於我等も勿論御同意に存候孰も王事を勤むる旨趣を可體認者也

別紙之通御兩殿様より被仰付候御旨厚可相心得候以上(此附紙は執政なるべし)

案するに五月は我兵は今市より轉じて白川の如く進みし頃なり此の際佐幕派の徒猶東征の不可と云ものあり野中太内等其首魁なり太内大阪に於て出兵の命を蒙りし處議論を構へ命を拒み即ち御國許へ被差下入牢の上南會所にて切腹被仰付是れより孰も皆閉口して命を奉せり本文は野中太内御處置前後の御示と思はる

六月十六日京都より御使者到着

御隱居様御參内龍顔御拜天盃御頂戴權中納言に被任從二位に被叙議定被仰付

九月東京行幸御供被仰付海路より御發し被仰蒙太守様も行幸仰蒙候處御不勝に付兵之助様へ御名代御願の處其通り被仰付

明治元年一月七日頃谷兎毛京都より歸着御隠居様御書附左之通

此度戦争に及候如國許へ聞へ候へば嘸哉人心動搖も可致と被察候孰も左様之儀無之下知を相待靜に罷在候様奉行共より屹度可示聞候

山内 容 堂

今度大阪表兵火に付兼て調達金船艀且國情不得止將軍宮隨兵東山道征討使兵の事御理の赴被聞召候得共大阪出兵進退の儀は將軍宮へ可申出候東山道出兵の儀は先達て以來被仰渡候義に付精々出兵可有之且國情不得止儀は尤に相聞尙追御沙汰の品も可有之候事

明治元戊辰正月

案するに此の沙汰は一月八九日頃のこと頗る不當の申立を爲しと見へたり三日伏見に於て戦争起りしより討幕派の隊長北村山田二川吉松等は官命を待ず戦争に従事したれば佐幕派の隊長等は頗る議論ありて伏見の戦争に加りし隊長に割腹を命ずべしとて官へ迫りしと聞く且つ政府は陰に幕府に通じ居たりし跡あれば頗る苦敷處あるより如此不當の請願せしもの歎余は此事は今日初めて知り余は出兵催促の爲め一月一日未明京都を發し五日朝高知に着し直に兵隊編制のことに掛れり谷兎毛三日の戦争中より命を受歸國七日に歸着せりと覺ふ而て大阪城へ御使者に參りし深尾鼎大阪より政府へ手紙差越せり其文全く佐幕主義なり曰く薩長遂に果て暴發し

たり彼れ等必ず大敗せん是にて所謂雨降て地固るものなりとありし然るに兎毛が早籠にて山崎街道を通行の時已に橋本邊は放火されて幕兵は敗れて次第に大阪の如く引き行くを見て還りしことなれば深尾の手紙を信するものなく愈官軍勝利と信じ兵隊の編制も意外に速に成れり是れ全く遽に起りしことに非ず昨以來有志の徒は各準備を爲し唯京都の一左右待ち居たればなり十日全く準備十二小隊出發せり京都の有様は實に切齒に堪ぬ始末なり

一月 松山高松征討の命本藩に下る

案するに本山只一郎錦旗を守衛して來れるに征東軍は川の江に出會す即ち汎衝隊は直に高松に向ふことに成る余は第二の出兵の爲川の江より高知へ引返す

二月七日六藩より開國の建白出づ文は略す

越 前 宰 相

土 佐 前 少 將

長 門 少 將

薩 摩 少 將

安 藝 少 將

細川右京太夫

慶應四辰二月

沙汰書

土佐前少將

先般以勅使嚴重被仰出候通於界(泉州)表其藩士對佛人及暴舉候始末已に各國御交際被爲仕候上は公法に依り御所置可被遊思召を以朝廷御取糺被仰付候處各國公使申談の上佛國公使より別紙個條の通願出候に付其筋を以御所置被仰付候尤第一ヶ條の儀は來る廿三日朝於同所執行可有之候就而は東久世前少將宇和島少將へ被仰遣候儀も有之候條右受指揮可被取計旨御沙汰事

但し所勞に付而は名代重臣早急可致下阪候事

九月 老公是迄の御功業により正二位に御進祿五千石を下賜ふ

容堂公御系圖

豐信幼字輝衛後兵庫助と稱す致仕後容堂と稱す實父山内豐著妾平岩氏文政十年丁亥十月九日土佐高知に生嘉永元年戊申十二月廿七日襲封同二年己酉二月十六日從四位下に敍み土佐守に任ず同五年壬子十二月十六日侍從に任ず土佐守を兼安政六年己未二月廿六日致仕同年十月事故有て謎を蒙る文久二年壬戌四月謎を免さる同年八月幕府指令を以國事を視る同三年癸亥三月登城鞍籠拜領同年三月參内拜龍顏賜劍及天杯元年甲子四月從四位上に敍左近衛權少將に任ず慶應三年卯十二月九

日議定に任ず明治元年戊辰正月十七日内國事務總裁(原文裁作軒)に任ず議定を兼如故同年二月辭表本官を解同年五月議定を辭す同年六月從二位に進敍權中納言に任ず更に議定に任ず同年九月議事體裁の事を掌る同年十二月知學事に轉ず同二年己巳四月制度寮總裁を兼任す同年同月兼官を辭す同年六月上旬議長兼亦辭す同六月軍功の賞豐信父子に錄四萬石永世下賜同年七月辭表解官(爾後麝香間に候ひ諮詢に備ふ)同年九月太政歸朝の功勞を賞し位階一等を進正二位に敍五千石終身下賜同五手申六月廿一日東京橋場別莊(原本非作榮)に薨す爾後柩を箱崎第に遷す武藏大井村に葬齡四十六葬事神式を用同年廿八日勅從一位を贈らる

詔書

識議侃々首唱大政復古偉勳赫々夙贊皇國維新洵是國家柱石實爲臣庶儀型茲聞溢亡曷勝痛悼因賜從一位以表彰

宣

明治五年壬申六月二十七日

第二編 豐範公 (上)

安政六年二月より元治元年五月に至る

安政六己未二月廿三日御家督御和續大阪表御警衛御隱居様の御時の通此の日より太守様と唱へ奉る

御隠居様容堂と御革名此際の仕置役大目附は左の者等なり

吉田元吉

由比猪内

麻田楠馬

朝比奈泰平

右仕置直役

市原八郎左衛門

朝比奈泰平

(右大目附朝比奈は兼任なりしが)此際奉行は何人なりしか詮議

十二月十六日 太守様被敍四品旨被爲蒙仰御名土佐守と被爲革

萬延元申閏三月朔日改元

十二月七日付を以て左の通達せられたり

御家中衣服の事

一、縮緬

右者爾來着用差留置候處向後下着に用候儀被差明之

一、小柳

一、羅子

一、呉絹服

右者爾來帯に用候儀右同斷

一、火事の節羅脊板着用向後被差明之

一、絹緞子夏羽織着用向後被差明之

申十二月七日

大崎健藏

京原八郎左衛門

右二人大目附なり此時吉田元吉得意の時なり吉田は奢侈なる男故是迄の質素主義を一變するの端緒  
開けり是等も禍を招くの一端なり

文久元酉二月廿八日改元

正月廿一日江戸御發駕同二月廿日着城

三月四日山田廣衛益永繁齋井口村に於て中平忠次郎と刃傷に及び三人共依痛手相果 福岡日記

案ずるに此のことは頗るハケ間敷ことなりし長屋孫四郎、諏訪助左衛門等此の時所置宜敷を得



たるを以御小姓と成る

文久通寶通用の達有り

文久元酉五月

西大門平井軍之助邸より山内下總與力市村某方邸迄十軒屋敷御取上右替りに處々の上り屋敷或は空地等を川原町右同斷被召上引料被成遣右地敷へ致道館御設置と成る

四月廿一日大阪御警衛として十一明組士大將中老山内右近彼の地へ被差立

案するに右近赴任御陣屋詰の始めなりしや

八月十二日福岡宮内桐間將監兩人塾居御免被仰付右兩人は容堂公譴責を御蒙りに付重役として補佐其道を不得と云を以て罰せられしもの、如し故に公の御免と共に兩人も亦御免と爲りしが如し

文元二年戊

文武館開設始末

豊範公御十七の時文久二年三月御發駕御延引文武館未だ開けざるの御事也四月廿七日御發駕の御日取と成三月末文武館成就に付家老以下與力騎馬に至迄年齢十六歳より三十九歳迄の者彼館に罷出候様豫め御布達あり

四月二日文武館開業刀鎗文學始る弓居合組合兵書等は未だ其道場不設其道に志ある者疑惑を生ず

劍槍兩術は流名を不立劍は面籠手竹皮具足にて多くは下段を主とす鎗亦當時流行の道具を着し直槍或は十文字を習練す

文學亦師弟の道を廢し役懸りの者をして教導せしむ但句讀席は別也

家主戸主男十六年より廿九年迄文學經史の内講讀勝手次第第三十年より三十九年迄亦是に同じ武藝亦十六年より二十九年迄槍劍の内一藝可勉學三十年より三十九年迄槍劍の内一藝相學

末子弟養育厄介者出學すべし (但課程はなし)

三月二十三日諸藝家差免人柄を以て指南役導引役被仰付文館司業役武館調役四人宛仰付

同月三十日新小姓同末子格馬廻末子格被差止御小姓組に格進御小姓格御小姓組と被差替御留守居組

末子格被差止御留守居組に進む

但平士は馬廻小姓組留守居組の三等に定められたり

四月八日夜御仕置役吉田元吉下城の途中於帶屋町暗殺せらる下手人不知

案するに此夜二の九にて外史とかの御會にて役人段々登城し吉田も夜四ツ頃歸宅の途中追手筋と帶屋町との横町に殺害に逢ひ首は雁切川の從來の梟首場の邊に罰文を附け打捨ありたりと云

ふ

四月十一日柴田備後當分御奉行職

右同日役儀被差免役領知被除御馬廻仰に被付人名

御仕置役 朝比奈泰平、真邊榮三郎

御用役 由比 猪内、神山左多衛

大目附 大崎 健藏、市原八郎左衛門、福岡 藤次

御近習御目附 後藤 良輔

案するに右の人数吉田殺害に逢し後役儀御免と成りしが

當分御仕置兼 間 左平

當分御仕置大目附兼帶 小八木五兵衛

御表用役御近習目附兼帶 下田 七郎

大目附兼帶 大廷 毅平

少將様御用役 間吉左衛門

同月十二日

御奉行職 山内 下總

同 桐間 藏人

御奉行職御免 福岡 宮内

同月十三日

御近習御家老御免 深尾 丹波

御仕置役 小八木五兵衛

御側御用役 五藤忠次郎

大目附 柏原内藏馬

御近習御目附 高屋友右衛門

古今日於御前被仰付

同月十四日

御奉行職 五藤内藏助

四月御届

吉村寅太郎、大石圓藏、弘光銘之助、坂本龍馬、澤村惣之丞

右三月初旬より四月初旬迄の出奔に付留守居役若尾直馬より御届致す

案するに若尾は大阪留守居歎吉田暗殺者右の者等に疑念懸りしと見ゆ

四月十八日

大目附 青木 忠藏

御近習目附 金子平十郎

同月廿五日大阪御警衛交代二明組被差立村田仁左衛門士大將被仰付

同月廿六日大學様文武御惣寄被成候様被仰出

案するに余は此の史學助教を以て大阪御陣屋詰被仰付同性丹之進と同行せり丹之進は教授なり此の際時勢は益八ヶ間敷成れり余は松下與膳と交替せり本間精一郎等御陣屋へ來り松下と相應じて暴言を吐しことを聞けり

五月二十五日大守様御自筆御書付左の通

此頃内外共不穩候時勢と相成我輩若年深致心痛言路の儀は御先代様より御開被遊候得共此上猶更人心一致上下親睦何事に寄らず存寄有之候面々は可申出候以上

覺

此頃御國內人氣不穩加之上方筋騒々敷に付ては御深慮不少我々於職掌も不安寢食致心痛候然に先達て以來郷士共犯國禁亡命の者有之畢竟勤王之志一途に存込候より件の次第に至候哉の説相聞勇敢の志者可賞様に候へ共御國恩却て皇國の禍を釀候程難計依之以下々々迄尙又甚大義懷報國心愼輕舉從容罷在何時隨御下知踏實地候様の覺悟肝要に候

戊五月

山内 下 緒  
五藤 内 藏 助  
柴田 備 後  
桐間 藏 人

案するに右は前文御自筆の添書なるべし

五月廿八日

御奉行職御免 桐間 藏人

同 山田 下總

同 柴田 備後

但柴田は左右御側組支配共御免

桐間 將監

右當分御近習御用方を以て江戸表御供

六月朔日付上杉様より御通達左之通り

今日於營中上意振寫并脇坂中務太輔殿御達の趣書付寫一通伊澤美作守を以被相渡候依之別紙寫致進達候御承知の上中務太輔殿の御答使者可被差出儀と存候以上

六月朔日

上杉 彈 正大 弼

松平土佐守様

近來不容易時勢に付今度政事向格外に令變革候間何も爲國家厚相心得候儀は可申間猶年寄共可申談候

案するに左に掲ぐる處の文は上意の寫にして下文に掲ぐるもの御達の趣書付寫なるべし  
今日上意の趣誠以厚思召國家の御慶事無此上難有事に候昇平三百年其流弊綱紀も相弛み武備御行届に相成兼候折柄近來外國の事務頻に御差淡ひに相成右御取扱振より自然天下の物情に差響終に奉惱 叙慮候に至り深く恐入思召候素り公武の御間柄聊も御隔意被爲在御事には無之候得共何となく御情實御通徹に相成兼候故よりの儀に付速に御上洛萬端御直に被仰上度との思召にて則御内々被仰出に相成候併御上洛の儀は寛永以來御慶典に相成候御式に候得ば萬端の取調急速には御行届に難相成に付暫くの處年寄共より御猶豫相願候處此度之儀は御舊例に不拘格外御省略御行粧等萬端御簡易に被遊候思召に付急々取調次第可被仰出甚御急思召候事に候萬事御誠實の思召御直に被仰上御合體御熟算の上從來の弊風御一洗御武威被遊御振張皇國を世界第一等の強國に被遊候御偉業を被爲立上は 天朝の宸襟を奉安下は萬民を安堵爲致度との思召に候得ば何れも厚く奉得其意御政事向御變革の筋等各見込の儀も可有之候得ば聊も不憚忌諱國家の御爲第一に相心得心底を盡し可被申上候猶追々被仰出候儀も可有之候間飽迄も其意を體し可抽忠誠候也

六月二十四日 於御城五藤内藏助より拜承被仰付御趣意左の通

先達て諸藝家被差止於文武館志次第修行方被仰置候處此度御詮議振を以師弟之道相立候様被仰付候銘々以前の師弟に立戻り且師家無之面々は文武役掛等へ致入門候様被仰付之以上 (戊戌六月)

案するに致道館の經書は吉田元吉水戸の弘道館の類に倣ひ設置する處にして諸流の僻見を打破し古來の舊習を一掃するに於て有名無實の老輩を徒に教員の數に備ふるの不可なる識者の認むる處なり然れども其弊や銘々勝手次第の舉動を爲し導役等の威權行はれず頗る秩序を紊亂するに至れり大學様は固より吉田等急遽の改革は御不同意のことなれば御總宰の職に御就被成より遂に又本の如く師弟の交を結ぶことに成りしなり

六月三日御布達

御勝手向積年御窮迫に被爲在去る卯年御年限被立置今正月より御年限被差明平常の通被仰付候得共當御時態旁臨御物入も不鮮仍て此度御年繼を以五ヶ年の間御年限被相立諸事前御年限の通御省略被仰付

案するに吉田は自ら奢侈なる男故國政を執りても矢張其流技にて諸士の服制杯の華美なるを許すことし此の年正月十一日の御乗初の如きも頗るはてやかなることに致せり是れ吉田が時勢人情を顧みず自己の性情を直に實行せる過にして怨を招きしも亦此にあり大學様は篤實温厚の

御方に候へば此際頗る人望を得られしなり故に御省略手延のことも此の御方の思召に出しと思はる

六月二十八日太守様發駕御奉行山内下總御供北山中國路御上阪御滞在中御痲疹に罹らせらるゝ案するに余此の時愚存申上度筋あるを以御陣屋より御暇を願ひ伏見に於御待受の舎の處同處は長州若公御滞在に付宿問に付京都に赴く而て公大阪にて御痲疹數日の御滞在に付又々大阪に下れり此際頗る八ヶ間敷事共なりし余は引續き本職の儘にて探索御用を以て御供の列に加はれり

七月

徳川刑部郷一橋家再興 叙慮を以將軍家後見被仰出

松平春岳 叙慮を以御政事總裁職被仰出

八月十日京都より御吉左右の御使者到着

太守様先月二十三日大阪御發駕同二十五日京都御着被遊候處京師騷擾等の儀に付御依頼を以暫く

御滞京被爲成候様被爲蒙 勅命將又於江戸御隱居様先月十五日依御用召御登城被遊候處於御白書

院御目見被爲濟再於御座間上意御拜承被遊廉々御首尾被爲濟

八月京師角力頭等非常の節御用被仰付度願出御聞届に相成る是より先大阪の角力等も同様願出御聞届に成非常の節着服も御渡被下當時薩長土三藩の名高ければ御美名を慕ひてなり

閏八日深尾鼎先達江戸并に大阪等にて放蕩を以被召上たる千石を嗣子内記へ被下

九月十三日深尾鼎再御奉行と成り内記へ被下候一萬石を被下内記は嫡子と成る

八月幕府大憤にて書付を出し諸侯の參勤交代の期を緩め妻子を國に歸せ令む徳川三百年治安の政策を一變せり享保年間物徂徠幕府へ獻言せしこと初て行はる

九月二十八日 坊城殿より御渡御沙汰書

此度關東へ勅使差被下候に付松平土佐守も同様出府當又叙慮貫徹の義御周旋有之様被遊度と思召候御沙汰之事

十月十一日太守様五ツ半御供揃を以京都御發駕勅使御守衛なし勅使は三條中納言殿副使は姉小路殿御下向なり

十月五日御參内なり勅使御從行を以てなり獻上物例の通拜 天顏賜天盃大通院様初御先代様の御位牌御拜本日の事御申上有之候事此時御旅館妙心寺なり

十月二十七日太守様勅使御隨從にて江戸御着なり將軍病氣にて勅使御越無之前公及容堂公方御周旋なり

是迄勅使下向の時は隨從の徒は尤卑賤の者共に付宿々の者をねだり金を食ひし處御國御數人御警衛に付右等の不都合なること絶て無之故宿々の者惣代を出し御役人へ御禮を申出る

十一月御仕置は

小八木五郎兵衛

寺田左右馬

若尾直馬

但其後小八木兵衛轉任か御免歟平井善之丞加る

十二月御書付寫

明春大樹上洛に付隨從并別上京の諸大名心得方如何申渡有之哉方今の時勢候間不據寛永先蹤各渡弊無之様精々省略質素之心得專要候間此旨自關東一同被申渡候様御沙汰候事

壬戌十二月

十二月廿五日毛利大膳大夫殿御養女と御縁組與様と唱ふ正君様と唱ふ同二十七日江戸御發駕御歸國十一月二十七日仙石治寅從江戸被差下御趣旨(註此條老公の條にも出再出)

御兩殿様公武御合躰御周旋御盡力被遊彼にて御都合宜敷此節勅使關東御下向日御慮御遵奉の御勅答も可被爲成御模様追々勅使御歸京の節者太守様にも御同時御上京の上近々御歸國可爲遊將又御隠居様にも御沙汰次第御上京の御合御女儀様にも早春御歸國の儀被仰出江戸表の事情平穩に相屬聊以奉氣遣候義不被爲在候間於御國許も御士以下々の者迄人心一定候様被思召候處右事實不致徹通より上下懷狐疑不穩の儀有之趣御兩殿様被聽召深く御心配被遊候に付右等の御都合以下々々

迄も致拜承厚相心得可能在旨被仰出之

文久三癸亥正月三日御參内 龍顏御拜 天盃御頂戴御衣御古御拜領

松平土佐守

勅使同時出府彼是盡力苦勞被思召候此頃歸國可被仰付等之處方今之時勢に付容堂上京迄滞在守衛有之候様被仰付候容堂上京候者可賜御暇候間着次第勝手歸京可致候事 正月

正月二十八日京都御發駕 二月十日卯下刻致道館失火燒亡 同月十二日着城

同十九日御自筆

去年上京以來我等苦心可察候兎角上下一致に不相成下は萬一の用に難立上軍備等十分手當可申付

等之處勝手向難澁諸事存慮の儘不被行儀も有之令心痛候依而於手許も尙又令節儉候孰も趣意屹度

可相守事 二月十九日

於學習院荒尾騰作谷守部へ御渡の紙面

浮浪有志之輩自然攘夷先鋒被仰付候節は烏合之衆にては可混亂在候は、部伍隊長無之ては不叶儀其上總督之儀幕府之役人に被仰付候而も攘夷先鋒と有之候而忠勤可相勵心得に候哉但先鋒の儀は不好儀に候哉周旋方見込み程令承知度候事

東 園 中 將

東久世少將

錦小路右馬頭

萬里小路辨

勘解由小路中務少輔

澤主水正

二月二十七日 所司代より被渡書付

此度横濱へ英吉利軍艦渡來島津三郎江戸出立掛生麥に於て三郎家來英吉利人を殺害に及候儀に付三ヶ條之儀申立何も難聞届筋に付其趣を以可及應接候早速に兵端を開き候哉も難計依て其銘々藩屏の任に有之候に付夫々備向手宛も可有之候間爲以得相達候事

二月 御觸の寫(此の書は京都より 歟又は幕府歟)

攘夷御一決の此節御改革被仰出候に付百弊政一新人心協和候様無之而は不相成儀に候處近來登穀之下私に殺害等之儀有之畢竟言路壅蔽諸有司不行届之所以と深恐入候次第に付上下之情意貫達致皇國之御爲と不爲に係候儀は勿論内外大小事と無之善惡共隱匿致間敷事

但憚忌諱之儀も有之候は、封書に而直様可申入又自身閉届候儀も可有之候

右之趣武家并町在共不洩様可被相觸候 二月

三月十五日 兵之助御上京

三月十二日 御士以下民兵迄海防御手當に付當分の中自力修行として他國行被差止尤從者列を以立越候分は從來の通

勅書 此の勅書は何月何日に表仰出しものか不明

近年醜夷逞猖獗數觀皇國實不容易形勢ニ付萬一於有汚國體缺神器之事被爲對列祖之神靈是全寡德ノ故與深被痛宸衷候に付蠻夷拒絶之叡慮ヲ奉シ固有之忠勇ヲ奮起シ速に建掃攘之功上安宸襟下救萬民令黠虜永絶覬覦之念不汚神州不損國體様與之叡慮に被爲在候事

攘夷拒絶之期限於一定者國之臣民戮力可勵忠誠者勿論之儀候先年來有志之輩以誠忠報國之純忠致周旋候儀叡感不斜候依之猶又被洞開言路雖草莽微臣之言達叡聞忠告至當之論不淪沒壅塞様與之深重之思召ニ候間各不韜忠言學習院へ參上御用掛之人々へ可揚言被仰出候間亂雜之儀無之様相心得可申出候事

三月 幕府達 旗本以下へても示したるもの歟

此程相達候通英國軍艦渡來申立候趣實以不容易儀に候素り御兵備御充實も無之殊に御留守中の儀に付還御以後御決答可有之筈に候得共最前申立候趣も有之候間此上應接之次第に寄速に開兵端候儀無之とも難申自然左様之事變に至候時假令へ御兵備御手薄御勝算無之候共不得止儀盡死力防戰

之覺悟にて可有之旨此度御旅館より厚被仰付越候赴も有之候間尙銘々報國之赤心を不失様厚心掛忠節を盡候様可被致事

同月 大目附へ

此度神奈川縣へ英國軍艦數艘渡來重大の事件書翰を以申立來八月迄に決答無之候は、船將之職掌を盡し可申旨申立候右は不容易儀故應接之模様に寄可開兵端も難計候間差圖次第出府之心得を以人數等手當可被致候尤御留守中之儀にも候間猥之動搖無之様未々迄可被申付置候

右之趣關八州萬石以上之面々へ可被相觸候

大目付へ

攘夷の詔御奉戴に付早々拒絶の應接に及外夷承服不致節は速に打拂候様被仰出候間一同厚心得御國辱に不相成可被拙忠誠候右之趣萬石以下之面々へ可被相達候以上

三月十九日

禁裏御所爲御警衛十萬石以上の面々より一萬石に付家來一人宛之割合を以身體強壯行狀宜勇敢之者と撰京地へ差出御警衛致可申候ば取締向は主人くにて厚世話致し一ヶ年づゝにて交代爲致可申候

右の趣御所より御沙汰之趣も有之候間被得其意早々人撰差出候様可致候委細之儀は牧野備前守

可承合候

右之趣十萬石以上の面々へ不洩様可被相觸候以上 三月

爲禁闕御守衛諸藩十萬石以上高割を以一萬石に付一人づゝ貢献候様大樹御受に相成候間各忠勇强悍之士を精撰有之兵器食料是に準し被差出候様被仰出候猶御規則制度之儀は追々可被仰出候得共選士急に取調可出事 三月

四月 幕府布告 大目附へ

京師御守衛御用掛三條中納言へ被仰付旨御所より被仰出候間爲心得相達候尤守衛人數書等三條中納言方へ被差出候様可被致候

右之趣十萬石以上の面々へ可相觸候

四月幕府布達 大目附へ

今般十萬石以上の面々京都警衛在京被仰付候間當亥年の儀は別紙の割合に相心得國邑より出京御守衛向嚴重可被取計候尤交代の積可被心得候

右之趣拾萬石以上の面々へ可被觸候

同月 幕府達

外夷拒絶の期限來五月十日御決定に相成候間益軍政調醜夷掃攘可有之被仰出候



田安中納言

右者御後見中御政事向御不都合の事共有之被對京都深く被恐入候に付御官位一等御辭退且御隠居御願之趣都而無御據被思召候に付京都へも被仰進今度御願之通御官位一等御辭退の段被遊御聽届御隠居の儀は御願通仰出只今迄被遣候拾萬石徳川壽千代へ被遣候旨被仰出候此段爲心得向々被可相達候正月

四月 幕令

今度英國軍艦渡來の主意曲直を正し名義を明らかにし隨而鎖港の談判にも可及候間右談判中は家來下々迄無謀過激の所業無之様能々申付へく時宜寄戰爭と相成候節は一心同力御國威相立候様前以覺悟可有之候

四月 幕令

攘夷の義五月十日及拒絕候間銘々右の心得を以自國海岸防禦筋彌以嚴重相備襲來の節は掃攘致候様可被致候

右之趣萬石以上の面々へ不洩様可被相觸候

四月廿六日 智鏡院様網様網姫様江戸御出駕御歸國なり

四月廿七日 深尾鼎御奉行職御免

五月七日 深尾丹波爾來の御用方其儘を以當分御奉行職兼帶

五月八日 今度御守衛兵士御藩より差出候義被仰出候に付右御用周旋有之候様被仰出旨御沙汰の事

右御用松平余四郎長岡良之助へも被仰付候間申談可被相勤事

同月十三日 五藤内藏助、御奉行職御免

同月十四日 桐間藏人、當分御奉行職

同月廿一日 朝廷御沙汰左之通

九門之内 清和院門土州

昨夜測平門丑姉小路少將刃傷之義有之甚不容易候間右御門今晚より固之義は相應勘考可有之被仰出候

尤晝夜様々見廻候事 五月廿一日

追て又御書付御渡

一御士五人斗 槍人數宛

一足輕七人斗 鐵砲人數宛

一幕張

一高張 貳個

右は清和院御門へ晝夜詰切を以尙石薬師御門寺町共の内見廻り折々廻番之事

五月廿一日の夜

五月十日 大阪表御警衛に付爲兵糧米五千俵幕府より被相渡

同月廿日

深尾 廣人

右者勤役中屹度存當子細有之依之屹度遠慮申付之 知行二百石減せらる

福岡 宮内

右同断依之慎申付之

朝比奈 泰平

右者勤役中廉々急度被當思召子細有之御不快に被思召依之急度被仰付等之處今般云格祿被召放  
二淀川限東禁足泰平嗣子吉郎へ家督其儘被下

大崎 健三

福岡 藤次

右者勤役中副行取扱の儀に付不正の筋有之其餘廉々被當思召子細有之御不快思召依之急度遠慮仰付之

市原八郎左衛門

麻田 楠馬

由比 猪内

百々 茂猪

右者勤役中被當思召子細有之御不快被思召依之急度遠慮被仰付之

右者養育人吉田源太郎父元吉儀存在勤中權威を專にし御政事向き恣に執計廉々不正の筋有之御不快に被思召存命に罷在上は急度被仰付等處死後の儀に付格別御沙汰に不被及源太郎へ可申聞候以上

亥五月廿日

案するに深尾弘人以下吉田元吉存世中の重役夫々御咎被仰付候は吉田に連類の譯を以ての事と

被察罰文舊例に依り明了を欠くは遺憾なり

五月十七日 大阪御警衛交代とし柴田備後但馬廻被差立中老西野丹下士大將として被差立

六月 銅器献納に付達左の通

此度寸志を以銅器差出候面々有之候時其品付差出添持出の時は格段之御詮議振を以於文館内に請取等に付日々四ツ時より八ツ時迄に差出候様差圖有之等

案するに土佐家中の火鉢類を初め赤金銅器は殆ど一掃せり美麗なる置物價幾百圓の物も皆打ち潰して差し出し何も出さぬ者は不義の徒の如き看あれば貧士と雖も多少の品を出せり余一貫目

の白砲を鑄造せんと欲し文錢百々斗蓄へ居りしが之も此時出したり又本家丹九郎方には泰山先生の遺物たる、コンタンギ、有之是も此時出したり今は泰山集中に其銘のみ存せり時勢の變誠に不得已なり

六月 御城代より御渡の紙面 (大阪城代ナルベシ)

攘夷期限の儀先達て布告に相成己に於長州違奉斷然及掃攘候間此後外夷渡來候はゞ無二念打攘可申候尤警衛の諸藩互に相援盡力防禦可有之様被仰出候事 六月

六月廿日大阪御城代へ宛御老中より差越したる手紙の寫大阪在役中の御城代より示せしもの

其地海岸松平相摸守於持場外國船及發砲候趣一體外夷拒絶の儀は横濱表に於て未談判中にて御手切に不相成所猥に發砲致し兵端を開候ては御國辱を引起候に相當以之外之事に候彌以手切に相成候節早速可申進候間夫迄はいづれも是迄の通平穩に取扱尤彼方より襲來候様御充分御考窮被致彌襲來候に相違無之候得ば前文之通打拂候様可被致候襲來不申内粗忽の所行無之様其他并近海御警衛之面々へ不洩様御申達可被成候此段申進候以上

井上河内守

水野和泉守

松平豊前守

松平伊豆守様

六月廿六日御城代松平伊豆守様より御呼立に付役人差出候處左の演舌あり

去十四日御達に相成候儀御取消に相成候御達有之候旨後日別紙之通江戸表より相達候に付ては伊豆守に於而大に心配致候此度之書面御達申にては無之御目に掛置申候斗にて候に付右様御心得候様公用人を以演舌有之候事

大阪在役羽田より城代へ答

昨廿六日一通拜見仕候被仰聞御濟に相成候前紙之御書取陣家詰之者共一同にも拜見爲仕兩端之儀御當惑之譯と恐察候得共表立御達置申にても無之候故矢張去廿三日御達通無二念打拂候様相心得居申候間御書付は返上仕候

羽田左馬之助

案するに一旦大阪城代より幕府を代表して無二念打拂ひの令を發し次て江戸より老中連名を以て無二念打拂への令を取消すが如き不體裁の極と云べし城代の當惑思ひ遣られしなり在役羽田の書面返却は大出來なり彼れは俗吏なり決して如斯あるものに非ず陣屋に於て評議斯く計らひたるべし書面の月日分明ならざるは遺憾なり案するに五月十四日無二念打拂の令を出し其の後江戸老中より城代へ宛て取消的の手紙達たれば廿日在役を呼出し老中の手紙寫を在役に渡猶又廿六日に在役を呼出し御達申にては有之御目掛置く斗に付右様心得呉れよと公用人を演舌せし

ものと見へたり表達にては打と云内達の如きものは打つたと云ふ兩端の指令に付表の達を實とし内達風の老中の書面は返却せしもの如し

六月七日

外夷拒絶期限の事先達て天下へ布告に相成候處は於列藩夷船排斥の心得勿論に候處傍觀に打過候藩有之候趣深被惱 震懾候既に於長州兵端相開候に就ては皇國一體の儀に候間互に應援掃攘有之皇國之恥辱に不相成様圖藩一致決戦盡力徹慮貫徹致し候様御沙汰之事 (文久三癸亥)

案するに此御沙汰は朝廷より直に出しものなるべし而て藩内へ布告に成らざりしが如何となれば此時藩の政府は幕府と同意見なるが如故に令を持たず猥に砲撃すべからずとの藩令を出せしことあり

六月三日 江戸西の丸不殘燒失

同月廿七日 桐間藏人病症に付當分御奉行職御免

六月廿一日豊範公御自筆御示

去年來公武の御際不穩依之我等以弱年之身辱朝命隨勅使東下西上殊に御隱居様被爲蒙 勅命台命御周旅遂に於幕府攘夷の勅命御遵奉被爲成追て大樹公御上洛の上策略拒絶之儀者幕府へ御委任被爲在候に付此上は皇國之信義と外威に不失候様於幕府遂應援彼承服無異議致退帆候得ば永く太平

に相屬し王室を盤石の安きに奉置彼若逆義悖理不隨命兵端を開候時は曲在彼彼己に曲名を負候上者大樹公令を列國に下し斷然問罪の名を正し勤王敵愾を鼓し以直討曲候時は不辱國體兵民の勇氣致倍從皇國一致可奉安宸襟候處頃日攘夷の期限過候と以哉於長州兵端相開候に付應援等の儀從京都御沙汰被仰出候に付固り遵奉可仕候得共頃年御依頼恩眷を奉荷今皇國の危きに相臨默然罷在候而は區々の忠不相伸不本意の至に奉存不顧不恭之罪今般天朝並幕廷へ致建白候抑如前勅策略等の儀者既に幕府へ御委任被爲在候上は彼是順序相立而後戦争不得止時に候然に幕府容易之御請有之拒絶及遲延候儀者罪幕府に有之候へば偏に御督責被爲加候共外夷の與知する處に無之候然るを長州不得止儀も有之候哉未知其中には往來の舟船を卒爾及砲撃候趣も相聞へ左様有之候而者彼我曲直順逆致反覆各藩各國狐疑を相生し應援約束難相整調海内無數罪なきの生靈をして徒に砲火に死せしめ却而皇國無窮の禍殃を醸し候に至可申と不安次第に候哉我等皇國社稷を愛之赤心如是に候孰も臣下に候得者無腹臆吐露し早銘々我等憂之心を體任致し妄言輕舉深相慎何事も下知を相待毫厘我等の趣意に無違背様屹度可相心得候

七月朔 勝手向御逼迫に付當亥年二斗立出米被召置候御觸出づ汽船(汽船は前海丸と稱し汽船の古船なり)買入等のこと達に出づ

同月十八日 三條公以下七卿俄に京都御退去

同月 大阪城代より直に攘夷の不可なる達左通

外夷掃攘の義に付候而は諸藩へ傳奏衆より再應達有之義に候得共鎖港談判中に付未だ手切に不相成候間猥に兵端開き候而は御國辱を引起候に相當り以の外の儀に付御手切に相成候は、早速達越可申積尤今般京師へ被仰立候御旨も有之に付旁方今之處平穩に取計候様可相達旨老中衆より申來候間此段御達申候 七月

案するに此に至り初めて無二念打佛の幕令を表て立ち取消せり此の際城代の心配可察なり

七月 關東へ御建白

外夷拒絶の勅旨に付五月十日を限り列藩へ御布告被爲在然上は右期限迄に被爲遂應接談判候義と奉存候處朝廷如何被爲在候哉期限既に打過候得共東西於兩港は通商交易自若の形勢に付各國疑惑を生し候折柄此度於長州兵端を開き候より再應勅命御直に被差下候然に皇國將來の安危に關係仕實に不容易義に付熟考仕候處一旦開港和親御許容に相成候上は皇國より諸夷諸蠻と稱し候得共亦人類に候得は彼是曲直之名義を正し信義相立候様御應接肝要可有御座奉存候然に倉卒釁隙を啓候而は却て皇國長久の御良策に非候様思慮仕候に付勅答建白之達に別紙之通呈上仕候重き勅諭の儀に付其儘奉承仕等之處實に以至重至大の御事柄に候間不願妄語之罪上言仕候於幕廷府御採擇被爲在上天朝へ御忠節相立下列藩へ信義不被爲失諸夷僭服御武威外域に相輝候様御處置被爲在度奉存候

八月二日 深尾丹波御近習御家老

同月廿日時勢に付太守様御手許屹度御省略御着服専ら綿服御着用者の御趣意奉引受無益の費可相省旨御達の事右に付執政の添書詳細の達しあり略す

八月 大目附へ

此度上方筋不容易時變有之人心動搖之折柄右殘黨者勿論其餘心得違之者有之此上何様之事變を企可申も難計候間萬一之節銘々領分之固は勿論他領共申合相互に應援致し且又最寄御料所其外寺社領小給所等警衛向手薄之場所は差圖を不待時宜次第出勢致鎮方手拔無之様兼て心掛置候様可被致候

右之趣中國九州に領分有之萬石以上の面々へ可被相觸候 八月

八月廿二日夜半京師より御飛脚到着

本月十八日早朝九門内頗物騒の様子中川宮様有栖川宮様關白様近衛様御參内於宮中異變の様子相聞へ兵之助様其餘因州侯備前侯木澤侯阿州世子侯所司代會津侯早速御參内三條様には御參内差扣且長州様御入敷九門内へ入候儀被差留三條様追て御役御免の御内沙汰の趣兵之助様も六門之内御固被爲蒙仰候に付總人數相詰不取敢右場所より御飛脚被差立候其子細未分明候得共實に不容易形勢此上如何様の動亂に至候も難計に付此旨各爲心得申達候

有同日 生駒清次着

上略、然者今朝清和院御門當番寺田典膳より九門内頗物騒の様子且中川宮有栖川宮御參内被遊於宮中御異變御座候哉の義申來候中追々御留守居よりも通達有之御出馬被遊可然哉之儀申義早速其取調に相成居候處會津侯より急々御參内被遊候様の御達に相成直様御供揃被仰出尤御供の面々は火事羽織陣笠にて御馬標其先に押立四ツ前頃御參内被遊候處中川宮様有栖川宮様近衛前關白様會津侯御參内に相成居九門往來も猥に不相成三條様にも御參内御差扣被成候御沙汰に相成勿論長州人數九門内へ入候事相成不申御門々は會津の大人數にて固め皆切火繩士分は槍を持必死相極申候因州侯備前侯米澤侯阿州世子侯所司代會津侯兵之助様の外は御入門差留兵之助様には一番に御參内被遊候於是天下反正なり尤三條様にも御役御免の御沙汰御蒙に相成申候委細之儀は今以て相分り不申御供致し候面々御役用御目附御内用御留守居小目附役は御所中に相扣其餘は清和院御門相固め申候誠に御無人數如何共相成不申即刻大阪へ掛合御侍十四五人足輕五十人斗馳上候様申遣候右様大珍事に至候上は急々御兩殿様御上京被遊御盡力被遊度一同に奉存候爲神州御苦心遊被候は此時と奉存候其中御家中并郷士即刻立に被仰付度委細は清次よりも可申出最早刻を争候て干戈之動に至候間速に御決斷被成度御所御門内火繩の臭滿々是にて形勢御推察被成度勿論兵之助様御引受被遊候御事は何時を限共不見御供の者寓に歸候念は絶申候急遽之形勢不取敢如此御座候 八月

十八日未中刻

御役人連名

追て只今被仰出候兵之助様水戸様備前様御三所様東西南六門御固監察警衛被蒙仰候右之通に相成に付早速御人數御差上せ不相成候而は實に御國辱無此上事に御座候是より内之御固とは趣向違に相至り申候返す返すも御國辱に不相成候様御決斷被成度存候以上

案するに此一變は佐幕派の欣喜雀躍せし時なり寺典等は此頃より長州征討頃の御用利なり小目附には野崎糺山田吉次等頗る幅を利かせたり

八月十九日曉兵之助様早速參内御満足の御褒詞を御蒙りなり

八月廿二日 在京の各藩九門御固の割合御沙汰と成る左の諸侯方なり

警衛諸藩

- |        |       |       |            |           |
|--------|-------|-------|------------|-----------|
| 松平和模守  | 加藤出羽守 | 松平伊勢守 | 松平肥後守(格別也) | 〆人數千四百八十人 |
| 上杉彈正大鼎 | 松浦豊前守 | 本多主膳正 | 分部若狹守      | 山内兵之助     |
| 百人     |       |       |            | 〆人數千五     |

- |       |       |       |           |
|-------|-------|-------|-----------|
| 松平備前守 | 京極佐渡守 | 加藤山城守 | 〆人數千二百五十人 |
|-------|-------|-------|-----------|

- |       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 戸田采女正 | 松平淡路守 | 〆人數千五百人 |
|-------|-------|---------|

同月十八日

夷狄御親征之義其機會に無之 叡慮に候處御沙汰の趣施行相成候段全思召不被爲在候何れ御親征は可被爲在候得共先此旨更被仰出候尤於攘夷は叡慮少も不被爲替候得共行幸暫御延引被仰出候事  
四月廿日

今般行幸暫御延引被仰出候得共於攘夷は早可遂成功累年之 叡慮は依之勤王之諸侯不待幕府之示命速に可有掃攘候由 叡慮被仰出候事

八月廿二日

春以來彼是違 叡慮候上攘夷御親征之期未及到來候得共何れ御祈願大和國行幸可被爲在 叡慮に候處御親征の機會今日を不被爲過旁行幸於大和國軍議可被爲在旨屢遮て及言上矯 叡旨候段不容易次第に被思召候依之御取調可被爲に付被止參内候得共抑て參内難計且暴論の徒引率推參有之候には及紛亂候故九門御固被仰付猶又於長藩も正議壯烈に過候より疎暴論の輩も可有之哉難計不被爲得止堺町門御固め被免候事長藩追々引退候節三條中納言其以下堂上七人同伴及他國候段不憚朝威甚如何に被思召候間下行の堂上早速歸京候様長門宰相父子へ可被仰付候事

八月廿二日

正親町三條中納言

中山大納言

柳原大納言

八月 三條公へ御附の人名

楠本文吉、島村左傳次、伊藤甲之助、弘光明之助、西山平馬、岡甫助、山本兼馬、南部辰衛、

西村廣藏、前田要藏、清岡半四郎、利岡馬次、黒岩其次

右之面々兼て三條公御守衛御用被仰付置候處御脱走の節御供仕候と相見へ居合不申候

森岡四郎、野村重平、宮地孫平

右同斷の處御道筋より上を見失ひ歸るに付御門留

土杉鐵三郎

右同斷御脱走の節道中より病氣にて歸候に付取調中

土方楠左衛門

右は兼て探索御用之處三條公御供にて罷越

澤村幸吉、森下儀之助、島浪馬

右は三條公へ兼て御付に相成候處今十四日脱走

案するに廿四日の誤に非るか

八月廿四日 所司代觸

先達て以來洛中洛外諸所不容易所業往々有之趣相聞候間於其節嚴重鎮靜可有之且諸藩へも精々鎮

靜之心得可有之事

別紙之通御沙汰之趣相達申候間御拜承之上達々御順達可有之旨肥後守被申付如何に御座候以上

八月廿四日

八月

松平 肥後守  
土佐 侍從

追々不穩時勢急御用有之迅速に登京可有之旨被仰出候事

同月廿九日 町奉行より演舌 (蓋し大坂町奉行なるべし)

住吉陣屋近邊は河州へ間道も有之由其上船着場處に付彼是見改若自然間道等忍び浪人體如何敷者  
罷通候は、取押萬一手に餘候は、打捨可申事

八月、諸組の御示の御書 (但し此は八月の十八日より前の處に入るべし此條いふかし)

外夷掃攘勅命及再度候間此上は隨て致遵奉候然に其筋先達て致建白於京師は今十五日傳奏野々宮  
殿へ差出候處尤に御聞取之趣申越候右勅命下り候は不日の儀に付猶不奉伺ては建言の實意不相立  
仍不願恐再奉伺候含候間其中異船渡來候共一己之考を以猥之舉動不致様其手之役々へ委細申聞  
候左様可相心得以上

中山大納言嫡子の由浪士相交六十人斗具足着用拔刀鎗長刀を携河州狭山北條相模守陣屋其外にて

勅命と偽武具馬具借受候由相聞候間於領主も夫々嚴重に致手配右様亂暴の者見掛次第早速召捕月  
番の老中へ可被申聞時宜に寄候は、切捨に致し候共不苦候

右の趣萬石以上而々へ不洩様早々可相觸候

八月廿二日 深尾弘人御奉行被仰付、柴田備後御奉行并當分御近習御用方取扱且左右御側組支配共  
御免、桐間將監當分御近習御用御免、深尾丹波當分左右御側組差引被仰付

八月廿三日 福岡宮内京都御警衛御組へ被差添北山通來廿七日出足被仰付之

八月廿五日 福岡宮内當分御奉行職御軍備御用同役一同に被仰付旨被仰出之

八月廿四日 今日より九門十八日以前の通り相聞候様御沙汰尤御警衛人數は十八日以前より三人宛  
増員出入嚴重被調候様御沙汰の事

九月十日 京都より御沙汰

堺表警衛勤仕之處頃日京師不穩に付人數早々上京御警衛可有之堺表は急速國許より替人數繰出し  
御警衛御沙汰之候事

右は、勅命に付城代は御届の上士大將西野丹下人數引率今日上京の由御國許へ申來候

九月廿三日 御書付御示

京師之御沙汰に付奉對 天朝其儘難聞不審の者共取締申付候依而是迄心得候者共速に致改心可



盡誠忠候前々も既に小過は深く不令純明候旨申開候通連座之者罪狀之輕きは一切宥恕申付候間孰も致安堵狼之動搖不致進退我等之可隨指揮者也

案するに武市半平太以下御取締有之に付國中の動搖を恐れ右之御書付御示に相成事を察

九月廿一日 (揚り屋入)

武市半平太

右者被對京都其儘難被聞其餘御不審の廉有之藤岡勇吉南清兵衛關源十郎島村團六仙石勇吉町市郎左衛門岡本金馬右七人へ御願被仰付此段半平太へ申開且守方の義無油斷可被相心得候以上

勤事扣

小南五郎右衛門

揚り屋入以下四人

河野萬壽彌

小畑孫次郎

島村衛吉

下代類審次郎

親族預島村壽之助

安岡覺之助

山内 奔中 岡光次

上岡 膽治

勤事扣以下九人佐川の臣

岩神主一郎

鳥飼謙三郎

井原應輔

土方左平

古澤八郎左衛門

同 迂郎

濱田達彌

中山次保次

橋本鐵猪

九月十四日 幕令

今十四日より外國人の鎖港の應接に取掛候間萬石以下の面々へ不洩様可被相達候事案するに此の幕令實に社會を馬鹿にしたるものと云へし

傳奏衆より達

一是迄諸藩士并浮浪人等諸家へ立入暴論を唱候より被惱 叡慮候次第之義有之候間以來左様之義無之様取締被仰出候事

一諸藩士堂上諸家へ立入之義以來各藩にて役々人数相定名前傳奏衆へ差出置其他の輩猥に立入有之間敷被仰出候事

兵之助様御願之通御暇御蒙を以九月二十八日京都御發駕十月十四日御着邸

十月

松平土佐守家來へ

大和一揆追々召捕に相成餘黨逃散の内賊徒之巨魁と覺敷者大阪表長州藏屋敷へ驅込候由に付別紙の通飛鳥井中納言より松平大膳太夫家來へ被仰渡時宜に寄變事出來可致も難量候間尙又御警衛向嚴重相心得候様可申聞旨傳奏衆申候間爲心得申達候 十月

長門宰相家來へ

先達て留守居役并添役一兩人の外其餘は滯京無之旨御沙汰有之候通相心得其姓名從僕に至迄兼て可届置候若不相用出京潜伏致候者は急度取締可申旨御固之面々へ被達置候間此旨心得違無之様可届置候事

十月

松平土佐守家來へ

別紙寫の通松平大膳太夫家來へ御沙汰有之候就ては同人家來出京潜伏致居候者は急度取締候様御固之面々へ可相達旨傳奏衆を以被仰出候此段申達候事

十月六日 御沙汰書

春來堂上屢矯 叡旨候に至も畢竟藩臣浮浪の者共堂上へ立入惡敷入説致候故の儀に候間右等の若於各藩急度取調可致事

右御沙汰に候御一列へも傳達有之候様存候仍て申入候也 十月六日 定功 雅典

因幡中將殿

十月朔日

山内下總、御奉行職御免、深尾丹波御近習御用御免、柴田備後當分御近習御用被仰付諸浪士取締の儀に付宮門跡地内にても潜居の儀無之様夫々へ達有之候へ共萬一調落潜伏の者有之候は、武邊より召捕候而も無子細候但猥に踏込無禮の儀不可有之一應其宮へ相届條理相立候て可有所置事

右之通御一列へも御傳達有之様此段可申入旨兩卿被申付候以上 兩傳奏 雜掌

十月 傳奏衆より御渡

此度關東鎖港及談判候旨言上有之候間攘夷の儀總て得幕府之指揮輕舉暴發の輩無之様諸藩家來末

々迄可被示聞事

十月十五日

山内主馬 御奉行職被仰付

覺 服制復古

一 平常着服近外出勤の面々鞭裂羽織高褙小袴等取交着用先達被差明置處向後前々之通被差留之  
但武藝稽古方往來の節は勝手次第尤小袴鞭裂羽織御侍中の外は可爲無用

附たり他國往來の節割羽織勝手次第

一 御前并御殿廻り合口脇差染足袋相用候儀被差明置候處向後被差留之

一 熨斗目長袴着用廉前々の通り被仰付之

一 總て肩衣着用之廉々被差止置候處是又前々之通被仰付之

一 三支配地下人共武藝前々之通不相成候事

但民兵之者砲術は勿論劍術不苦且三支配の者に而も爾來帶刀御免之者は右同斷不苦

一 江戸上方を初御道中御供之節着服等先達御被捨被仰付置處右以前被差戻之

一 御道中本棒總籠、御行列入御供之面々切棒總籠相用候儀先達而之通不苦事

右は先達て公邊御變革を以御差略被仰付置候處今般廉々前々之通被差返候に付右準備旁厚御辭請

之上下之通被仰付候條御趣意相守猥之儀無之様可相心得候

但着服之義は來元旦より之御定に候條其御心得云云

十二月二十三日

十二月三十日 福岡藤次於京都大目附被仰付

案するに八月十八日の京都變動以來諸舊時の態に復し吉田派小八木派自ら相近き勤王派の征伐に掛かれり福岡の登用も亦其の徴なり

元治甲子正月十四日 某の書狀節錄

浪人狩の嚴命高札處々に出申候向後街道筋往來は命印無之者は一切召捕申との事に御座候違背之輩は打殺切殺勝手次第と申事に御座候今日も島津様越前様伊達様御入七ツ時より御同道にて近衛様へ御出被遊候一昨日は伊達様御同道にて關白殿下へ御出被遊段々御周旋し御手順相立申候近々御參内之御沙汰にも相成申候京師此頃飢餓浪人も有之候哉諸處にて押入強盜竊盜有之甚騒々敷様様に御座候一夜御臨時御侍之下宿へ押入金子拾兩奉行申候趣不輕腰拔し趣説御座候明日は島津様春嶽様伊達様四ツより御出夕方宮様へ御隠居様御出之旨に御座候漸御評議初り掛申候只今御在京之御大名島津越前伊達大黒田藝州細川南部等にて御座候小侯は大分御座候由に承り申候都て京師之模様は中々不穩議論紛々之様に相聞へ申候然共悉く眞偽相半にて難申上事共に御座候

正月十四日

1004

正月二十日 三條公隨從者歎願書

奉 願

謹而奉歎願候私共昨五月三條様御守衛被仰付難有一同精勤仕居候處同八月十八日 禁下遽に變動有之實に御忠誠之御身柄を以一旦御危難に御罹り不被爲得止御西下被遊候に付ては私共日夜奉蒙御懇愛殊に重き君命をも奉戴仕候は簡様之時と爲込一同決心當地迄隨從仕候其以後京師之形勢如何御座候哉何等の御沙汰も無御座乍恐私共迄夫而已悲歎苦心打過申候處此度田宮三木助伊藤善平を以厚き御内命被仰聞實に難有奉畏候然るに只今に至益御苦心被爲在候模様而切に奉御觀候而は猶更難奉見捨甚疑惑仕候何卒私微衷御憐察被仰付暫時御差置被仰付度奉願候簡様申上候得ば御重命を奉違背候様も可相當申かと奉恐候得共決而御國恩を忘却仕候譯柄にては無御座只不得止事情厚御垂憐被仰付度奉願候以上

二月二十日

鳥村左傳次、楠本文吉、山本兼馬、南部辰衛、清岡半四郎、利岡馬次、黒岩其次、上杉鐵三郎、伊藏甲之助

二月 幕府より長州糾問に付若し承服せざれば討手を差向ふるに付心得居れと達し十三諸侯宛にて

出づ

三月二十六日 攝海御守衛御免を以京都一途に被仰付度再度御願出に成る頗長文に付略す

宸翰之寫 家茂將軍に賜るものと云信なる歟

嗚呼汝方今形勢如何ト觀ル内ハ則紀綱廢弛上下解體百姓塗炭ニ苦ム殆ンド瓦解土崩ノ色顯レ外則驕虜五大州ノ凌侮ヲ受ク正ニ併呑ノ禍ニ罹ラントス其危實如累卵又燒眉朕之ヲ思テ夜不能寢食不下咽嗚呼汝ニ如何ト願ル是則非汝罪朕ガ不徳ノ致ス所其罪在朕躬天地鬼神夫朕ヲ何トカ云ン何ヲ以テ祖宗ニ地下ニ見ユル事ヲ得ンヤ由テ思ヘラク汝朕ガ赤子朕汝ヲ愛スル事如子汝朕ヲ親ム事父ノ如クセヨ其親睦ノ厚薄天下挽回ノ成否ニ關係ス豈重キニ非ヤ嗚呼汝夙夜心ヲ盡シ思ヲ焦シ勉テ征夷府ノ職掌ヲ盡シ天下人心ノ企望ニ對答セヨ夫醜夷征服ハ國家ノ大典遂膺懲ノ師ヲ興サズンバアル可ラズ雖然無謀ノ攘夷ハ實ニ朕ガ好ム處ニ非ズ然ルユエンノ策略ヲ議シテ以朕ニ奏セヨ朕其可否ヲ論ズル詳悉以テ一定不拔ノ國是ヲ定ムベシ朕又思ヘラク古ヨリ中興ノ大業ヲナサントスルヤ其人ヲ得ズンバアル可ラズ朕凡百ノ武將ヲ見ルニ苟モ其人有ト雖當時會津中將越前々中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將等ノ如キハ頗忠實純厚慮宏遠以テ國家ノ樞機ヲ任ズルニ足ル朕是ヲ愛スル事子ノ如ク汝是ヲ敬シ是ヲ親ミ與ニ計レヨ嗚呼朕與汝誓テ衰運ヲ挽回シ上ハ先皇ノ靈ニ報シ下ハ萬民ノ急ヲ救ハント欲ス若怠惰シテ成功ナクンバ殊ニ是朕與汝ノ罪也天地鬼神夫是ヲ殛

スベシ汝勉旃勉旃 (此勅書は文久三年の極月のことなりしか)

勅答 文久四年正月の勅答なりしと云

去月廿一日拜見被仰付候 宸翰ノ叙慮ハ御即位以來 皇國ノ災禍ヲ悉ク 聖躬御上ニ御反求被爲  
 在候 勅諭ニテ誠以恐惶感泣之至奉存候侍幕府從前之過失ヲ自反仕候得バ多罪ノ至ニ奉存候臣家  
 茂不肖之身ヲ以徒ニ重任ヲ辱メ綱紀不振内外之禍亂相踵ギ頻年奉惱 宸襟候而已ナラズ去春上洛  
 ノ節攘夷勅ヲ奉ズト雖事實遂ニ難相行横濱鎖港ノ談判スラ未成功ノ期限モ難量折柄再命ニ依テ上  
 洛仕候上ハ極テ逆鱗ニ觸嚴譴ヲ可相蒙者素ヨリ覺悟仕候處意外ノ宸賞ヲ奉蒙候而已ナラズ至仁ノ  
 恩諭ヲ以臣家茂并大小名ヲ如赤子御親愛將來ヲ勸誠被爲在候條臣家茂一身之上ニ取リ海容之鴻恩  
 實以可奉報答様モ無之候自今以後萬事ノ舊弊ヲ改メ諸侯ト兄弟ノ思ヲ成シ心力ヲ合セ臣子ノ道ヲ  
 盡シ勉テ太平因循ノ冗費ヲ省キ武備ヲ嚴ニシ内政ヲ整ヘ住民ヲ蘇息シ攝海防禦者勿論諸國兵備ヲ  
 充實仕洋夷ノ輕侮ヲ絶チ砲艦ヲ嚴整シテ遂ニ膺懲ノ大典ヲ興起致シ御國威ヲ海外ヘ輝耀スベキノ  
 條件等彌以勉勵仕候乍恐 宸衷ヲ奉休憩度奉存候事ニ御座候乍併膺懲妄舉仕間敷トノ 叙慮ノ趣  
 堅ク遵奉仕必勝ノ大策相立候様奉存候横濱鎖港ノ義ハ既ニ外國ヘモ使節差出候儀ニ御座候得共何  
 分ニモ成功仕度奉存候ヘ共夷情モ難測候ヘバ沿海之武備ニ於テハ益以奮發勉勵仕武臣之職掌固守  
 仕大事大義ハ悉ク國是 宸斷ヲ奉仰 皇國ノ衰運ヲ挽回シ外者慢夷ノ膽ヲ吞ミ内ハ生靈ヲ保テ奉

安 叙慮上ハ 皇神ノ靈ニ報ヒ下ル祖先ノ遺志ヲ 繼述仕度奉存候是臣家茂之至誠懇禱ニ御座候依  
 之此段御請申上臣家茂恐惶誠惶頓首謹言

宸筆勅書寫

朕不肖ノ身ヲ以夙ニ天位ヲ踐ミ忝モ萬世無缺ノ金甌ヲ受ケ恒ニ寡德ニヨリ先皇ト百姓トニ背カシ  
 事ヲ恐ル就中嘉永六年以來洋夷頻ニ猖獗來港シ國體殆ト云ベカラズ諸價沸騰シ生民塗炭ニ困ム天  
 地鬼神夫朕ヲ何トカ云ン嗚呼是誰ノ過ゾヤ夙夜思之不能已事嘗テ列卿武將トラシテ是ヲ議セシモ  
 如何セン昇平二百有餘年威之以外寇ヲ制壓スルニ足ラザル事ヲ若安リニ膺懲ノ典ヲ舉ントセバ却  
 テ國家不測ノ禍ニ陥ル事ヲ恐ル幕府斷然朕ガ意ヲ擴充シ十餘世之舊典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ參觀  
 テ弛メ妻子ヲ國ニ歸シ各藩ニ武備充實之令ヲ傳ヘ内ニハ諸役ノ冗費ヲ省キ入費ヲ減ジ大ニ砲艦ノ  
 備ヲ設ク實ニ是朕ガ幸而已ニ非ズ宗廟生民ノ幸也且去春上洛ノ廢典ヲ再興セン事最嘉賞スベシ豈  
 料シヤ藤原實美等鄙野ノ匹夫ノ暴說ヲ信用シ宇内ノ形勢ヲ察セズ國家危殆ヲ不思朕ガ命ヲ矯テ輕  
 卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ妄ニ討幕ノ師ヲ興サントス長門宰相ノ暴臣ノ如キ其主ヲ愚弄シ無故ニ夷船  
 ヲ砲擊シ幕使ヲ暗殺私ニ實美等ヲ本國ニ誘引ス如此狂暴ノ輩必不可不罰雖然皆是朕ガ不徳ノ致所  
 ニシテ實ニ不堪悔慚朕又オモエラク我ノ所謂砲艦ハ彼ノ所關砲艦ニ比スレバ未慢夷ノ膽ヲ吞ニ足  
 ラズ國威ヲ海外ニ顯スニ足ラズ却洋夷ノ輕侮ヲ受ン歟故ニ頻リニ願フ天下ノ全力ヲ以テ攝海ノ要

津ニ備へ上ハ山陵ヲ安ジ奉リ下ハ生民ヲ保チ又列藩ノカラ以各其要港ニ備へ出テハ數艘ノ軍艦ヲ  
整へ無他ノ醜夷ヲ征討シ先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ夫去年ハ將軍久シク在京シ今春モ亦上洛セリ諸  
大名モ亦東西ニ奔走或ハ妻子ヲ其國ニ歸ラシム宜也費用ノ武備ニ不及事ヲ從今決而不可然勉テ太  
平因循ノ雜費ヲ減省シカヲ同シ心ヲ專ラニシ征討ノ備ヲ精銳ニシ武臣ノ職掌ヲ盡シ家名ヲ辱シム  
事勿レ嗚呼汝將軍及各國ノ大小名皆朕ガ赤子也今ノ天下ノ事朕ト共ニ一新セント欲ス民ノ財ヲ耗  
ス事ナク姑息ノ奢ヲ爲事ナク膺懲ノ備ヲ殿ニシ祖先ノ家業ヲ盡セヨ若怠惰セバ特ニ朕ガ意ニ背  
耳ニ非ズ皇神ノ靈ニ叛ク也祖先ノ心ニ違フ也天地鬼神モ亦汝等ヲ何トカ云ンヤ

第三編 豐範公(下)

元治元年六月より慶應三年十二月に至る

元治元年六月十八日 深尾弘人、山内主馬

右兩人御奉行職御免

同月四日 五藤内藏助

右御奉行職退役

同月同日 桐間將監 尋監は備後同様奉行職か不明のこと

同月廿七日 柴田備後

右は當分御奉行職兼帶左御側組支配

六月十一日 麻田時太郎刃傷御届

私儀昨十日清水邊支度屋へ立寄り裏の小坐敷へ着坐仕候場合外輪騒々敷様子相聞へ候に付庭に立  
出て候折柄數證鎗を以相向候に付如何の事に候哉拙者土州藩中麻田時太郎と高聲に再三名乗候得  
共言下に彼の鎗にて片腹を被突候故其鎗を押へ如何に候哉と及不審候所數證の中より御逃被成候  
故突候と申赴全く逃は不致土州藩中と名乗候へども御突被成候と再三辨じ候由夫は成程混雜中に  
て御行當被成歟振り當り候歟相分り不申乍併甚以氣の毒とて外輪警師杯相迎へ是申折柄龍川播磨  
守殿組同心西森庄森政次郎參り掛り候を幸として右の人々へ渡し置一人も不殘引退申夫より右同  
心の人々より大佛へも御留守居へも此赴掛合吳大に世話に相預り申候右之赴不一と通義に付御達  
仕候以上

子六月十一日

麻田時太郎

本文應對中向原の姓名且何方の藩中歟の處相尋候處新徴組と答申候下紙に本文相手は會津藩柴東  
歳十九同藩石坂勇治慎中の由

奉 願

私義去十日不慮の手疵相受一分難相立儀に付一旦養生相加へ平癒の上相手に對し存分相果可申と奉存候へ共炎暑の時節萬一不意の義御坐候ては士道の本意不相立候に付不得止御暇奉願置唯今自密仕候死後の儀宜御詮議被仰付度奉願候以上

六月十一日

麻田時太郎

山田八右衛門殿

右者別紙認置唯今自密仕候爲御届參上仕候以上

六月十一日

森復吉郎

六月

長州人東下の趣相聞候へ共自然入京も難計候間稻山遊へ早々人数指出嚴重に御警衛相心得候委細の義は在京大御目附へ可被承合候

同月廿七日 浪人多敷野根山へ屯集致候段御城下へ相聞へ否御侍中初御足輕爲討手數多御差立に相成御足輕盡き新規御雇被召抱由一作七月此時容堂公は東御邸に御坐被遊に付其近邊より追手筋は鎗の鞘と抜き多人數馳集又御城内へも武器を携甲冑を肩にし守護し奉るもの居多なり野根山嶺へ屯集追々阿州へ脱走の處被召捕一人一人於奈半利破斬罪に處せらる

田野郷々士

清岡道之助

中山郷々士

清岡治之助

中山郷庄屋代

清岡虎衛

安喜西濱郷士

寺尾權平

唐濱郷士治右衛門伴

柏原三禎吉

治右衛門養育人安田浦住多喜次伴

柏原省三

岩佐番頭

木下嘉久次

右弟

木下猪久次

田野浦庄屋代

吉本培助

西島村庄屋代

近藤次郎太郎

吉良川庄屋二男

田中謙馬

和食村庄屋民五郎養育人

千谷熊太郎

安喜浦地下醫師

宮田節齋

右同浦浪人兼五郎二男

宮田頼吉

御雇足輕孫作伴

孫市

島村番人庄屋北川忠二郎次男

北川壽次

下山村番人庄屋孫七伴	横山英吉
大井村浪人松十郎二男	岡惠之助
北川郷總老	竹次郎
安田庄屋左助養育人	守井繁太郎
安田浦民兵	斧助
右同 葛屋	鷹次
安喜浦西濱民兵米屋	常次
右同浦庄屋雄三郎伴	辻右馬之助
右の節爲討手差立らる人々左之通	右の内游岡虎衛は居合不申に付自ら除名になる
大目附	小笠原只八
外輪物頭	福岡三兵衛
同	横田祐造
同	中山助八
安喜郡代	仙石彌次馬

同 中山又助  
御手許御臨時取切り 毛利勇雄

尾崎學古齋云此時森本貞三郎足輕數人を率ひ奈半利嶺に到り假りに陣取して營門の如き處より刑人を入れ斷頭せしと聞く云々

右二十三人の屍は田野福田寺の傍に埋葬すと云

七月四日 御國論

尊王攘夷の大義に付議論紛々人心致迷誤候より御國體を取違候輩も有之哉分義に惑ひ職守を失ひ候様成行實に欺け敷次第に候抑 皇國往古 天子の御政は及ばぬ隈もなく征伐の事を親臨し給ひ國々方面へ守介を被差置候は漢土に比すれば郡縣之治と云ふべし中古以來漸く公武之御分を被爲立候より武門幕府を設け國司地所方面に於て別に主従之分義相立遂に元和に至て屹度封建之治と定り候夫封建之體としては 天朝之命幕府に下り幕府天下之大小名を率ひ令を四方に傳ふ是其分義順安固より不可亂也故に諸侯藩國と成候ては 天朝幕府へ奉對有事報効を思ひ下は一國之士民に臨み夫々之職守を知らしめ内を修めて外に向ふ是則 天子の藩屏多る所以尊王之大義固り此に在るなり且元和治世以後凡二百餘年藩國の士民として御國體如斯辨へ候はゞ假初にも恩を知り義を知る者紛紜迷誤所致理は無之候殊に一昨年攘夷之 勅降るより公武の御際不穩儀も被爲在一時



憤激の徒此機に投じ不可亂の順序を越へ當然之分義を棄て恐多くも直に天子の大廷に走り事を  
議し妄意を以磨懲の典を擧げんと謀る者不少是偏に勅意を遵奉し義理之當然に似たりといへど  
も全く然るに非ず果して去歲八月以來の事と相成候我等不肖の身といへ共諸侯藩屏の數に備り一  
國士民の主と成天朝幕府の御策畧相定り候上は如何様共遵奉致し成丈け功業可相勵之分義に候  
然るに徒に議論を以攘夷を唱へ或は士氣を振兵備を廢に致す等固より急務といへ共國中人心方向  
を定め道を不失様成し不申置ては庶政共に擧げがたし況や遵奉の本意も不相立に至らん畢竟我等  
不肖よりして所存貫徹不致意外の事已なく有之其責誰に歸せんや仍て此度政事親執致候頭手首共  
に一體之義を示し有事の日に當て右國中の者我等馬上の用に應じ指示意の如くならざれば天朝  
幕府への報効も何に依てか其道あらん前にも述る通方今封建の國體藩國の士民を成り殊に我等の  
下として私に尊攘の大義を首唱し己が職守を忘潜越非分の舉動有之遂に反回する處を不知我等不  
肖の爲す處といへども更に心得ざる事に候將又一國中我等以下家老諸士輕格庶民に至る迄夫々等  
級順序有之敢て潜越すべきに非ず唯言路のみ貴賤に拘はらざるは上下隔絶せざる爲也夫逆も政府  
役人共へ申出る歎我等直に申出る歎是又順序に候其餘政事に携わらざる者へ立越密に申入れ或は  
申立候事件により徒黨連判等致候は決して諫爭上言の通にあらず能々可心得事に候  
攘夷の事件に付別て危疑を抱候者有之哉尙又昨朝廷幕府へ建白致候孰へも示聞候如く今以相違無

之候此以後若も幕府に於て御遵奉の筋御遲滞に相成候は幾重も愚存を盡し上言可致義も可有之  
就ては家老以下庶民に至る迄夫々の職守相立本文の趣意に隨ひ萬一有事の目指揮を相待候儀勿論  
に候然るに畫策の事に至ては我等の心算在之敢て妄議すべからざる事

七日勅命

長州多人數伏見並山崎邊其外所々屯集追々入京不容易舉動ニモ可及ニ付急速人數引連爲警衛上京  
可被致トノ御沙汰ニ付早々國許ニ可申遣候

御沙汰書

去十九日禁闕の下不容易擾亂の所各藩兵士等忽出服粉骨碎身抛一命遂防戰及鎮靜候條忠勤叙虛不  
斜候殊に其後終夜御守衛相殘熱の砌別て苦勞に思召候旨御沙汰の事

七月

右の通從御所被仰出事

諸役場へ御渡書附覺

此度長州人數歎願之筋有之を以稱義兵燈下を犯し専ら守護職へ寇致候趣相聞へ候然るに正義鬱抑  
致すより右の事件に至候様申唱候へ共根元朝廷へ奉對陪臣之者共として兵威を以て禁闕を危  
するものに候故朝敵之見付難遁孰も世論紛々に惑ふべからず候事 子七月

公邊へ御伺書寫

防長追討の義從御所被仰出候に付大阪表御固被仰付候間軍備嚴重に相立大膳太夫以下罷登候者有之候は、速に討伐可仕様仰付奉畏候然に私妻大膳太夫養女に御座候處於其身は無罪にも可有之哉に候得共此度の御仰汰其儘に差置候ては奉對公邊深恐入候次第に付速令離別城外へ屏居爲致置候此上の處置如何可仕哉奉伺之候以上

八月十三日

松平土佐守

七月十六日 深尾弘人 御奉行職御免

柴田備後 御近習御免

八月朔日

山内包五郎大阪表爲御警衛組士引率上阪兼て爲伺天機御使者京都へ被差立右御用相濟次第下阪被仰付

案するに大阪詰首將は中老なりしが家老を差出すは此時が初めなるか

松平土佐守

長州藩士等頃日出願有之趣に候得共多人數兵器を携所々屯集甚不穩に付早々引拂福原越後は小人數伏見に罷在出願の儀は穩に其筋重ての御沙汰相待候様朝廷御趣意を以説諭爲致候得共悔悟不致

鎮靜與相唱國司信濃益田右衛門介等引續罷登却て人數追々相増再三願出差出恐多も去秋八月以後の御處置も眞の歎慮に無之様申立兵威を假り遮て歎願罷在候條奉劫朝廷候所業不届至極に付所々に屯集罷在候長藩の者征討の儀從 天朝被仰出候就ては長防二國の動搖も難計候間押への儀屹度相心得以後罷登候者は勿論於國許も如何の所爲有之は速に人數差向討伐可致候 但時機の見計主人々々出張口より可攻入事

松平大膳太夫兼て禁入京候處陪臣福原越後を以名は歎願に托し其實は強訴國司信濃益田右衛門介等追々差出候處以寛大仁恕雖扱之更無悔悟之意言を左右に寄せ不容易意趣を含み既に自ら兵端を開對 禁闕發砲候條其罪不輕加之父子墨印の軍令條授國司信濃由軍謀顯然旁防長に押寄速討可有之事

七月二十三日

松平土佐守へ

右之通從御所被仰出候に付大阪表御固被仰付候間只今より人數差出軍備嚴重に相立大膳太夫以下罷登候者有之候は、速に誅伐可致候

七月二十二日御與様御離別の事國中へ布令と成る

八月二十六日深尾丹波 御近習御用取扱且江戸表御軍備御用御側組支配被仰付

九月朔日 幕令

萬石以上并交代寄合嫡子在國在邑妻子國邑へ引取候事可爲勝手次第旨去戊年被仰出候處此度御進發被遊に付ては深き思召も被爲仕候に付前々の通相心得當地へ呼寄候様可致旨被仰出候

案するに如此愚令を出し行はるゝと考ふるは誠に驚き入たる次第なり

九月十三日 福岡宮内 御奉行職

十一月十九日 御歸國御願出寫

私儀大阪表御警衛奉蒙御沙汰不取敢登阪可致苦の慮廉々難澁の筋を以歎願仕左介兵之助爲名代罷登候様被聞届被仰付難有仕合奉存候場合將軍様長防御親征之儀被仰出御趣傳承仕候より此の上にも御断を遂候とは申始終其罪過傍觀同然に相成候而は重々恐入候次第に奉存候此度俄に上阪仕候然に國許人心去戊年以來方向に相迷ひ不穩儀も有之殊に今七月京都變事に乘じ徒黨を結び山中へ桶籠強訴候者有之遂に阿州路に逃亡の上彼方より引渡を請召捕候へ共尋常吟味候暇無之二十餘人一時に仕置申付候右に付被黨類の者共伏服仕候様に御座候得共何分異儀を抱候者且兼て牢舎申付候者十餘人吟味を遂候に従ひ自然事彌重大に相成連累及關係不鮮方向一致仕候儀當時無覺束是等畢竟天下時勢連合候事柄にても可爲哉に候へ共一國に取候ては不容易儀にて第一先祖傳來私迄當國掌握仕候儀職分も難相立實に以心痛恐縮の至に御座候右達之國事難澁暫の慮容堂へ相委ね置候

得共同人儀病症今以全快不仕腦痛罷在且一先隱居をも致候身分諸事心底に任せ不申儀も有之辛苦不一偏候此上私儀長々滯阪仕候ては無據行届兼候儀に相至益以心配仕候且上阪仕候儀況當時長防追討諸家方發向と申場合歸國申出候ては恐懼の至に奉存候得共兼て御聞届をも被仰付候儀に付再兵之助罷登候様被仰付私と引替猶又御警衛殿重に爲致候様被仰付候は、實に難有仕合に奉存候此段宜敷御聞取被仰付御憫察被爲加度奉伏願候以上

十一月十九日

松平土佐守

(附紙) 書面の趣無餘儀筋に付願之通承置候

案するに此文幕府に差出候者の如し堂々國主大名にして詞氣頗る卑屈なり佐幕派得意之時代勢に不得止とは乍申遺憾の至なり

慶應元乙丑四月十八日改元

正月二日大阪御出駕同八日甲浦より御上陸同十二日御着城

同月二十四日文武館規則改革あり去る戌年師家届出候様被仰付置候處被差止之、(節略)

三月二十一日深尾左馬之助御奉行職依之部屋住領千石被下置

四月八日深尾丹波當分御奉行職兼帶御免

五月十一日御觸

太守様京都御警衛被爲仰蒙候得共御國中御難澁不被爲得止被爲遂御斷御人數爲御差登御勤に相成居候處此度公方様長防爲御征伐五月六日御進發被遊旨御沙汰有之依て前件の御次第には候得共御傍觀御打過被爲成候ては深御心痛被遊候に付速に御發京猶又御嚴重御警衛御勤可被遊に付來二十五日浦戸通蒸氣船にて御登可遊旨被仰出之

五月四日 幕令

松平土佐守

當地三月詰御守衛被仰付置候處此度御進發被仰出候に付ては御人配の御都合も有之兼て大阪表御警衛被仰付置候儀に付御守衛人數大阪へ差向此上一際嚴重に御警衛可致候段相達候 五月日の御門前番處明十六日早天より引拂來二十日御地發足被仰付之 五月十五日 閏五月十一日入牢中の者御作配

小南五郎右衛門

右者上方在勤中廉々被當思召子細有之依右格様祿名字帶刀被召放俸孫八郎へ永く御預け被仰付之

小南孫八郎

右者父取來の中五人扶持二十石被下置格式御留守居組に被仰付之

武市半平太

右者去酉年以來天下の形勢に乘じ密に黨與を結び人心煽動の基本を醸造し爾來京師高貴の御方へ不容易の儀屢ば申上將又御隱居様へ度々不届の儀申上候事共總て臣下の所分を失し上威を輕蔑し國憲を紛紊し言語同斷重々不届の至屹度御不快被思召可被處殿科等の處御慈惠を以切腹被仰付之

園村新作

但閏五月十一日夜南會所大廣庭北の角へ板を式又莖を敷切腹被仰付之

右者去る戌年吉田元吉横死の砌御目通奉願不束の事共廉々申上奉對御上奉迫候儀不届の至御不快に被思召右子細に付遂吟味處申開無之奉恐入段申出候然に右事蹟に付尙屹度思召しの爲在依之格祿名字帶刀共被召放俸勇馬へ永く寄置候様被仰付等の處幼年に付當時牢舍被仰付之

新作總領 園村 勇馬

右者御慈惠を以父新作へ被下置知行之内百石被下置格式御小姓組に被仰付之

郷土岡田儀平俸同苗以藏事出奔無宿者鐵藏京師御構入墨者

以 藏

右者去戌年六月御供を以滯阪中同八月二日御同勢の中御足輕佐市郎儀大好物にて此儘に閣候ては大害可腹候に付暗殺可致旨平井收次郎發端令同意佐市郎は大興と申料理屋に罷在候趣承り直様立

越處岡本次郎并圓次二男久松喜代馬新十郎二男村田忠三郎等俱々一席相設酒給罷在中外輪より呼掛候者有之立出處能津村庄屋柿右衛門弟松山源藏に有之互に事果し候場所九郎右衛門町川岸端見定置同人并收次郎清岡治之助田内惠吉等は外輪見廻の筈其節收次郎より彼者へ殺し可然旨申出自分儀は大興と申處へ立戻候處佐市郎儀も相加り酒給同所出再び家名不存妓樓へ登り其砌衛吉儀も罷越時刻移し兼て定置候場所の如く罷越中立廻りの人数相集り自分品持の手拭佐市郎首へ打掛片端惠吉指押引合候場合誰とも不存もの罌丸蹴哉否相倒を以入水の體に相成し押流し候砌一刀刺可申旨申聞候處忠三郎短刀にて腹一ヶ所突通し死體川中へ投置各事蹟致穩密罷在同聞八月京都に於て浪人本間精一郎儀是又好物の趣を以右收次郎源藏弘瀬建太薩藩田中新兵衛自分等示合令暗殺同九月收次郎治之助健太等其外薩長兩藩數十人語合與力同心の内渡邊金三郎大川原十郎森孫六が奸惡の舉動有之を以江州於石部驛及切害且去亥年子細有之令出奔諸々浪々中不埒の任筋有之於京都入牢被仰付追々入墨の上浴外御拂に相成より被召捕遂吟味處右達々及白狀候然に右等徒黨を結び廉々不安企を以重々人命を絶ち剩へ御國恩を令忘却候事共言語同斷大膽成仕形不憚上不屈至極の科を以於牢家打首於雁切鼻首行者也

岡本 次郎  
村田 忠三郎

右三人の者於牢家打首

久松 喜代馬

河野 萬壽彌

小畑 孫次郎

右二人の者格祿苗字帶刀共被召放牢舍被仰付之

下代 類 審 次 郎

右者去る戌年郷廻役勤役中御密事御用を以京都へ被差立從天朝長州への御内勅同藩の者より借受折柄御飛脚立に有之御國許へ差下合を以御留守居方留出役へ其筋申出置再度持參候處過刻出足に相成旨被申聞候より兎や角令申分終に御留守居役迄直に申出候節廉々不當の申分せしめ歸國の上役儀御免被仰付翌亥年森山村地下浪人順平伴武政除市儀有間敷仕筋有しを以其筋可相糺段間崎哲馬發端に隨ひ前構原村付庄屋吉村寅太郎并足輕順次郎等共々同人方へ立越父子同席にて委細申立盟約を變じ諸事因循に有之事共及詰問誤の違々申出候處然る上は覺悟可有之旨言葉を巧申聞既に割腹をも爲致べき勢に有之より其儀を差留置虎太郎恐怖の體を見込順平を別席へ述行右除市割腹を遁る上は皇國の御爲め出銀可致様の語音を爲響より其意に應じ可致を以一と先致歸宅翌日右同次等俱に再彼處へ立越強て金百兩出銀爲致罷在處然るに除市儀右事跡後悔致すに於ては子細無く

釋の處却事を迫り爲致出銀上は押法の見付難近上京師の仕筋に於ては御威光を輕しめ候仕形〇〇  
○依右半舎被付之

乙丑年閏五月十一日

尾崎學古齋云右御所置の節取扱等に關係の大小官吏の内大監察は御酒頂戴あり大監察は小八木  
五兵衛小笠原唯八ならん小監察は荒尾騰作これは慥に聞覺へ其他は忘却せり十一日の朝俄に老  
公の命下れりと某の嘯なり

同月十七日 左の二名御留守居組に彼仰付

土居彌之助

弘田久助

右の徒目附にて右の大獄所令に關したる賞典なるべし

白札

岸本圓藏

米四石(被成遣)

岡崎喜久助

右二人も同様の賞なりしか然らざれば此に特書するの必要はなかるべし

六月四日 桐川將監 御奉行職御免

七月十八日 御留守居宛來書

弊藩亡命の徒於山崎表主人并三條殿以下冤罪攘夷御國是共哀訴嘆願仕候處此度時勢切迫至情に不  
撻の餘り天幕へ御願出仕當御列藩へ及御遁還候而幾兵相擧候に付私共にも引續ひ遂一戰中旋  
次第別冊の通に御坐候國家の御爲天下の大不諱を犯し候微衷御洞察一時の騷擾御恕免被成下當天  
幕御向御仁惠の評議宜敷奉懇願候此段御主人様へ程克被仰上可被下候恐惶謹言

七月十八日夜 松平大膳太夫家老

益田右衛門介

福原越後

國司信濃

土州様御留守居御中様

九月四日より八日迄容堂公佐川に御滞在被遊

九月十五日 柴田備後 御奉行職其儘當分御近習御兼帶

十月七日 御發駕甲浦通御上阪

十一月 吳呂服帶地下人に至る迄被差明

同月六日 御飛脚便を以來狀筑波浪士脱走に付幕達の趣左の通

常野兩州の賊徒信州へ脱走夫より美濃路通上方へ罷趣相聞候に付通行筋の諸家へ追討の儀相達猶

歩兵隊も差向候得共萬一討洩大阪表へ立入候得ば不容易儀に付此地御警衛の儀は勿論河泉の諸家へ討取方嚴重に相達候様致度旨田沼玄蕃頭より申來候間依之此段御達申候

右の通伊豆守御達被申候早々御順達可被成候

十一月

松平伊豆守内

末松八郎右衛門

宮田虎之進

福島豊治

松尾五郎

松平土佐守様

松平甲斐守様

真田信濃守様

御家來様

賊徒共越前路へ相越候に付而は素より彼策略は難計候得共敦賀邊へ落行候哉に相聞候間中納言殿爲名代家來松浦加賀守被差遣候間美濃守藤堂和泉守人数同處へ早々出張有之賊徒落來候は、無二念慮殺候様可相達旨中納言殿被仰聞候事

十二月十日

別紙之通一橋殿被仰聞候間松平美濃守家來藤堂和泉守家來へ相達候間爲御心得申達候以上

十二月十日

瀧川播磨守

松平土佐守殿重役中

賊徒今庄邊へ屯集致候哉に相聞候間木芽峠より不落延候様同所邊に於て諸手申合無二念慮奮戦殺致候様可相達旨中納言殿被仰聞候此段申達候以上

十二月十一日

由良圖書

瀧川播磨守

松平土佐守重役中

慶應二年丙寅三月廿五日 徳大寺家御息女福君様を大守様御奥様に御願の處御願の通被仰出

三月十四日於開成館諸郡へ御渡

天下輓近の勢追々は各國獨立の勢にも可相至右に依て御上にも右形勢被是御斟酌の上富國強兵の御所置被遊追々御警力の上は朝暮の御爲御盡力をも可被遊御趣意に付此度御先代様御時代の御法度御調の上勸業殖の道御開被遊候に付中世無事の陋弊に差泥御趣意厚引受盡力可被致尙委細の儀は御仕置役より及演舌申候以上

寅三月

柴田 備後

四月七日 公儀より御沙汰

深尾 左馬之助

當分日之御門前御警衛被仰付尤是迄南部美濃守へ被仰付置候處御免被成候間早々交代御警衛相可勤候

同月廿二日整之助様爲御名代御上京五月五日御發途の事

四月十四日 御觸

開成館於譯局洋書修行方被仰付候間當主子弟并養育人等望の面々者差出を以願出筈

於同處洋式船乗方諸科稽古方被仰付候間當主并養育人等望み面々は差出を以達候様先達て被仰付置候處取扱方に差岡候儀有之候間向後指出を以願出候様被仰付之

示諭 月日不明

皇國封建の中に立南海一方の寄を受け近時世道變遷の際に當り昇平無事の轍を踏み耳目の安に狎れ因循可過道理無之有爲の責固より有所在方今有爲と云事他に非ず公邊御示にも相成通富國強兵の事に依て先達以來開成館造營専ら貨殖の道主張致とも唯利のみ見候譯にて無之富國の基を開き強兵の實を得んと欲す衆に望む今後所令事々意表に出るとも決て恠を生じ疑惑を起す勿れ若事を

誤り破らば其罪亦有所歸當時勢に至り當尋常越方の仕例に拘泥致し居り候ては何の時か有爲の業を施んや胸を開き思を豁に致し候様衆に對し懇願に候既に吾南海捕鯨最大の利有と雖も未其術を不盡此度其術を擴ん爲洋中出船爲致南海島も相通じ島民を雇ひ其術を爲旋候自然外疆開拓の道にも可及此之類一時承候ては掩耳て不可聽に似たりといへども凡事の成否は豫め難期然とて不爲時は徒爾にして已みなん敢て可已に非ざるべし見者聞者固陋習俗の論を起す勿れ右等吾一家の富強を謀に非ず即皇國を保護するの道也能々了知すべし

四月 公邊觸

海外諸國へ向後學科修業又者商業の爲相越度志願の者は願出次第御指許可相成候尤糺の上御免の印章可相渡候間其者の名前并如何様の手續を以何々儀にて何の國へ罷越度旨等委細御認陪臣は其主人百姓町人は其所之奉行御代官領主地所より其筋へ可申出候若御免之印章なくして竊に相越候者も有之候は、嚴重に可申付候間心得違無之様主人又者其所の奉行御代官領主地所より入念可申付候

案するに此の觸は明に開國の主旨を公布したるものにして前文我藩の示諭も亦此の主旨に基きたるものなり尊王攘夷と佐幕開國の論と表裏互に錯雜せり國事の艱難實に可思なり

大目附へ

(蓋し幕府の命令なるべし)



西洋銃隊訓練之儀は外國の利器要術を採御國の武備一際御嚴整に可被遊を以自先年中厚く御話も有之事に付右御趣意相心得勉強可致者勿論に候得共近來習練之道實望を失ひ虚飾に流れ兎角新奇を好自己の工夫等取交遊戯同様の舉動致し又は從來御制度も不願外國人に齊き服を着用候向も有之哉に相聞漸々士風をも破り且一體の御趣意にも相觸れ以の外の事に候以來形容に不拘其實修行致し筒袖陣股引類異様之仕立并華美の品一切相止都て陣股引類稽古の外平常猥に着用不相成候若心得違之者有之候は、急度御沙汰可有之候條可相心得候

案するに當時輕薄の徒相競て異様の服を着し横行するより尊王攘夷は益す激するの勢なりしより如此令を出せしなるべし

五月六日 齋州へ差出置候山田吉次昨夜歸着の處毛利大膳太夫父子此度の御所置御請無之當月五日御征伐に付ては如何様の變動有之儀も不相計猶又一統無油斷可能に旨被仰出之

五月十一日 案するに山田吉次野崎紘寺田典膳等頗る得意の時なり勤王家は屏息し左幕家跋扈極れり

此處鐵砲西洋式に片詰可然存慮に候間孰も其筋厚相心得可申様被仰聞

同月廿九日 山内下總 御奉行職

同月四日 柴田備後 御奉行職其儘を以當分御近習御用方取扱兼帶拔勤

六月廿三日 此は藩令か幕令歟不分明

此度長防御追討先手戦争の模様相聞候に付何時何方へ差遣候程も難斗候付ては無油斷相心得候様被仰出之

七月廿日 柴田備後 御近習御用御免

同月幡多郡天地浦へ英船來り書を高知に送る八月頃の事英船パツタイラ孕の内二の榊木迄乗込みし事あり彼の書簡あり細川潤次郎翻譯す本船へ行しは仕置役後藤象次郎那奉行武藤清等數人なり  
七月七日 長州萩より御手許使者

岡本義右衛門

近來此御方の御仕合達々御承知被成候次第にて無餘儀御疎濶御打過被成只管雲霧開明を不被爲得候處去冬不圖も京都御凶變(先帝崩御の事)の御様子遙に御窺被成被爲絶言語日夜御痛歎被遊且先帝には格別の被爲蒙御恩遇殊に、今上御幼冲の砌内外不容易御時節に付鴻恩萬一も被爲答度思召候得共今日に至候而は御微心徹上の御道も被絶、朝廷の御様子具に相分兼只々御悲泣被爲在候斗に御座候折柄先頃容堂様御上京皇威御回復の御爲不大分御盡力被爲在候由國內傳承仕上下舉て奉欣慕候然處其後御不例の御様子にて俄に御歸國被爲成歟の御模様仄に御承知被成如何の御容體に被爲在候哉と日夜御煩令に思召候に付此度御見舞且上國之近況をも不苦儀御承知被成度以御使者

被仰進候事

御進物

一御幕地 一氷砂糖 一串海鼠

案するに此の御使者は土佐の様子探索に來りしなるべしテントと稱する蒸氣にて來りしが如し  
八月十六日 野崎糺或方へ申出書の手

先日坂井勝四郎、寺田小膳(典膳の誤なるべし)兩人密に被仰付再私へも被仰聞委細早速土佐守容堂共に被致  
承知候然に於容堂は當時御國難之筋大に被致心痛候得共格別之良策連も無之且又人數多少に不抱  
出勢之儀一應御尤に被存候得共根元藩中の者去戊年數人長藩へ深相交候以來及混雜其中首魁の者  
は追々殿附申付候得共今以餘燼難盡此度賊兵勝利の形勢相聞候より國中取締向一廉之心痛を相増  
右鎮靜向大に被致心痛候兼々國中難難之筋公邊へ申出候儀全く餘之儀に無之只今出勢仕候儀却而  
御爲に不相成筋を醸候儀難斗と大に心配被致候若諸藩へ致關係御威光にも相懸り候儀何分にも此  
儀は御勘辨に預り度被存候勿論何事によらず朝暮の御爲存付候儀御座候はゞ無腹藏建言も可仕と  
被存候此段不惡様私より申上候様主人父子より申聞候以上

寅八月十六日

野崎糺

案するに右の文は幕府役手の者より土佐よりも征長の爲め出兵すべしとの内意を傳へられたる

を程よく斷りたるものと思わる野崎は小目附にて探索御用を兼京坂及鹽地へ度々往復せり此は  
勤王臭き人間は一人も採用なく盡く佐幕派の者を用ひたれば坂井勝四郎が如き中山源太兵衛が  
如き俗人迄登用せられたり其の中寺田典膳野崎糺等は俗吏の才子なりし

八月十五日 將軍薨去 一橋殿御相續

十二月十二日、明年正月年頭の式より初制度御變革の達あり先に進歩せる布令ありしを忽に古流に  
引戻したりしが今度進歩的の變革あり是れ全く時勢の變如何守舊派の頑固連も大勢には抗する不能  
なり此の觸出の名前には左の如き人々なり

本山只一郎 小坂忠右衛門 西野彦四郎 神山左多衛

十二月廿五日 孝明天皇崩御

十二月廿七日 山内下總御奉行兼御用共御免

同月廿八日 同人 再御奉行兼帶共被仰付

同月同日 深尾丹波、御近習御用御側組支配共御免

慶應三年丁卯正月 將軍宣下

正月九日 今上皇帝御踐祚

同月同日 福岡宮内、御奉行職

三月十一日 非常の節の旅行従者定 軍服定

右兩様觸に成る觸出名前左の通

間 忠藏 本山只一郎 神山左多衛 高屋友左衛門

三月

格幣通用の儀銀目に限御相場以上を以可致取遣旨先達て三支配へ相觸置候處頃日不心得の族有之御相場以下に無而は難受取又は都て忌嫌妨通用候者も有之趣以の外の事に候向後右等之者於有之は遂穿鑿屹度曲事可申付候條心得違の者無之様三支配の者へ及觸違候事

四月四日 山内隼人 御近習御家老御側組支配御旗許御軍備御川兼帶被仰付

卯七月より辰の六月迄半知御借上の布告出づ例により御勝手向御困難の御書付添ふ

四月廿八日御隠居様御發駕 土佐を御發駕か京都を歟

四月十七日 兵之助様來廿日發途御上京被成候様被爲蒙仰

三月五日 大樹公より諸候へ被示聞書付

昨世十月中條約勅許の節兵庫は被止候御沙汰の赴早速外國人へ可申渡の處左候ては忽瓦解に及び折角平穩の御趣意も水泡に可相歸且取結の條約相變候者只今信を萬國に失候而して所詮可被行儀に無之其段深心配仕候得共一時切迫の情態御諒察の上條約 勅許被爲在候儀尙又彼是申上候て斟

酌可仕筋に付先其儘御請申上置篤と熟考可仕奉存候折柄長防の事件差起り引續大樹の大故に及び遂に開港期限差迫り各國よりは毎々申上候條件も有之就右猶再應熟慮勘辨相詰候條約變更の儀強て施行仕候者必定義理曲直の論に及大に不都合相生じ詰り百萬生靈徒に塗炭に苦しみ皇國の御浮沈にも相拘り候様可相成行は目前に有之右様の形勢に立至候上は無據條約不履行候ては實に御國體御威信共總て不相立於職掌最不相濟次第殊に堅艦利器彼長を取り皇國の富強を謀候は今日急務に候間何れにも開港可仕は至當の義に有之然に今更彼是申斷候は是迄苦心仕候富強の術も一時盡果可申且條約の義は各國交際の基本にて永人不易の規則に無之候へば遂に強者弱を凌ぎ弱者強者被制候様可相成西洋諸國大小強弱は御座候得共全く信義を重んじ條約致遵守候に付凌奪併呑の患も無之夫々立國罷在候事にて條約の守否は國の存亡に相拘候義に御座候得者旁以一旦取結候條約は是非遂行不申候ては難相叶奉存候就ては於朝廷候ても古の事體篤と御勘考被爲在候様仕度自然利害得失如何と被思召候義も御座候者參内の上巨細言上可仕奉存候將又宇内形勢變遷の義は追々申上候通に御座候處古今の情態尙篤と考究仕候得者萬國森列土地風俗の異同者有之候得共均しく天地の化育を受今日其生を遂其死を完ふに致し候に於ては素より彼此の別無之既民生同胞に候上は從て信義を通じ候は天地の正理に候處皇國環海の御國柄を以坤輿中東西要衝の地に當り即今海外諸州逐日相開萬里比隣自在奔走之砌猶舊轍を墨守萬國普通の交接不致候ては自然の大勢に相

是不容易禍害頓に可相生奉存候因て形勢之變局方今の機會に候間四海兄弟一視同仁の古制に御基被遊天下と共に御更始被爲在候様仕度左候は是迄の陋習一洗數年を不出富強充實皇國の御威武彌増張奉安朝意候様盡力可仕奉存候此段奏聞仕候以上

三月五日

兵庫開港條約履行の義に付過日見込の趣建白仕候處右者重大の事件被對先朝候而も難被及御沙汰筋に付尙早々諸藩見込も被聞食召候間篤と再考可仕旨御沙汰之趣奉畏候慶喜儀年來 闕下に罷在 先朝以來御趣意之程親敷相伺居殊に一昨年の御沙汰も御座候上は開港等賑く建言可仕筋に無之候處 皇國の御爲利害得失勘考相續候得共何れにも過日建言仕候迄の義に無御座候而は永久御國體難相立輕重大小再三斟酌仕申上候次第にて此上外に勘辨可仕様無御座候且一旦被結候條約變更義は所詮難相叶事務に御座候間各國より申立候儀有之候節は過日建言の趣意を以夫々述置候事に御座候尤打續國事多端の折とは乍申重大の事件に付聊も不打捨何と歟取計不申候而は不相濟義に御座候是迄遷延仕居今更彼是申上候段對 朝廷深恐縮の至に奉存候就ては前件之次第國家御安危の界に付幾重にも一身に引受御斷可申上奉存候

右之趣實篤と御承知被爲在尙今一應被盡

三月廿二日

慶

喜

四月廿二日 御上京御盡力の御趣旨は先達被仰出候通に候得共天下の事件不一偏就中兵庫開鎖の儀衆疑相生し此度先帝の御遺志被爲在鎖港當然に候得共諸侯御會議の上公論條理の躡する所に至ては遂に 皇威被爲立を旨とし御決定可有之思召被爲在候右の御趣旨奉引受妄に議論を建一己の見を張候儀無之様屹度可相心得候の儀被出之

按するに原書に御國觸とあれど決して然らず 朝廷の御沙汰と思はる

兵庫開港の事元來不容易殊に先帝被爲止置候得共大樹無餘儀時勢言上且諸藩建白の趣も有之當節上京の四藩も同様申上候間誠に不被爲得止御差許に相成に相成候就ては諸事屹度取締相立可申事長防御所置の儀に付別紙の通御所より被仰出候尤御所置の處は猶改て可被仰出候得共先此段相違候

慶應三年丁卯五月

四月十八日 寺村左膳、御穩居様御用役爲時御家老場御用取扱兼帶被仰付

四月廿七日 深尾左馬助 御穩居様御上京御供被仰付在京中當分御近習御用方取扱兼帶且左右御

組支配をも被仰付之

四月十七日 兵之助様御發途 同月廿九日御着京

四月廿八日 御穩居様浦戸御乗船 五月朔日御着京

五月廿三日 深尾刑部 御奉行職

三月楮幣御發行桃色紙にて

長五寸五歩 幅壹寸六歩



裏に通用限戊辰

右同様の製にて金壹兩金壹分の幣あり慶應二年丙寅十月とあり通用期限は戊辰なり

五月廿三日 靜岡宮内御奉行職

同廿六日 四藩伺書

兵庫開港防長御所置の儀二件は當時不容易内外の御大事と奉存候全體幕府防長再討の妄舉無名之師を動し兵威を以壓倒可致心積候處全く奏功に不至天下の騷亂を引出候次第故各藩人心離叛物議相起候時宜に御座候就ては即今被爲立國基候急務は公明正大の御所置を以天下に不被爲臨候ては一圓治り不相付候に付防長の義は大膳父子官位復舊平常の御沙汰に相成幕府反正の實跡相立候儀第一と相心得申候間判然明白實跡相顯候上天下人心始て安堵可仕候得共第二兵庫開港時節相當御所置被爲在順序を得可申兼て勘考仕候先般蒙 勅問對答不仕中前文二件順序區別を以て幕府へ屢申出置候處一昨廿四日防長の義は寛大の御所置可取斗兵庫開港の義は當節上京の四藩も同様申上候間誠に不被爲得止御差許に相成候云々御沙汰の御書付拜見仕實以意外の次第驚愕の仕合に御座候從 朝廷御沙汰の儀容易可奉申上筋に無御座候甚恐惶の至奉存候へども 皇國重大の事件相適儀黙止罷在候場合に無御座候間不得止一應奉伺候以上

五月廿六日

越前 薩州 土州

宇和島

六月十六日

一郷浦人 但商家の者袴着

右者當時勢に付炮術修行勝手次第被指明之勿論銘々本業尙又不相怠儀肝要に候條右餘隙を以修行可致候様被仰付之

編者曰軍政改革の記事此間に在りたるも略録と重複に付之を略す

八月十日頃英國船須崎港渡來右者七月七日長崎に於て英人を切害せしもの土佐人と云風説なるを以取糺の爲なり通辯サト一氏御城下へ御呼寄に成れり幕府より參候人役は平山圖書頭以下六人從者合て三十人

同月四日 四藩伺書御答

日野大納言様雜掌中より今日午刻後罷出候様御切紙到來添役のもの罷出候處越前守様御家來御呼出にて列座の上雜掌近藤外記出會去五月四日御連名にて御同書御差出被成候御返答御達可申旨攝政殿被命候旨且宇和島土佐へも通達申候様右外記へ被仰聞御書付に曰  
兩件銘々見込遅速の異同は有之候得共大樹并大藏太輔伊豫守等參内の上寛開の歸着は同様に付御取捨の上被仰出候最其節の模様は委細大藏太輔伊豫守にも承知有之併不參の面々は太樹へ可承合

事

右之通薩州御留守居内田仲之助より廻狀申來候事

再 伺 書

先般兵庫開港御差許に相成候に付御達振事實顛倒仕候故尙又奉伺候赴に御座候處兩事件銘々見込遅速の異同は有之候得共大樹并大藏太輔伊豫守等參内の上寛開の歸着同様に付御取捨の上被仰出候云々御達の御書面奉拜見候防長の儀は大膳父子官位復舊平常の御沙汰に被及幕府反正の實跡顯然したる上は天下人心安堵仕國內一定の基本も可相立筋に御座候得共第二外夷の事に及兵庫開港時勢相當の御所置に相成候順序可相適と鄙見御座候得共固り寛開の歸着同様に更に異議無御座候得共順序遅速異同瞭然相分候義に御座候處其段は趣意徹底被爲聞召置候由難有奉存候就ては當節上京の四藩も同様申上候間誠に不被爲得止御差許相成との御文言益御的當不仕何等の申上候て不被爲得止御差許に相成候廉に可有御座候哉御取捨の上公裁の趣旨一圓安堵難仕當惑の至に御座候其節の模様太樹へ可承合道理無御坐再應 聖諭の趣は奉恐入候得共前文之次第にては御請可申上條理辨別難仕候に付不顧多罪奉伺候以上 八月六日

島津少將

宇和島少將

覺

追々時態變遷今日に至候ては兼て申付置候通倍海運を開き大に商力を盛にいたし度候依て外國人をも呼寄候儀も可有之

此度猥に討幕などと相唱る者も有之哉に相聞以の外に候孰も我等之下知を可相待事

右之條々厚可相心得候者趣意に反者於有之は屹度申付事 卯八月廿八日(御自筆)

八月七日

一銀券

勸業局仕立

引替所 種屋小平次

但拾匁より三十匁迄の手形を以今卯七月より仕成方致毎月奇日を限已刻より午刻迄の中金錢引替之等右者御國中出來の砂糖近年役作配を以大坂表へ爲積登右爲替金は迄平借入を以相辨來候處時勢自然の勢にて拔群高利に相成只今の形にては聊御介補に不相成候故砂糖肥代を始其余諸開業の御入目等大坂町人御呼下の上前件之手形取扱爲致世上通用差明都て御銀方納不差間様被仰付但替の通金銀同様通用被仰付之

卯十月より文武課程被差止五ツ時より九ツ時迄學問諸藝勝手に相學九ツ時より八ツ時迄小隊運動修行被仰付、諸士拾五歳生兵學修行

十月十六日 勅命

祖宗以來御委任厚御依頼被爲在候得共方今宇内の形勢を考察し書附の旨趣尤被爲思食被聞食候尙天下と共同心盡力致し皇國を維持可安宸襟沙汰の事 卯十月十六日

右傳奏飛鳥井卿より御呼立御渡

案するに容堂公王政復古大政奉還の御建言は本年九月に出たり將軍も遂に意を決て政權を返上す然れども將軍の眞意に非ず義理一偏にて返上を申出たれ共朝廷は必ず御採用はなかりしとの考へなりしなるべし豈料らんや忽願の通被聞食遂たれば譜代の諸侯等狼狽甚だし十八藩の献白も此の時分の事と思はる

十月廿六日 御沙汰書

大事件外夷一條は盡衆議其外諸大名伺被仰出等は朝廷於兩役所扱自餘の儀は召の諸侯上京の上御決定可有之夫迄の所徳川支配市中取締等は先是迄の通にて追々可及御沙汰事

別紙の通被仰付に付ては御用被爲在候間御名(御名とあるは容堂の二字を略したるものなるべし)早々上京可有之段所勞に候共押て早々上京の上と云々

十一月十三日 後藤象次郎

右者今日於二の御丸知行七百石被下置格式中老に被仰付且御奉行加役に被仰付依之御家老格御役領知八百石被下置

案するに吉田元吉曾て職制中へ御奉行加役なるものを設け自ら之れに當るの考の處未だ果さずして横死す後藤即之を襲ふ

十一月十五日 坂本龍馬中岡光次兩人京都河原町西側の町家にて殺害せらるる可惜坂本龍馬は才谷梅太郎と變名し中岡光次は慎太郎又は石川清之助と稱す京都白川邸に居りし時は横山寛藏とも稱せり十二月 大阪より來狀

二百年 家權を執より大樹葉茂んにして天日を覆候諸人幕府あるを知て朝廷あるを知らず政綱擾として萬民塗炭に陥らんとす雖然文武の道未地に墜ちず此度土、薩、藝三藩の建白道理に叶幕府政權を解き再び赫々たる天日を仰がんと忠憤義膽の士手の舞足の蹈を知らず正義之論蕩々として不止王制復古の規則相立政事一洗せん事を欲すと雖も外藩之諸侯未だ京師に不達將軍恩顧の諸侯而已先達て上洛將軍職を辭する事を憤るものなきにあらず故に以理爲非以曲爲直の論大に起り井伊藤堂其冠たる者にて外藩の諸侯未だ上京無之中に恐多くも朝廷を遷し奉再び政權を執らん事を要する勢の由是十一月十五日六日の模様にて御座候早々老公御上京無之而は是迄の御盡力畫餅と相成可申歟と慷慨の士は待兼居候様子にて御座候處當月(當月とは十二月のことと疑はし)十八日後藤氏人數引連着岸(陰謀すべきことなり十一月十八日にあらざるか)少し安心仕候 十二月 何人の手筋か不詳

十二月十日 河原町御邸詰何某より

御隠居様昨九日九ツ時過當御邸へ御入被遊七ツ時過御參内に相成然に昨朝より薩兵御所取卷其外輪會彦固め候と申事より我藩御人數不殘繰込追々夜に入模様承り候處御所は薩土藝尾越の五藩耳嚴重に相固め會桑彦初松山二條城相固め双方睨合居候由御隠居様は昨夜七ツ時半時當御邸へ迄御下に相成今日は大佛へ御歸座可被遊旨被仰出候 有栖川宮様山階宮様總督御蒙土藝尾越の四藩議定職御蒙に相成會は守護職御辭退と申事はより如何可相成雙方對陣の儘にて解兵に至候程難計長兵上京勅許に相成昨日二千人斗伏見着の由實に大騒動不安次第先以右の次第何れ後便に可申上候

河原町御屋敷詰 某

十二月十日 御示

近來連名を以存寄申出候者有之向後は一己一己を以申出候様被仰出之

案するに勤王論派盛なると共佐幕派も亦不負不劣意見を陳述す世に所謂連署組の稱も出づる故に如此御示も出しが如し

十二月 役儀の繁簡により役領知に多少の差等を分たる繁に付省く

十二月九日 三條公より御留守居へ御吹聴あり

以手紙得御意候然ば實美様御一族儀絶被止御入洛御復位被仰出前中納言様稱候此段爲御知如此に御座候



十一月十九日 山内隼人 御奉行職其儘を以大隊總督被仰付  
十二月 朝廷復古大定目

一、徳川内府從前御委任大政返上將軍職の兩條今般斷然被開食抑癸丑以來未曾有の國難 先帝類に  
被惱 宸襟候次第衆庶も所知依之被決 叡慮王政復古の國威挽回の基被爲立候間自今攝關幕府等  
廢絶即今先總裁議定參與の三職を置き萬機可被爲行事

一、神武創業の始に原き縉紳武辨堂上地下の別無く可被遊叡慮に付各勉勵舊來の騒惰の汚習一洗盡  
忠報國の誠を以可致奉公事

一、内覽勅問御人數國事御用掛議奏武家奏守護職所司代總て被廢事  
一、三職人

總裁有栖川宮、議定仁和寺宮山階宮中山前大納言正親町三條前大納言中門中御納言尾張前大納言  
越前宰相安藝少將薩摩少將土佐(前少將にあ  
らざるか) 少將參與大原宰相萬里小路右大辨宰相長谷三位岩倉前  
中納言橋本少將、尾、越、薩、長、土各藩にて各三人宛を申す土  
佐にては後藤象次郎岡田孝博神山左多衛なり

一、太政官始追々可被爲行候間其旨可心得居候事

一、朝廷禮式追々御改正可被爲在候得共先攝籙門流の儀は被止事

一、舊弊御一洗に付言語の道被洞開候見込候向は不拘貴賤無忌憚可致建言事且人才登用第一の急務

に付心當の仁有之候は、早々可有言上事

一、近來物價格外騰貴如何共すべからざるの勢富者倍富を果貧者倍困窮に至候赴畢竟政令不正より  
所致民者王者の大寶萬事御一新の折柄旁被惱 宸襟候知謀遠識救弊の策有之候は、無誰彼可申出  
事

一、和宮御方先年關東降嫁被爲在候得共其後將軍薨去且先帝攘夷成功の 叡願より被爲許候處始終  
奸吏の詐謀に出て御無口の上は一日も早く御還京被促度追て御迎公卿被爲差出候間其旨可心得居  
候事

十二日廿日

土 州 へ

頃日御變革御混雜の慮に乘し惡徒橫行の聞へ有之に付洛中洛外巡邏の儀被仰付候事

但是迄町奉行取計向の儀當分の處不取敢兼て山城國中取締被仰付置候本多主膳正青山左京太夫松  
平圖書頭へ市中取締被仰付向又市中見廻の儀龜井隱岐守加藤遠江守加藤能登守小出伊勢守松浦肥  
前守植村駿河守六藩へ被仰付置候へ共向又加賀薩州等へ洛中洛外見廻り被仰付候此段爲心得申達  
候事

谷千城遺稿 卷之十三 終

## 谷干城遺稿 卷之十三附録

### 第一 余と山内家との關係

- 一 明治三年藩政改革の事より余は小參事を辭し傍觀の位地に立てり此れより板垣後藤と反對の位地に立てり從て山内家との關係も冷淡と成り老公薨去にも御知らせもなし是れ迄重役を勤めし者は吉凶共に御通知ありしも余は各人の如く此迄の待遇を停止されたり
- 一 明治八年豊景公御誕生の時山地忠七の盡力に依り再び舊に復し後藤板垣其他の舊重役と同様の待遇を受くるに至れり
- 一 廢藩置縣より明治八年に至る迄山内家重役眞邊榮三郎金子平十郎等侯家の財産を濫費し十八萬兩の穴を穿がてり金子を訴え訴えには勝ちたるも金は全くの損なり此失敗の大參謀は後藤板垣なり金子眞鍋は兩氏の犠牲と成れり是れより後藤板垣山内家に遠く成れり
- 一 眞鍋等退きし跡山地家令場の事を依託され失政の後を受け初て正に歸したり山地暫時にして高崎聯隊長と成る其跡は谷口傳八兄某家令となる余山地により次第に豊範公の信用を回復し御家政の方針を諮問せらる即ち一篇の意見を奉る

- 一 眞鍋金子敗退の後の御財政は十五銀行株券三千七百計のみ其収入は年に四萬餘圓に過ぎず而て入る所は大概支出して年々剩餘金は僅に二三千金に過ぎず可驚御急迫と云べし
- 一 廢藩置縣の制出し以來は從來の商法主義に一層商法を主張し明治四年の頃に至り御國方も東京も御道具類は大概二束三文に賣り飛ばし多くは商法の資金に投せり其の運轉者は即金子にて根據を大阪に据ゑ三川商社と稱す御道具の賣拂は先づ屋に命じ入札せ令め眞鍋初め邸員は自己が目ぼしき品は落札の一割増にて銘々之を買求めり當時の入札も御出入の町人に命じれば其不正は知るべきなり其の一證を擧ぐれば景翁様御指料に懸りし純金の御鑄を二つに打切瓦落具多の中に交入札に出したれば誰も純金と知るものなし種々瓦落具多と共落札なりしを御側を勤めし某々等一割増にて引取り所持せし所誰云となく其事暴露し遂に之を公家へ返上したり之を以當時の役人正直ならざりしを證するに足れり其後の御鑄は後世の役人を戒むる爲め一片は東京の金庫に收め一片は土佐の金庫に納め置けり如此不正なる賣方を爲すに拘はらず御利益ある様御世話を申上たりとて御褒賞として眞鍋百兩を賜り以下御家從迄總花あり豈驚くべきならずや
- 一 金子眞鍋疎斥せられしより板垣後藤の勢力衰退し一時は小八木派の殘物物興し十八萬圓の御損失に付ては彼徒尤八ヶ間敗御家政取調委員の如きものを組織し卒に金子を訴ふるに至り夫れが爲無益の金も費へしも訴訟に勝て何の利益も無く恐を極めたり只黒幕の勢力の頓挫は幾分公家に利益

あり

一九年熊本の暴動の報あるや余は種田の跡を命せらる十年戦争より十一年に至り山内家の事に關係する能はず戦争後の土佐は板垣派の民権論愈々威力を振ひルソーの民約論スベンサーの社會平權論大に流行し殆ど原を燎くの勢なり山内家に對する恩義の如きは蕩然として盡たり海南學校資本金の如き直接公に強談し一萬五千圓を彼れ等創立せる共立學校に強奪するに至れり却て説く十四年公も世の面倒を御厭ひ被成學校の事一切余に御托し被成度旨林勝好を以御相談あり余從來自由派の敵たれば深く御断申上たれ共強て御頼に付御引受申上學校の事に付申出づものあらば谷へ委ねあれば彼れに行けとの御答に成る事と成れり彼の徒等も谷へ参りては勝手の論も爲し得ず公も大ひに御安心と成り頗る御満足と成れり即ち此年林勝好を以豊景公を余に御托し被成度由御沙汰あり然るに余は高知縣人にして尤敵多し若し豊景様を御托しと成らば嫉妬の徒の不快なるは必然なり却て御家の爲めならず依て堅く御断を申上たり且つ其子細を林勝好に陳述せり勝好公へ申上し所公は非常の御決心にて我れ已に意を決す若し家に置く時は遂に舊習を脱する能はず第二の余を作るなり舊臣の中を見よ豊景の教育を托するもの外になし強て頼むとの御意なり勝好又來り命を傳ふ余勝好に問て曰此事は他の幹立つ御舊臣に御相談に成りしや勝好曰く誰れにも御相談なし全く御獨断なり余曰く然らば猶更御大事余が不入望なる萬一御受け致せし後他より議論起らば

公は非常の御當惑あるも難計其際に當り再び御詮議替りと成り御引戻しに相成事もあらば千城が面目は不相立仍て先づ三ヶ年を限り御預り申上三ヶ年中は如何なる異論あるも決して御引戻しの事なく三ヶ年を過ぎて御引戻しに成るも又引續御托に成るも其時の相談と致す可くと致し御受け申上たり即ち十五年二月御保母里と云者御供して市ヶ谷の余が邸に御同居なりたり御年八歳なり公が此際の御決心は誠に感歎に不堪余が不徳不人望に拘はらず斯く御信任の厚きは深き思召のありしなるべし

## 第二 山内公に上る書

舊臣谷千城誠惶誠恐頓首頓首千城聽く昔唐の柳宗元と云ふ者の申せし事に封建は聖人の意に非ず勢なりと云へり誠に千古の卓言也蓋周の武王の起るや諸侯の不期して會する者八百人故に紂を征し成功の後皆此の有功の人を封せざるを得其の後終に諸侯の權強くなり周の王室殆ど地に落つ秦其の弊を識り毀譽人言を不顧忽ち變じて郡縣と爲し治法盡く政府に統べ兵權盡く一途に歸す其の所爲實に百王に卓絶すと雖も私心只萬民の膏血を採り自己の私欲を達するにあり故に萬民の怨皆一人に歸し二世にして亡ぶ是れ郡縣の罪にあらず始皇私心の罪なり我朝の古昔國造縣主の制ありと雖も素自ら郡縣の制なり中古文武職を分つに従ひ人亦自ら種を殊にし卒に武家の勢力王室を壓倒せしより

王室殆ど周末に齊し維新の始戊辰の役、三藩力を合せ王室を翼戴し兵權政治皆之を王室に歸す而して三藩功成りて不居直に封土を奉還し毫も私欲の心なし於是乎諸藩陸續其所爲に効ふ是れ周武の爲し得ざる處にして我が王室一夕に之を辨じ八百諸侯の夢にも見る不能處にして有功の三藩一朝に之を爲す其の功烈偉業萬國未だ如此の比を不聽なり今や政治一途に歸し諸侯の名變じて華族となり西洋貴族の名あり亦多くは古封建の世の諸侯なり未開の世には各自各邑に會長と成り、生殺與奪私意に任せしなれども下民の開明に従ひ、權力を失ひ政權兵權共に一政府に剝奪せられ力如何ともする不能我が諸侯の理に依り義に本づき揖讓居らざる者に比すれば其の得失品行果して如何ぞや然れども大家の末資産甚だ富み臺榭園囿は中に及はず多く田地を有す故に兵權政權なしと雖も衆人の尊崇を失はず衣食住を失はず衣食住を始め游觀亦た自ら凡人に殊り舊侯公の態度を不失凡そ人世間貴族より安心なるものはなく貴族より可羨はなし王公は政治牧民の勞あり役人は簿書紛擾の勞あり他人嫉妬の憂あり大商は財産運用の苦慮あり一朝千金の利ありと雖も是百中の一十年の蓄積一夕の夢と消るの憂あり蹉跎の甚だしきに至りては人を欺き世を誣し遂に大肆に觸れ家を滅し名を落し天下の笑柄となる者亦不少只彼の西洋貴族の如きは不然我が田地の入を以て政府に貢し毫も給を政府に仰がず猶餘財を以て學校を設立し人民を祐益す人民上等の地位に居り人民上等の税高を拂ふ故に永く衆人の羨慕を失はず今御家の如きは諸侯中の大族にして國に功勞ある亦薩長二藩に次ぐ今や時勢

の變を察し諸藩の首唱を爲し封土を奉還し退いて華族の列に就き家に牧民の勞簿書紛擾の煩なく優々自適永く富貴の樂を受け賜ふ事素より故ありと云べし然るに近日に至り民權論遂に起りしより華士族を見る讐敵の如く其の論喋々嗷々自ら一宗旨の如く其元民權を伸るに出づるに非ず元自ら不平に出つ而して自立自養の民に出でずして平民出租を分食する士族に出づ論公に似たりと雖も其の心を推せば眞に公歟不公歟識者を不待して猶可辨然りと雖も是れ亦自ら時勢の一變にして眞に民權の張る者亦必ず近にあるべし凡そ租税は國家の事を料理するの費に供する者にして游手の人を養ふ所以に非ず今華士族常職なし而して猶ほ常祿あり是れ事理に於て不可なる識者の論を不待然れども三民未だ舊三民自ら野鄙賤劣の舊習を一掃する不能士族未だ舊習を變する事不能故に未だ民權の何たるを不知此の事理を了解し直に民權を張らば士族の民税を分食して嗷々民權民權と云者等自ら消滅して遂に政府へ多く租税を出し多く人民の益を起す者論權共に他人に超過するに至る疑ひなかるべし故に今の華族にありては速に前途の變遷に注意し民租を分食して政府を煩はすの習慣を一變し多く租税を出し政府の公益を助け素餐の謗りを二三年間に免るるを以て第一急務とし亦第一の義務と云ふべし其の術只人に養はると自養ふとの別ある而已故に今御家の爲に計る速に御家祿を轉移し永遠不磨の御家産と爲り替ら令むるより急なるはなし干城此事に思案する已に四年の前にあり然るに舊年藩政に關し政治改革の議不合より時々人の齒舌に觸れ大に同輩間に風波を起し殆ど衆口金を

銷すの勢に至る元愚の自ら取る處敢て人を咎めず天を怨みず苦心焦慮する殆と四年千城功の成る處名の稱すべきなしと雖も儕輩と論辯する者亦或は偶中する者あり四年前より言はんと欲して言ふ不能の罪誠に不鮮少今にて猶不言舊恩に背く益す大故に他人の罵詈を不願言の當否を不問只愚の微忠を致んと欲し先つ是を御家令御家扶に述べ山田、大高坂の二氏に謀に士已に既に此れ等の事に注意し敢て千城の言を非とせず猶ほ公に上陳せん事を請ふ千城言甚だ訥文筆亦極めて拙實に意中百分の一を盡す不能只愚忠一片を致す而已山田、大高坂、性質順良、公深く御委任被遊、只責むるに前途名家の名家たるを失はざる様、資産を生殖せしめ賜へは、其成功必ず不日にして可見、千城元愚言次第順序を失し不遜の罪を冒す者亦不可知只公區々の微忠を憐み罪を恕し賜はん事は祈り是れ仰く舊臣谷千城誠惶誠恐頓首頓首

#### ●資産の源を強くす

案るすに今華士族の祿は期し難き事實に浮雲の如し然れども士族元摺石の祿なければ一朝之を奪ふ時は忽ち路頭に立つに至るべし中々に一朝一夕之を奪ひ難し華族の大家の如き不然餘金多きは百萬少きも二十萬に下らす一朝之を奪ふ亦困窮に至らず故に當時民權家の尤眼を屬する處政府亦或は削減の意なしと云ひ難し華族亦徒食不安の心なしとせず譬へは猶數百萬金を群盜中に積み人之を守るが如し其の危き實に一髮千鈞を引くが如し之が守たる者速に其法を設け數百萬金を變し數百萬丁

の田と爲さは誰か敢て之れを議するを得ん幾百年の久きを経ふると雖も確乎不動所謂不動産是なり聞く西人富を數ふる金數を不言必ず田畝を數ふと金錢の富は浮雲定處なきが如く田地の富は石礎銅柱の如し不肖子ありと雖も猥に費す不能奸僕ありと雖も亦容易に窃む事不能是れ西人の尤田地を重する所以なり故に資産の根本を強くする多く田地を重するに如くはなし而して田地尤佳なる者府下町屋敷地に如くはなし今や人々土地の貴きを知ると雖も買得の力ある者甚た少し是を以て猶ほ得がたしとせず若し今より三四年を経へは又益す田地の貴き知り賣る者愈少く價亦從て貴きに至るべし故に資産の源を強くする田地を買は如くはなし而して公債證書之れに次く

#### ●公債證書の事

公債證書は世人いぶかり疑ふ者不少然るに是れ決て疑ふべきものにあらず公債を疑へば金札亦大ひに疑ふべし金札を不疑公債證書を疑ふは殆ど愚と云ふべし政府信を失する時は金札の権落つ金札の権落ちて然る後公債證書亦權を落す事あるべし故に金札と公債證書とは素より同權の者にして行々定價より上る事亦必ずなしとせず金を積む盜火の恐れあり而して子息の生ずるなく他人請求の憂あり證書は則ち政府の出す處利息少と雖も督促の勞なく舞切の憂なし（舞切本縣の通語金を借り返さるるを云ふ）大金を積むは公債證書を積むに如かず人此の理を知らは證書の價ひ必ず騰貴に至らん故云ふ田地に次く者公債證書是なり

## ● 大家必ず家法を立つべき事

天下法に非ざれば聖者と雖も治する不能猶良工と雖も規矩なければ方圓平直を爲す不能か如し大家を治むる亦然り大家素より政刑の事なしと雖田地金錢の出入あり僮僕下婢の多きあり故に一家の私法を設け下僕下婢をして盡く法に依り勉勵せしめざれば銘々懶惰安佚を謀り漸々好事を生ずるに至る已に好事を生ずと雖も法なければ外に顯はれず又之を正すに路なし故に萬金以上の産に至らば必ず一家の法を立てざるを得不得況や公家の如きは大大名の御家柄にて素より百萬兩以上の産なるをや其方法の次第節目章程を立て權限を定めざるを得不得如此すれば智其智をたくましくする不能と雖も愚者亦法に依り不過是れ永久の道なり舊來大阪の豪商鴻池鹿島屋小野等の類の如き拙と雖も自ら家法あり故に手代亦私する不得番頭亦私するを得ず主人亦無名の大金を費すを得不得是を以て永遠今日に至る一朝其の法を去り、人に任するに至り名は美なりと雖も奸の禁すべきなく過ちの歸する處なく下僮皆意に任せて私智を舞すに至り百年の大商一夕の間に凋む是れ遽に人智の下るに非ず法の制限を失すればなり法に依り家政を爲すは規を以て圓を作り矩を以て方を作るが如し工拙大に相異なし故に速に一家の御法を御立て被成候事の今日の急務ならんか舊御臣家の内にて六七名の御家事議員を御定の事人心の同じからざる亦人面の不同か如し亦猶狗に白あり黒あり斑あるか如し其の面殊り其色殊ると雖も亦自ら一種の長技あり白亦可取あり黒亦然り斑亦然り舊御家臣亦白黒斑の數種

あり然るに御家の爲を計る所以は即ち不殊故に集めて其長をとれば良計奇策其中に存す故に白、黒、斑の中に就て各一名を抜き合して六七名とし御家政の大事に參與せ令め賜はば即今の御爲に相成可申歟然れ共是れ永久の事に非ず確乎大家の御家法相立候上は無用長物なり

## ● 節儉の事

古來節儉と云ふは學者の通言惡衣惡食を枉め外見を飾る是れ當時不通の陳言干城の所謂節儉は決して然るに非ず務めて事を簡易にし務めて冗費を除くに在り事を簡易にする人を除くより急なるはなし冗費を除く亦人を除くに外ならず下僕下婢を多く遣へば人と人を遣ひ事數人に成る故に事遲滯して事務多端なり故に下僕下婢益す多くして事益煩事自然に生せず人之を生す昔日封建諸侯は身を以て下を卒ひゆるの責めあり儉約質素亦不得止事情あり今の華族は牧民の責なく儉約質素亦深く言に不足衣食住情欲の尤急なる處可爲の力あり而して不爲是れ愚と云べし只無益の徒用は即ち天物を暴殄すると云ふ實に不相濟只大に金錢を蓄へ永久の田産を作らんと欲せば人を節儉するを以て第一とす人を減せざれば面目を改たむる事不能面目を改めざれば冗費を除く事不能近日に至り西國出の華族には面目を一變し家政を一洗せし方不少長州肥後兩公は尤其魁たり而して金は尤多く何時家祿を引揚げらると雖も富諸華族に冠たる者紀州公なりと聞く信僞未だ知べからずと雖も皆冗費を除き儉を務め資産を作り素餐の謗りを免かるるの心算は充分あり舊大名の大家中にては乍恐御家の如く

御餘金の少なきは無之様子なり是れ御家政御改革の尤も急たる所以なり

●遊樂の事

遊樂は人情の常素より當然の事なり然るに大人の遊あり小人の遊あり聞く西洋貴族の遊は自ら衆人の不能處あり大ひなる園囿を控へ鳥獸の類を畜し時に肥馬輕裘多く客を誘ひ囿中に獵し得る處の狐兎を屠り以て客に供す是れ第一の馳走眞に大家の遊樂なり我朝の如き大家なきに非ず然れども遊樂大小の別なく柳橋の遊島原の芝居賤人亦爲すを得べし貴人亦之に過す西洋貴族の富品行亦推して知るべし

●當時の才子の言

當時の才子動すれば華族莫大の家祿を食み寸分の職なし人民へ對しての義務金を出し公益を計らざるを得不得此れ似たりと雖も其心猶ほ鼠小僧の物を盜が如し聞く鼠小僧の物を盜むや小家に行かす必ず大家に行く其意云く大家金聚つて己れの私欲す是れ天物を私するなり天物を私する者は罪あり我天に替り其の金を奪ひ以て小民を救ふ是れ天心に協ふなり盜するもの亦辭を構ふれば一種の利あり今才子の言に成し浮雲の如き家祿を頼み大金を醜するは鼠小僧に鱗を興ふるに齊し徒に恩視せらるる而已恩視する者なし既往は不咎と雖も來事は尙ほ可追同じく金を費さは人の督促に應せず別に公益を計り恩視の笑を免かれ永遠の名譽を買ひに如かす今や人情日に薄く舊臣猶ほ如此者なしとせず

況や其他をや

●大家の公益

大家の公益を計り永遠の名譽を買ふとは何ぞや事數種ありと雖も學校を起し少年を育し國家の用に供するより大なるはなし人學ばざれば器不爲器を爲ざれば自養の力なし天下の憂ひ自養の力なきもの多きより大なるはなし人々自養の力を有する天下自ら富強の域に至る今公已に學校を開き有用の人才陸續輩出加之支校を舊里に開き本校の下地をなす舊里弟子輩の幸實に大と云ふべし是を之れ眞の公益と云永遠名譽を買ふと云ふ一時金を出し人を救ひ物を興へ一兩人を喜ばすは婦人の仁大人の事に非ず

●商法の事

商法は古來賤みし處近來西洋人の渡來する者盡く商人たるを以て世人習て風を成し懶惰無能の徒心に毛末の定算なく只坐上の空論を主張し皆商法商法と稱し之を以貴人に説き喋々萬金の致し易きを言ふ是れ皆愚者の眊說容易に信じ難し夫れ商法素より三民の一而して尤智ある者の得て能くする處智略を先とし信心を本とせざれば眞に能く産を起し家を爲すなし昔し越の范蠡戰ひ勝て國に歸り姓名を變じ商人となる到處千金の富を重ぬ信心と智略あればなり且つ聞く西洋各國商法自ら一種の學問あり尤修業の難きものとす蓋し利は衆人の共に争ふ處故に我一利を欲せば彼亦一利を欲す譬へ

ば兩人相對し弊劍するが如し我れ勝を取らんと欲す彼亦我れ勝んを欲す其の修業素より一夕一朝の能くする處に非ず請ふ干城の親く聞く處を以て之を證せん府下市ヶ谷に甘酒屋なる者あり古着を以て商を爲す山手第一等の巨商たり家僮數十人店頭市を爲す銅子龍愛玉の如し然るに年十歳に及び出して他家同職の者に奉公せ令む貧窮無産の小僮と奔走して番頭手代の使令に従ふ今歳年十九初めて商業の事情を解し返り本店に坐する事を得たり獨り甘酒屋而已然るに非ず大家の家法ある者皆然り是を以て之れを言へば西洋獨り然るに非ず我朝亦自ら修行の事あり今無智無能の士族易々商法を説き産を破り家を滅し人を欺き世を誣ひ廉恥地を掃ひ盡す者商法の罪に非ず無智無能術に暗きの罪なり西洋の國たる天然の産物至つて少し故に専ら工商に力を盡す工業盛にして商業亦從て盛成るの理なり我か日本専ら天然物に資して國を立つ工業未だ開けず商法の西洋人に如かざる素より論なし智識己に西人に如かす商學亦如かす工業亦如かす信心亦如かす其盡く産を破る怪むに足らず然りと雖も商人一敗二敗の爲め決て業を改むべからず益す其術を講するにあり只大華族の如きは素より數十萬の資産あり能く其の法を立つれば心を苦めす力を勞せず求遣富貴を不失西洋各國の貴族多く金利と(二公債證書を云ふなり)田利とを以て家を爲す決して我か邦近日の貴賤上下皆商法を爲すか如きに非ず近日商法家の形況殆ど盜竊の業に齊し只人を欺き金を借り借て返さず巧みに罪科を逃かるゝを才子と稱す金満家を窺ふ猶ほスリの衆人中にありて田舎者の金財布を狙か如し決して心を許し難し華族金満家の御方才子の口車に乗らざること當時の肝要なり

此の意見書は明治八九年の頃山内公へ差出す處なり先是山内家に於ては金子平十郎眞鍋榮三郎抔云ふ者某々等を戴き該家の政事を専らにし山一商會と云ふ商社を設け種々の商法を初め其口實とする處時勢の變遷に付ては最早商業にて家政を立てざれば『山一商會と稱する商社を設立し十八萬圓を減茶(一)にせり』家祿も何時沒收せらるゝ歟も難計として金子は土佐大阪間に奔走して商業を爲し眞鍋は東京にありて什物を賣拂ひ商法に従事せり余は明治二三年の改革論より排斥せられ御家の吉凶すらも沙汰なきに至れば其の非を知るも言ふに道なし八年に至り山地忠七御家の取締を御依頼により家令場の事を取扱ふ時に御男子出生あり即豊景公なり舊臣の重役を勤めたるも皆御吹聴あり獨り干城のみ重役名簿に洩れたり山地之を不審す家扶等云ふ谷は近年吉凶共絶へて御沙汰なしと山地甚だ不平にて云ふ當家には功勞不少彼れに沙汰し之に沙汰せず甚だ不都合なりとて此の時より初て舊來の如く舊重役の扱と成たれば再び山内家に向ひ意見を述べざるを得るに至る乃ち金子眞鍋等の商法論及板垣派の論に反對せる意見を述べたる處なり若し余か論の此の時行はるれば山内家の財産は四五百萬に至るは難からざるべし可惜哉明治廿三年九月古紙中より之を得て其の尾に書すること如此

### 第三 山内侯爵の親書



謹て一書を谷先生並に夫人の坐下に呈す先生の思を勞し身を碎きて山内家の爲めにせられし事久し其功績の大なる筆舌の能く盡す所に非ず聞く處に據れば山内家は豊景の未だ生れざる以前は先生と親密ならざりしと然に豊景の出生と共に父は家事を先生に問ひ大小の事皆其教を受けたり明治十五年に至り父母は益々先生の名望を慕ひ豊景の身體を擧げて先生並に夫人に委託して復た願みざりき豊景時に年八歳身は山内家の嗣子に生れ絹布に纏はれ保母の手に養はれ一旦にして膝下を離れ先生の許に侍せしを以て其行狀蓋し縦恣ならざるはなし然るに先生總て之を寛恕し親ら手を下して漢籍を教授し又師を聘して習字せしめ時々談話を以て訓戒する等提撕誘掖至らざる處なし翌年學習院に入學せしむ明治十九年七月豊景の父は舊國に於て俄に逝去し其九月母も亦不歸の客となる嗚呼一歳の中頻りに怙恃を失ふ人生の不幸之に過くるものなく悲嘆の餘殆ど人世の望を絶つに至れり然るに意を轉して熟慮すれば現に所生に在る父母あり何ぞ憂慮するに足らんと此に於て先生並に夫人と視る事猶ほ父母の如く敬親の念日月益旺に一の瞻依せざるものなく以て今年九月に至り丁年に滿ち而して普通學を卒へ家に歸る事を得たり初めて先生の教を受けしより此に至りて十有四年矣夫れ古來貴族の流弊として年弱冠左右に至れば妻妾を蓄へ文武の業を抛擲する者多し而るに豊景獨り何の幸ぞ聊か貴族の流弊を免れ民間人士の如く戎軒に志すに至りしもの皆先生の賜なり我を生じものは父母我を養ふものは先生并に夫人なり嗚呼十四年間恩惠の高深なるは山海も管ならざるなり他日必ず名を揚げ國に盡し以て先生の鴻恩の萬一に報せんと欲す因て茲に往日の鴻恩を感謝し併て將來の報効を期す

明治二十八年九月

侯爵 山内 豊景

子爵 谷 干 城 殿

夫人 玖 滿 子 殿

右豊景公余か夫婦へ賜る處の御親書なり本紙は先公より賜りし維新の戦功御賞譽の感狀と共に我が家の重寶たれば深く櫃底に秘藏し永く子孫に傳ふべきものなれば此に副紙を寫し置き朝夕公の御高志を服膺せんと欲するなり

谷干城遺稿 卷之十三 附錄終

# 谷 干城遺稿 附録

## 第一編 逸事及逸話

### 第一 商人の勘違ひ

陸軍中將 東郷英義

自分は十年戦争當時、小倉第十四聯隊の一下士として熊本城外に居つたから、將軍直接の知遇なく、又其後別段交際もしなかつた爲め、將軍の平常その他に語るべき資格が無いが、此に一奇談がある。自分は毎年家族と共に箱根の福住で暮すのだが、確三十一年の冬だと記憶す、自分が諸好から隣室の今は故人となつた甲州の酒造家某と知人になつて、毎日陰つて居たら、或日某が東京から歸つて来て言ふには、汽車中で谷將軍と同室したが、將軍は左右に藝妓とも見ゆる二美人を擁して傍若たる有様には少からず驚かされた、然も今其の二美人と共に此の福住樓に投宿せられた、將軍は非常な厳格な人と聞及んで居たのに、人には表裏があるものです。自分は不思議には思ふたが、ツイ其の言に乗せられて、心中不快で同じ宿に居ながら、氣の毒と思ふて逢はない様にして居つた、スルと二三日経つて、同郷の豊川良平氏が来て、谷將軍が来て居る逢うたかと訊くので、自分は右

の始末を語ると豊川氏は抱腹して、アレは將軍の愛女と姪の二人であると言はれ、自分は赤面して、其商人と三人で將軍の室に訪づれ、右の次第を語ると將軍も大笑ひされ、四人で終日噺り通して別れた事があつた。將軍の嚴格な性質は云ふまでもないが自分等に對しても能く約束を守られた。(明治四十四年四月十五日東京朝日新聞)

## 第二 私は能く叱られた

竹馬の友 某 將軍

私は谷さんとは子供の時から今迄無二の親友——と云うては濟まんが、谷さんを無二の師友として居るので實は此際先へ行かれたら何う爲ようと思つて居る。

何時も氣候が良ければ一緒に野外遊びにも行くし、谷さんも此處へ來るが私も度々行く、少しも氣を置かずに御附合申してゐたが、私には三人の兄弟があつて谷さんは丁度其中の兄とお友達位の年配であつたから、私は兄として仕へてゐる、實際又、谷さんの下に使はれてゐた事もある。谷さんは安井塾に入つて始めは三枚敷の室へ坐つてゐたが、熟頭に成つて六疊半の室に入つてゐた、此時分も私と一所だ、飛鳥山で外國人を殴つたのも此時分だよ。夫れから土佐で、重い役人になる前、私と一所に、御目附を爲て居た事もある。

谷さんには是と云ふ道樂は無い、御承知の通、谷さんの家は一躰が儒者の家で谷泰山五世の孫に當るから谷さんも書齋が何より好であつた、中々藏書家で例へば、通鑑杯にしても、随分種類を集めて居られたが、尙ほ變つた本や善い本が見付ければ直に買求めて讀んだ。だから見なさい、何時ぞや泥棒が藏へ入つた時も、泥棒は金か品物を取る積りで入つたのだらうが、藏の中は本で充満だつたと云うので、知人間で大笑ひでしたよ。では儒者の倅だから、文字計りかと言ふと、劍術も爲るし、刀劍が何より好きだつた、若い時から武藝を好んで、維新後兵隊を訓練する重役に成つた事もある。夫をやめると鐵砲の稽古を初めた、土佐で軍隊を佛國式に改革する時には、私も驥尾に附して働いたが、此時が、谷さんの一番骨を折つた時でせう。

夫れから私は谷さんに度々叱られた事がある、随分爭論をした事もあるが、決して氣短な人で無い、若い時分には私も一緒に藝妓に三味を弾かせて今様を唄うた事など度々ある、世間では唯荒武者の様に思つてゐるが、中々親切な優しい情に脆い人で、今使つてゐる雇人に對しても、無暗に使ひ廻す様な事は無い、先日朝、見舞に行つて歸つて來た處、直ぐ合息の中尉儀一さんが、今一度來て呉れと云つて迎ひに來られたから、遺言でもして置くのかと思つて行つたら、外に一人客があつて、近頃樂みに蓄音器を聴かうと思つて、取寄せたと云ふ話さ、プー／＼義太夫も出る講釋も出る、浪花節などは恐らく初めてだつたらう。

谷さんは何が一等下手だと云つたら文字を書く事だ、藩主の山内侯を御教育申上てゐた關係もあ

るから、山内侯の書道の指南をした、彼の有名な書家成瀬大域杯と、字學と書學と云ふ事に付いて議論を上下されたから、能く心得てはゐるが、誰の書風を習つたと言ふことが無いから、書く手順は出来ぬ、詩もやられるが、是も理窟は善く知つてゐるが、實際は下手な方で、聲律と云ふ程度迄は出来ない、普通の平仄を合せる分の事で、七絶位のもを作つて、古詩とか律とか、五言の短句杯は出来ないから、何時でも七絶で應酬をする。近來何か宅で編輯してゐたものがあるらしい、何でも土佐の政治制度宗教杯の變遷を、詳しく調べてあるらしいから、死なれたら、骨折の空しくならぬ様に、搜して見ようと思つてゐる、文章は御承知の通り今様の假名文は下手だか漢文なら中々巧い。

谷さんは自慢話や何か自分の事を騒ぎ立てられるのが大嫌ひだつた、夫から華美な事も嫌ひ、近來彼様に新築をしたが、家を建てるとか、庭を造るとか云ふ事は少しも爲す、床の掛物なども、自分が個人として欣慕して居る人の物を掛ける位の事で、畫にしても其通り、莫大な價の者を掛ける様な事は断じてせぬ、先輩の學者では自國の先輩野中兼山や岡山の熊澤蕃山杯を欣慕してゐた。(明治四十四年四月十六日東京朝日)

### 第三 嗚呼谷將軍

子爵 曾我祐準

余は明治六年頃より時々熱海に到り、今日では別墅をも建て居り、随分熱海とは深き關係を有し居れるが、余の親友谷將軍を始め、三浦觀樹將軍、鳥尾得庵將軍等も亦、明治十年頃より、時々熱海に來り、遂に三浦鳥尾兩將軍は別墅を建てたるに、獨谷將軍のみは、熱海との關係深きにも拘らず、熱海に別莊を建てずして、土佐の三谷へ建てたるは、將軍が愛郷心より出でたるもの、如し。谷將軍は安井息軒の高弟にして、漢學の造詣極めて深く、詩も賦すれば、文も能くしたり、只漢學に依りて智識を研きしが故に、動もすれば、頑固にして保守に傾きし事なきにあらざりしも、其操守の堅實にして、意志の強固なる、近世稀に見る人傑なり。此學問あり此意志ありたるが故に、伊藤、山縣公等の爲に、手強き敵として畏敬されつゝありしなり。

世間には、將軍が常に俗世界の、惡傾向に對し、正論讜議を試むるを見て、將軍の性は褊狹なりと云ふものありたるやに聞くも、余の知り居る所にては、將軍は公の問題に就ては、思ひ切つて論難攻撃を試むる事ありたるも、個人の私行に對して、批評若くは惡口をなしたる事なし。特に當面の政敵と雖も、其爲す所のものが善事なれば、之を贊賞するに吝ならざる事は、余の常に實驗せし所なり。

西南の戦争は、日清日露の戦争に比すれば、規模小にして國運の關する所、多少の徑庭あるが如くに、思ふ者あるべしと雖も、日清、日露の戦争が、明治十年頃開始されたりとすれば、決して

西南戦争より、大規模のものたり得べしとは信する能はず又其國運の關係に就ても決して日清、日露兩戦争に譲る所あるべからず。何となれば、我國は明治元年に、王政復古をなして、徳川將軍の委任を解き、同四年には廢藩置縣をなして諸侯の權力を弱め、同十年の西南戦争に於ては、士族の權利を削ぎ、以て四民平等、憲法政治の端を開きたればなり。若十年の戦争に於て、谷將軍が、熊本に籠城し、薩軍の前進を喰止め得ざりしとせば、薩軍は破竹の勢を以て、中國に渡り、所在不平の徒亦蜂起し、殆ど收拾すべからざるに至りしならん。然る時は茲に再び士族の跋扈を招致し、平民は依然として奴隷の境遇を脱する能はずして、今日の如き憲法政治は、到底之れを見る事能はざりしならん。去れば、谷將軍が熊本城に立籠りて、薩軍を喰止め、士族主義なりし薩軍を、討平するを得たるの功績は、實に偉大なりと謂はざるべからず。

故伊藤公は、谷將軍の至誠國を愛ひ、眞に共に經綸の大業をなすべきの、人たる事を知れるが故に、明治十八年大政官制を改め、内閣となすや、公は將軍を農商務大臣となし、以て重任を託したり。將軍は一面に於て、故伊藤公と相許す所ありしも、政治上の主義に於ては、伊藤公と相容れざるものありて、彼の鹿鳴館跡の如きは、將軍の極力反對せし所なり。將軍は之が爲め、農商務大臣の椅子を抛てり。斯の如く將軍は、我所信の爲に、名譽の地位を抛つを辭せざりし程、清廉硬直の士なりしかば、伊藤公は將軍の人格の高きを慕ひ、將軍が宮内大臣として、最も適任者たるを思ひ、人

をして將軍の内意を、搜らしめたる事もありたり。

伊藤公は將軍が宮内大臣たるの意志なき事を確め得たるも、尙將軍を在野の鬪將として、置く事の、國家の爲、不利益なるを思ひ、是非樞密顧問官となり、侃諤の議を以聞せられん事を切望し、再び、人をして將軍に説かしめたるも、將軍は元來國會を開く以上は、樞密院を存置するの必要なしと云ふの意見なりしかば、其所信の爲に、懇切なる伊藤公の勸告を斥け、名譽ある地位に就く事を肯んせざりき。斯の如く、將軍は自己の所信の爲には、伊藤公の厚意をも、敢て斥けたりと雖も、而かも伊藤公をして、失敗なからしめんとするの友情は、極めて深厚なるものありしかば、公が政を執りつくありし間は、絶へず、公に向つて、口頭若くは、書面を以て、意見を致し、又は注意を與へたり、公も亦將軍の意見を採用せしこと頗る多かりしと云ふ。

將軍が尙武の趣旨に依り、奢侈淫逸を戒めたる、前後二回の、施政方針の大演説は、有名なるものなるが、國の進歩に伴ひ、事物は益複雑となり、費用之に伴ひて増加し、遂に増税問題を惹起するに至るや、將軍は愛民の情より常に反對の意見を固持して屈せざりき。將軍は、世人が尙武に偏せる場合には勤儉尙武の説を説きて之を戒め、歐化主義に心酔せる時代に當りては、國民主義國粹保存説を唱へて俗論に對抗し、自由民権を唱へ、個人主義を叫ぶ時代に於ては、國家主義を唱へて之に對抗し、以て中庸を得せしめたり。其の功績の大なる、世人の容易に忘る可らざる所なり。

將軍は實に世人に先つて憂ふる性の人なりしと雖も、世間より之を見れば、餘り老婆心に過ぎ、取越し苦勞の如き觀ありしを以て、世間の同情は比較的少かりしが如し。然れども、將軍が殆ど口癖の如くに唱道し居りし、勤儉尙武或は勤儉貯蓄の大方針は、應て戊申の詔書に依りて、日本國民處世上の大主義として確立するに至りたるを見れば、又た將軍が先愛の士たりしを窺ふに足れり。

將軍は演説は上手にあらず、簡單にあらず、然れども敵味方双方をして、傾聴せしめたる所以のものは、其演説が、至誠七分、道理三分にして、言々句々、悉く肺腑より出でしが故なり。

將軍は又日清戦争の際にも、餘り勝に乗じて深入りするは、頗る注意すべき事なるのみならず、其講和談判に際しても、決して領土を要求すべからず、領土を要求せば、恐るべきの干渉來らんと云ひ居りしに、果して三國干渉となりて國辱を蒙りたり。又日露戦争に際しても、大概の程度に於て切り上げざれば、反て我實力の如何を疑はしむるに至り、講和談判に際し不利を來すなきを保せずと云ひ居りしに、是亦將軍の杞憂の如くなりしは、實に先見の明ありたりと云ふべし。

將軍が日清戦争後の軍備擴張案に對し、常に反對したるは、實力に伴はざる軍備の擴張は、恰も肺病患者が甲冑を着して、長刀を帶ぶるが如しと云ふ、經濟上の實地論に基くのみならず、列國をして、日本國は好戰國なりと、思惟せしむる時は、此謬想の爲に、常に日本は外交上、不利益の地位に立たざるべからず、是れ大に慎むべき事なりと云ふに在りたり。然るに、日露戦後、朝鮮は事

實上、我領土となり、滿州亦我勢力範圍たるに至りたれば、將軍は此事實に基き、東洋の形勢に考へ、又前日の如く軍備擴張案に反對せざるに至れり。

第何次議會の時なりしか、臺灣私設鐵道法案及大阪築港案の提出されし際、將軍及余等は、盛に私設鐵道の不可なる所以と、大阪築港の到底理想の如き、結果を得る能はざる所以を論じて、大に反對したり、然るに當時の大臣高島、西郷等は、此兩案の通過を謀らんが爲め、玄關に出で議員の退出を抱止むると云ふが如き滑稽事もありたり。

伊藤内閣が地租を増徴せんとしたる時、谷將軍を始め、山縣系と呼ばれたる清浦、大浦、平田、會禰氏まで、反對側に立ちたれば、伊藤公の心配一方ならず、公は遂に山縣、井上、西郷、松方の諸元老に調停を依頼したり、茲に於て諸老は反對者側の議員と、華族會館に會し、頻りに贊成せんことを懇願したる事ありたり、當時余及岡部子爵は、使者の役を勤め居りたり、尤も増租反對が、主なる題目にあらずして、其實は星亨の遞信大臣を退けんが爲めにして、余等が使者となつて、政府と交渉せしも、重に星問題なりしなり。

己が郷國の交通機關の發達を圖るは、誰しも人情の常にして、大概のものは平素の主張を抛つても、其運動をなすものなるに、將軍は之に反し、土佐鐵道敷設の議、政府部内に起り、土佐人亦政黨派の如何を論せず、全縣一致、土佐鐵道敷設の運動をなしつゝあるに方り、獨り將軍は鐵道政

策の上より、又軍事上より、將た國家經濟の點より、考察して、土佐鐵道敷設の不必要を論じたるが如きは、將軍が如何に、至誠を以て他迄國家本位に依り、侃諤の議を立て居りしかを知るに足るべし。(明治四四、四、一六東京朝日)

#### 第四 最後の訣別

伯爵 樺山資紀

明治四十四年四月十五日、記者は谷子危篤の報を齎して、樺山大將を御殿場の別荘に訪ふ。午前七時、大將は既に獵服を着けて玄關に立てり。

谷將軍いよ／＼危篤の由を告ぐれば、悠揚迫らざる大將は、左まで氣にも懸げざる如く、軽く受け流し、『何アに谷の病氣は腦充血で既う何遍も危篤を傳へられてゐる、未だ死ぬことはあるまいよ』、かくは云ふもの、流石に、其昔死生を俱にし、平生兄弟の如き交はりを續けるたる大將は、蔽ひ得ざる憂ひの色を顔に浮べつゝ、今日は獵期のお終ひぢやと許り、記者を伴ひて其儘富士山腹の大將の獵場に向へり。

雨に降られ、午後勿々に歸宅すれど、東京より、谷子遂に危篤の電報到着し居れり、開き見たる大將は、愈滿腔の憂悶遣る方なき面色にて、獵服も脱がす倒るゝが如く暖爐の傍に腰を卸し、右手を額に當て、『ア、谷も今度は不可ぬかな、谷は私と同年ぢやが、久しいこと艱苦を共にし、平生兄

と思つてゐた身には、何うも一層深く感じる様だよ』と染々と追懐の語を洩らし、大將は間はす語りに、先づ下の如き一週日前に於ける、兩將袂別の模様を語れり。

先達青山博士が、谷の病氣も切迫したから、親戚知己へ知らせよとのことで、私の大磯の別荘へも通じて来たから、早速行つて、家の人から、色々の様子を聞いて見ると、谷は、醫者や看護婦の云ふことを聽かず、こんな身體で、何時まで愚圖々々生きて居ても仕方がない、醫者や看護婦は、俺を試験的に扱つてゐると云つて、斷然、藥を口にせぬので、困つてゐると云ふ。

乃て孫の儀一君か、何卒、貴君から親爺によく云つて呉れると頼まれたが、厭がる事を云つて、此際、病氣を一層悪くしてもならぬと考へたが、遂に逢つて見た、處が谷は、久し振りだと云つて頭を掻げ、大變喜んだ。私は谷に向つて、お前は醫者や看護婦の云ふことを聞かぬさうぢやが、お前も私も、この高齢になつて、病と腕押は出来ぬ、お前はよく醫者の云ふことを、聽かねば不可ぬぢやないか、夫れにお前が、過日 陛下から、桐花大綬章を下されたに就て、人々は其のお祝ひを爲ようと云つてゐる、何うぢや、早く良くなつて、それへ出やうぢやないか、と云つたら、其返事は際きり別らなかつたが、歸る時、玄關まで來ると、病人の云ふことを聞き馴れた儀一君が、追つて來て、『親爺は、貴君の今云つて呉れたことを、つく／＼有り難く感じて、其云ふことをよく守ると云ひ、併し今度は之れがお訣れだらうと思ふと云つてゐました』と云ふ、其日は非常に氣に懸つ

て其儘歸つたが、遂に夫れが訣れとなつたか」と語り終つて大將は、暫し面をそむく。之より更に、大將は谷子が佐賀の亂、臺灣の役、十年の戦争の三大戦役中に於ける、裏面の苦心を熱心に語り、且、谷子の人物評に及び、數千言を述べて尙盡きず、此は項を新にして記する所あらん。(明治四四、四、一七東京朝日)

## 第五 砲烟を見ざる前

大將 樺山資紀

熊本の籠城はいよく敵兵を引受けて、砲煙を揚ぐるに至る前の、苦心が大變なものであつた。此時の谷の苦心は、一生涯中の苦心だと思ふ、熊本の兵は神風連の暴動で、士氣沮喪して居る所へ、鹿兒島の慄悍なる、兵を引受けるのが一の苦心。又一には先輩の西郷、篠原、桐野等と戦ふのであるから、如何にも戦ひに忍びなかつたが、谷は國家の鎮臺として、私情を捨て、戦つた、當時の有様は實に、内憂外患交々到り、佐賀の亂、朝鮮事變、臺灣の役と相次で、紛糾を極め、能く其時の事情に通じた者でなくては、其時の事は判らぬ。

佐賀の亂には、形勢切迫して、今にも足元から鳥が立ちますまいかと思はれた位、夫に神風連の暴動は、人心に大影響を及ぼして、熊本鎮臺は滅亡するかとも思はれた。司令長官たる種田少將、參謀長たる高島大佐(秋帆の子)等は、神風連のために叩き斬られ、縣令も殺されたのが、明治九

年の十月二十四日である。乃て鹿兒島の私學校黨等は、此の如く政府の威信なき上は、到底明治四年西郷(南洲)の、お召に依て、兵を率ゐる東上した、時の如き場合に、立ち到らねば處置は附くまいと思つた。即ち何うしても、西郷が足を擧げねばならぬだらうと思つた、私が二十五日に、陸軍省に出てゐると、山縣から、熊本に何か事變があつた様だから、直に立てと言はれて、行つて見ると、大山も軍艦で先に着いてゐたが、熊本には未だ何事もない、久留米の電信局から、熊本に事變があつた様だと、言つて來たから出懸けたのである。

神風連は熊本鎮臺の司令長官、參謀長等を殺し、火を放けて退却し、自ら腹を切つて死し、一時の暴動に止まつたが、大山や私は、其の鎮定後に着いたのである。其處へ谷は、愈々熊本の司令長官を命せられ、私は參謀長を命せられたが、熊本の兵は士氣全く沮喪し、恰も富士川の千鳥の如きものであつた、夜間に犬でも通ると、神風連が發銃したのぢやないかと畏れる。かく人心洶々たる處に、熊本の人民は、又鎮臺を輕蔑して、クンチンクンチンと云ふ、提灯を見ると、クンチンの提灯と云ひ囃し、子供迄か乗馬の尻を青竹で打つ始末で、全く蕨鎮臺と誹られてゐた。さうする中に、鹿兒島の兵が、ぞろ／＼動いて來て、銃器、彈藥、刀劍を集めて、戦争の準備をしてゐると云ふことを聞いた。そうしてゐる處へ、谷も赴任して來た、來て見ると城内の兵氣は、極度に沮喪してゐる、彼の神風連に、散々惱まされた此兵では、戦ひを開くは容易でない、先づ偵察を鹿兒島に放つ



て見ると、城下は鎮まつてゐるが、地方は非常な勢ひであると判つたから、谷も此に對して、十分の準備に取掛つたが、如何にして、先づ此の沮喪せる、士氣を恢復すべきかと、谷の最も苦心した所であつた。

第一に作戰計畫について、議論が起つたが、谷はかゝる沮喪せる兵氣を以て、敵に先んじて彼を破るは六ヶ敷い、何うしても守城の外なしと主張したが、私は城を守るには、攻むるの勢ひがなければ、駄目だと論じ、城内には拙者初め奥倉、川上（操六）、大迫など薩州人が多いので、桐野、篠原等が鹿兒島から出て来て、縁故や私情をたどりて鎮臺の内部を紊しはせぬかと、大に心配したが、大迫や奥倉等が、谷の守城論に賛同したので、私は姑く讓つて、守城に決した、然らば又此上、如何にして戦ふべきかと云ふことになつた。夫には一の手段がある、他なし、戦死した種田や、高島、其他の者の、大招魂祭を開いて、其餘興に角力や、何かを盛にやつて、士氣を鼓舞しよう云ふことに決つた。乃で直に城外の練兵場で、大招魂祭を行ひ、其勢ひに乗じて兵を城内に纏め、一歩も外へ出さぬことにした。さう恚うしてゐる中に、遂に征戦の大命が下つて、有栖川宮が大將となつて、熊本に向はるゝことになつたが、此大招魂祭を行ふ迄の、谷の苦心は非常なものであつた。私は參謀長たる傍ら衛戍司令長官を兼ねてゐたから、鹿兒島の兵が、大舉して出る主意を糺さねばならぬ。其談判に出掛けようとする、大迫が衛戍副官であつたので、私に向つて、お前は參謀

長であるから、此際出では不可ぬ、己が代つて行くと云うたが、私は長官であるから、自ら行くこと云つて居る中、鹿兒島からは、大舉出兵の間に、縣令が發した二名の專使が、熊本鎮臺司令官に逢ひたいと云ふて來た。此方では、防備が既に、十分に出來てゐるので、自分は谷の代理で、城内の天幕の内で、彼等に逢つた、專使等は谷長官に宛た、書物を携へてゐる、夫を披いて見ると。

政府に訊問の筋有之別紙の旨に依り西郷大將始め以下其臺下通行の筈此段通知に及ぶ。  
とあるので更に別紙を披いて見ると。

中原警部始め其他の者を西郷暗殺の爲めに下したと云ふ口供。

が書いてある、乃で自分は曰く、始めて東上の主旨が別つた、併しながら此爲に、西郷始め其他の者が、兵器を携へ隊伍を組んで、來ると云ふからは、此臺下を一步も通さぬ。此旨お前等は復命せよと、斷然峻拒し、今此處で捕縛することは、許してやると言つたら、專使中には、自分の親戚知人もあつたので、夫は誠に困つた、是から熊本、福岡と段々行く處なのである、何卒通行券でも貰つて、此先々へ行きたいと曰ふ、其様なことが出来るかと云つて、追ひ歸した。

次で鹿兒島縣廳から、又もや、西郷の取次があると云つて、書面が來た、城内では防備中であつたから、私は其書面を、途中で受取つて、上封を見ると、『熊本鎮臺司令長官谷陸軍少將殿、陸軍大將西郷隆盛』と記してある、私は又谷に代つて夫を披いて見ると、奉書の半切に、

捕者事政府に訊問の筋有之篠原桐野の少將を引率し不日其臺下通行致す筈につき諸隊整列すべし此段相達し候事。

と書いてある、此を見た自分は大に怒つた、不届き千萬、西郷大將が非職の身を以て、司令長官に斯る達しをするとは、奇怪至極であると思つたが、併し其書面は唯受取つて置た。其時私は竊に思つた、西郷は此様なことをする人ぢやない、必ず傍人の、作爲に出たものに相違ないと、益々憤懣して、引裂いて了はうとしたら、兒玉（樺山參謀長の下の參謀）が、私に渡して呉れと云ふので、裂かずに了つた。後日に至つて聞けば、果して西郷は、かゝる書面を、出したと云ふ事を聞いて、直に取返せと、云ふたとのことである。

偕城内では、彼の大招魂祭後、士氣大に振ひ、兵士は自から銃劍に刀をつけてゐた、然るに油断の出来ぬことがある、夫は熊本の人民で、敵に内通し盛んに探りを入れることである、民権黨で勢力のあつた、熊本の有馬源内などの二三同志は、一日來つて、鹿兒島の兵が、今度愈出て來ると云ふが、鎮臺では何うする考へかと、私に聞く、私は彼等が、鹿兒島へ行つて來たことを知つてゐたから、鹿兒島の兵も、大分變つたやうだ、大舉東上の聲は、盛に聞へるが、一向頭を出さぬぢやないか、昔の鹿兒島人なら、聲のない中に、頭を出すと愚弄し、私は熊本鎮臺の任務を盡して斃るゝのみと答へた。さうすると彼等は、『何アに鹿兒島の奴が出るものか』と云ふ、私は唯、さうかと云

つて別れた、此の如く、熊本は熊本で内通してゐる、或者は又熊本のために大に盡すと稱して、城内に出入し得る鑑札を下げて呉れなど、云つて來た者もあつたが、無論拒絶して了つた。

此時、縣廳は城内にあるも同様で、極めて接近して居た、富岡縣令の外に、品川彌次郎が、内務省から派出されて來て居た、熊本城では、常に縣廳と連絡して居たが、縣廳の人々に向つては、常にあなた方は、枕を高くして居なさいと云つてゐた、斯る中に、縣廳は突然御船に移つたと云ふ事を聞いた、勿論相談なしに移つたのだから驚いた。此は熊本の人が、護郷兵と云ふのを作つて、縣廳は吾々が保護するからと云つて御船に移したのである、縣廳は戦が開けると、直に又城内へ戻つて來た、夫も其の筈、鹿兒島の兵が、松橋に見えたとなると、熊本の人民は悉く、鹿兒島に應じて了つたのである。右の如くにして、敵と相對して、發砲する迄には、種々の困難なる事情があつたのを、巧に切抜け、又一方には大に士氣を恢復して、戦を開くに至つたのであるが、夫迄の谷の苦心は、到底一朝一夕に述べらるゝものではない。戦争開始後の苦心は、大抵世に知られてゐる、其中に陣中で面白いことがあつた、夫は別に話さう。(明治四四、四、一八東京朝日)

## 第六 谷將軍の半面

平原海軍中佐

世間には谷將軍を、嚴格一點張りの人のやうに思つて居る者もあるが、其の胸臆を叩けば、實に血

と涙に富んだ情の人で、其の師安井息軒先生の世を去るや、遺孤千菊氏まだ幼少にて、安井家はあはや淪落の淵に沈まんとする悲惨の状態にあつたが、將軍は芝の師恩を忘れず、終始一貫して安井家の世話をせられ、遂に安井家をして今日あるを得せしめたるのみならず、息軒先生の遺書に大切に保存して、毫も散逸せしめざりしが如き、又た西南役の際には、敵と味方に分れて居た池邊吉十郎には、其の以前に交りをつ結んだ、誼があるといふので、吉十郎の歿後其の甥なる、池邊義象氏を膝下に引取りて、撫育したる如き、眞に血もあり涙もある武夫の所爲ではないか。

明治十一年陸軍中將に陞進された時の如き、當時中將になつたのは他に山田顯義氏があつた計り位の事として、其名勢は素晴らしいものであつたが、將軍は謙抑身を持し、市ヶ谷のお庵末な邸宅に起臥して、後進子弟の爲めに漢學を講じて居られた、何でも明治十五六年頃と思ふが、自分が一篇の漢文を作つて之を携へ、將軍の講筵に列せしめて頂きたいと、願ひに行つた時、別に面白くはないが、来たければ何時からでも来いと、快く承諾を與へられそれから、一週間に孫子の講義を二回と、中庸の講義を一回宛聴く事になつた、孫子は軍人としての講義で、中庸は儒學として智仁勇の三綱を詳細に講義されたが、將軍も充分に自ら下調べをして講義される事として、非常に丁寧親切で、殊に虎の皮か何か敷いて、儼然と身を構へつゝ講義される所は、如何にも堂々として名將軍の偉を存し、一種壯烈な氣が吾々青年の心胸を衝く概があつた。

當時將軍のお宅には、應接室もあつたけれど、吾々書生が行くと、直に書齋に通して語られ、講義室も將軍の書齋を其儘に使用して、八疊二間位の室を打通した、其處で滔々と孫子の兵義を講説されたが、當時既に外國の兵書に精通して居られ、普佛戰史、那翁戰記の如きものを引用して、縦横に講義をされるので、非常に面白かつたが、中にも那翁が露國に敗れた際の露國の軍略と、湊川に討死する前の楠公の献策とを、比較講評された條の如きは、頗る興味を感じて今でもよく記憶して居る。其頃我が國に取つて、一番恐ろしい國は露國であると、上下一般に信じて居たが、將軍は露國は恐るゝに足らずといふ持論を主張して、講義の間にも屢々其事をいはれた。居常國を愛ひて後進子弟の誘掖扶導を怠らず、嶄然として崇高なる人格を以て後進に臨まれた。當時山内侯の世子を預つて、教育して居られた如きを見るも、土佐藩出身者中名士尠からざる中に、特に將軍の人格が高いのを認められた所以であらう。

熊本籠城を世間では、單に守勢を取つたものとのみ思つて居るが、あの時には太郎山まで進んで、其の險を扼し薩軍を逃へ撃たうといふ説と、他迄籠城しやうといふ説とあつたのを、最初から籠城をのみ事としては軍氣を沮喪する虞があるとして、將軍は熊本城を少し離れた、河の邊迄軍を進め大に軍容を張つて敵の來るを待ち、猛然として一齊射撃を行ひ、兵氣を鼓舞した上、悠々と兵を率いて城内に入られたのであるが、是れは孫子に初戦を貴ぶとあるのを顧みて、此の痛快なる一撃を敵に

加へられたので、後年に至つても此の時の話をよくして居られた。(明治四四、四、一七中外商業)

### 第七 古武士の風あり

石黒男爵

谷子爵とは氣心も合つたし随分長い間の知己だ、私から観れば子爵は純然たる漢學者だ、併し四角な文字を読み、詩を並べ、文を綴り、古文を読む計りでなく、直に道義を實踐躬行したから偉い、私が子爵を尊信するのは常に道徳の権化となつて、稜々の氣骨奪ふべからざるにある、適例は熊本籠城に見る事が出来る、時は十年二月下旬、子爵等は西郷の軍によつて十重二十重に取圍まれた、此時日頃温情の西郷は一片の手書を子爵の許に送て切に開城を勸告した、然るに此時の子爵は頑として勸告を退けた、此處が偉い、子爵が道義の觀念は此時此際猶且活路を想はれなかつた、元龜天正の古武士が城を枕に討死するの氣概である、更に夫人玖満子が偉かつた、此砲煙彈雨の重圍中に在て泰然自若として子爵を助けた、私は常に此く子爵の美所のみ見て交際して居る、人間は其で澤山だ、子爵が後に農商務大臣となり、貴族院議員となつて、毀譽交もあるやうだが、其れは人間の常だ、其處處を見る必要はない、併し十年の籠城は、國會開設上に至大の影響のあつた事も忘れてはならぬ、子爵が若し彼の時討死したなら、國家が必ず神に祀るべき人だ、私は子爵を此く觀、此く尊崇するがために是から見舞に出掛けるのだ、中將で前大臣である事は私の關する所でない。(明治四四、四、一八萬朝)

治四四、四、一八萬朝)

### 第八 清廉潔白の人

貴族院議員 富田鐵之助氏

子爵とは二十年來朝晩往復して居た、一口に云へば清廉潔白、まア古武士だね、光風霽月、竹を割つた様な極めて氣持の好い人で今の世には一寸類がない、其代り何うかすると誑され易い人だ、本を讀むのが道樂で、悪くなるまで始終本を見て居た、そして人が行く、話は直ぐ政治問題だ、子爵の頭には國家より外何物もうつらない、實に誠忠の士だ、其上友情に厚い、此七八日頃よく見舞に行つたが、三浦と曾我と私だけは歸しちゃ可かんと云つて止める、長くなると政治問題が出て意氣が昂るから、五分位で歸るやうにして居た、平素酒を少しやつたから、それが禍をなしたであらう、惜しい人だ。(明治四四、四、一八萬朝)

### 第九 谷將軍の温情

與倉大佐夫人

谷將軍危篤の報に接し西南戰爭以來特別の關係を有せる、麻布歩兵第一聯隊長歩兵大佐與倉喜平氏夫人幹子に就て、將軍の平生を聞くに、夫人は今更の如く嗟嘆しつゝ、『自分は十年戦役中飛彈雨下の熊本城空壕の中に於て生まれ、其れ以來谷將軍御夫妻の恩顧特遇を受け、三十幾年の長き間殆

んど我が子の如くに愛せられたり。戰場に於ける將軍を想像すると、鬼神をも挫ぐ武士の様に思はれるが、逢つて見ると、想像は實際と全く異なり、其の優しき温情は忽ち懐しいと云ふ氣を起さしむ、元來非常な元氣の人にして、自分の精力のありたけを國家の爲めに盡し、君國の爲めとし云へば、如何なる難事も辭せぬと云ふ風なりき、殊に故夫人と同様、邊幅を飾らず、人に對して優しく、玖満子夫人存命中など、自ら蠶ひ、織られたる反物を、態々自分の許に届けられし事杯屢々なりき。去る明治三十九年の頃、自分が夫の任地清國營口に向はんとする際、久々振りに熊本なる亡父の展墓をなさんと語りしに、將軍は大に喜び此の好機を逸せず玖満子夫人にも展墓せしめんとて、遂に同行する事となりしが、當時の愉快は今尚ほ忘れんとして忘るゝ能はず、去二月六日自分は市ヶ谷の將軍邸を訪ね隣室迄進みしに、病褥の將軍は敏くも自分の在るを知り、親しく枕頭に呼び寄せて、半日有益なる話を聞かされたるが、其の温情殆んど譬ふるに物なし。將軍は又た自分の亡父の戦死に深く同情を寄せられ、一詩を賦して贈られ、今は家寶として秘藏し、毎年二月二十二日の記念當日亡父の靈と共に床上に掲げ居れりと。(明治四四、四、一六(國民))

## 第十 友人としての谷子

曾 我 子 爵

谷子爵は漢學者で、書物を非常に好まれ、單に讀書するのみならず之を骨董視して愛された、私に嘗て足利學校に子爵と參つた時、足利學校には漢文の古書が澤山ある、夫を子爵はそれは斯うである、是は得難きものであると、能く判分する程であつた、併し刀劍とか書畫骨董とかは、殆んど念頭に無かつた、元來漢學仕込みで武人仕込みである處から、從て衣食住等も薄かつた。

嗜好としては第一酒であつたが、決して多量に呑むのでは無い、所謂一杯を傾くれば即ち陶然として酔ふと云ふ方であつたが、發病以來禁酒し、人事不省になつてかち、一度酒が欲しいと言はれたさうな。第二は煙草で是は十年前より廢されたが、議會へ出席する時は常に豫備糞入として、別に一個を持つて居た、夫で子爵が議會に於て此豫備の方を出すと、何れも『ソレ谷が豫備を出したから今日は長くなるぞ』と、言た位のものであつた。

子爵の早起は到底壯年も及ばぬ、毎朝四時半から五時には屹度起き出で、先づ新聞紙を讀むと云ふ風で、夜分は普通十時頃臥床するを例として居たが、何か調査する事でもある時は徹夜する、近年は常に眼が痛むと言つて居た、暮も時々行つたが笹の笹の下手恭であつた、子爵は晩年高知を距る約二里の三谷村に別莊を設けたが、其處には餘り住まはれなかつた。

子爵夫人は一切の家政を料理すると共に子爵に對する内助の功は實に大なるものであつたが、昨年死亡されたのは實に氣の毒な次第である、子爵の病氣を早からしめた原因は、先づ病中屢々議會に出席したり、伊藤公の葬儀等に出られたのは、健康の爲め餘り好くなかつたが、中にも夫人の死

は子爵に取つて最も病氣を早からしめた大原因であつたらう。

伊藤内閣當時、子爵は官途に在るも或は又野に在るも、政治上其他國家問題發生毎に、常に必ず自分の意見を口頭又は書面を以て、伊藤公に發表したと云ふ事である、元來愛國心に富み、就中農民愛護に重を置き、地方農民の状況は、却々能く調べて居た。要するに子爵は實直にして、尙武の氣に富み、或は時世に不適視せられた事もあつたが、子爵は自らを欺くことを嫌ひ友として交際するに、年を経るに従つて益々心地快き人であつた、誠に實直なる君子であつた。(明治四四、四、二七、日本)

### 第十一 粥を噉りて馬を屠る

中岡少將

當時熊本鎮臺の參謀として谷司令長官の幕僚たりし、前人事局長中岡少將は籠城中の實歴談を爲して曰く、熊本籠城の事情は既に樺山伯の談話にて盡され居るが、熊本籠城に決せし處へ、西郷隆盛より谷司令長官へ宛て、今度政府に訊問の筋あり桐野、篠原以下の軍隊を引率して東上の途次貴地を通過するを以て、軍隊を整列して指揮を受くべしといふ書面を持たせて、壽使なる者を送り來りしより、之に對する返書をば余に書けと命せられしが、其意味は西郷個人にて來るなら兎に角、軍隊を引率しては面會する能はずといふにありて、此返事を出さんとする際、東京より西郷は愈々國賊

として征討することに決したりとの、命令來りし故其返事を送ることを中止したり。

夫れより籠城の苦楚を嘗むる事となりしが、間もなく城内火を失して天主閣は焼け、貯藏せし糧食も亦た全部焼失せしを以て、忽ち食物に窮したるより、將校以下城外に出で、徵發を行ひ、斯くて最初貯藏せしものよりは多く糧食を得しも、司令長官は持久の策を講じて頗る之を節約し、隊の兵士には朝と夕と粟飯を供し、晝のみ粥を噉らせしも、余等幕僚は朝夕とも粥にて晝だけ粟飯を食することゝなせり、元より肉などのあるべき筈なければ、負傷せし馬をば片ツ端より屠りて食したり、尤も兵士は時々城内の濠より鯉鮒などを漁して食し居りしが、或時參謀部へ鯉を一疋貰ひ、之を頭數に宛て、九ツに切り煮たるに、扱て食事となりし處、其切れが八ツしかなく、余は終に其馳走に與る能はざりし滑稽談もありたり、而して斯く孰れも食物を節約せしことゝて、司令長官をはじめ所謂「三勝目にはソツと出し」といふ格にて、孰れも腹一杯食したることなかりし、此火事は當時まで、城内にありて官軍たりし、池邊吉十郎、櫻田宗四郎等が、向井といふ給仕を使喚して放火せしめたるものゝ如くなりしが、幸に兵器彈藥の焼失せざりしは天祐なりし。當時城内には幸ひに濁酒ありしことゝて、酒には困らざりしも、弱はりしは煙草の缺乏せしことにて、果ては大根の葉、茶の葉等を刻みて喫するに至れり、而して此籠城中幾度か賊の襲撃を受け、殊に二月二十二日の夜の如きは最も猛烈を極めしが、幾日待てばとて援軍の來る模様なきより、當時城内にて「――

旅團は氣永で音ばかりシヨンガイナ」といふ俗語流行したることさへあり、斯く糧食は次第に減じ、援軍も容易に至らざるより、谷司令長官は自ら決心し、自身先頭となりて突圍すべしと言ひ出したるを、幕僚は之を制止し、遂に四月八日に至り奥少佐は大隊を率ゐて突圍し、始めて城外との連絡をなすに至れり此籠城中特に、司令長官の苦心せしは樺山伯の談話にもある如く、守城軍の幹部には參謀長の樺山中佐、衛戍本部の大迫大尉、聯隊長の與倉中佐を始め薩人頗る多かりしを以て、如何にして之を統御して二心を抱かしめざるかにありしが、能く平安を保ちしは是れ將軍の威望自ら人心を服せしめたる結果なるべし、當時將軍が司令長官の身を以て、兵卒よりも尙ほ粗惡なる食物をなし、艱苦を共にしたることは、余等の感激して措かざる所なり、夫より西南の役終りたる後將軍は、西部檢閲使となりて出張することとなり、實際余も隨行せしが當時將軍は部下を戒めて「苟くも他人の行狀を檢閲するものは自から一身の行ひを慎しまざるべからず」とのことなりし故、出張中何の楽しみも出來ざりし吾々青年將校は頗る窮屈に感せしも、是亦た將軍の謹嚴なる性格を知るに足るべし、爾來余は將軍との往復を怠らず、先年聯隊長として土佐に赴任せし時も、久万村なる將軍の山莊を訪うて、懷舊談を試みたることあり。(明治四四、四、一九時事)

## 第十二 宛然古名將の風

大隈 伯爵

谷干城子は我輩よりも二歳許りの長者であつた様に思うて居るが、維新前江戸に出で、安井息軒翁の門に學び、其後奥羽の野に轉戦して、勇名を轟かしたのは天下の普く知る所である、我輩が初めて谷干城の名を知つたのは此時代である、其後土州藩其他の大藩が率先して藩籍を奉還し、茲に維新の大業が略ぼ緒に就いたのであるが、當時各藩は尙ほ藩兵を擁して、兵馬の大權は未だ中央政府に歸せなかつたのである、殊に土州藩の如きは強大なる兵力を有し、且つ當時佛蘭西の兵式を學びたる沼間守一等の青年士官を招聘して、盛んに兵隊の訓練に努めて居たのである、時に山縣兵部少輔等が大に此兵權分權のことを憂ひて、各藩の兵隊を解散し兵器を中央政府に收めて、兵馬の大權を中央に集めんとしたのである、然るに土州藩は大藩でもあり、殊に種々面倒のある處で、随つて暗殺刺客等の危険多き藩として、何人をして兵權奉還の説諭に當らしむるか云ふ、其人選に就て少からず困難を感じたのであるが、遂に谷子を立たしむるに決し、谷子も亦之を快諾して此難局に當り、無難に重任を果したが、同氏の此大功績に對しては我輩は大に敬服したのである、然るに谷子の此幹旋に對し、世間の一部には動もすれば子を長藩の爪牙となりて、其走狗たるに甘んじたる如く誹譏するものもあるも、我輩は確かに此舉を以て谷子の誠忠に出でたるものと信じて疑はない。我輩の谷子と親しく相知つたのは、七年の臺灣征伐の際である、當時我輩も廟堂に列して征臺の事に關係して居たが、此舉に對しては政府部内に於ても大分反對があつたが、谷子は西郷總督の下に、

陸軍を指揮して彼の疫病と天險と戦ひ、且海軍の指揮官たる赤松則良男とも圓満に提携し、能く任務を盡したのは、西郷總督の功が興つて力あるは勿論なれども、子の功績も亦決して没すべからざるものがある。降て十年の西南戦争には三千の募兵を以て、大西郷の率ゆる薩南三萬の猊貅を、蕞爾たる熊本の孤城に支へ、三箇月の久しきを持して、克く兵食の缺乏に耐へ、遂に勝敗の命を制したる、大功勳に至つては天下一般の認むる所にして、我輩の喋々を要せぬ所である、蓋し此功績は子が一生の偉業と見るべきもので、其英名の兒童走卒にまで知れ亘つたのは、即ち此時からである。谷子は所謂保守主義の人で、十年の戦役後、時の政府當局者と相容れなかつたのであるが、故伊藤公は谷子の野に捨てられ居るを惜み、十八年に新内閣を組織するや、谷子を擧げて農商務大臣となし、且つ其進歩的思想を養はしめんが爲め、十九年二月に歐洲派遣を命じたのである、然るに谷子は歐洲より歸朝したる後ち、當時の極端なる歐化主義に對して非常に憤激し、遂に伊藤公某の他と争つて、不幸にも退隱し、爾來盛んに廟堂の歐化主義に反對し、國粹保存主義を鼓吹したのであるが、谷子は假令伊藤公始め我輩等と、公人としては反對をしたもの、伊藤公も此襟度に對しては常に敬服して居たやうである。谷子は頗る誠實の人物である、一部人士は子を以て偽君子の如く惡評する者ありしと雖も、并は誤れるの甚しき酷評である、併し子は決して圓満なる濃厚の士ではなく、寧ろ熱烈なる感情家である、故に一度其感情の激發するや、何人なるを問はず腕力に訴へて

も相争ふと云ふ風があつた現に我輩とも事を論じて屢々相争ふたが、其感情の高調に達するや、佩劍を以て床を鳴らし、今にも飛掛かるかと思ふ態度をなせしこと幾回たるを知らぬ、山縣公の如きは屢々組打喧嘩を遣つた一人ださうだ、左れば此一事を以て見るも、彼の土藩の兵權收受の如き、山縣公等の隨使に甘んじたと云ふ評の當らざるを知り得べきである、併し子は斯く感情の人であつて、我輩とも公人として屢々反對に立つたとは云へ、其交情に於ては大に掬すべき點があつた、彼の征臺の役に陸海軍の衝突を避くる爲め、特に濃厚なる赤松男を海軍の統帥に當てたのであるが、谷子は克く當時の敗北者たる幕府出身の同男を敬して、共に征臺の功業を樹てたのは、情愛に於て大に賞するに足るべき一事であると思ふ。而して谷子は奥羽、臺灣乃至は西南の役に於て、共に士卒と辛苦を共にし、其一度戦陣に臨むや、叱咤風勵、草木も爲めに風靡すると云ふに至つては、是れ全く古名將の概あるものと評すべきである。而して子は又武人のみにあらず、一面學者であつて、漢學國學の造詣の淺からざるものがあつたから、其思想は全然此國漢學に依りて養成せられ、爲めに終生保守主義の人で了つたのは、蓋し已むを得ぬ次第である、併ながら酒數行玉山正に頽れんとするに至り、微吟低唱すると云ふが如き趣味をも解して居て、全くの枯木寒巖に依る無風流漢ではなかつたようである。(明治四四、四、一七時事)



## 第十三 莫逆四十餘年

曾我子爵

余が谷子と最後に面會せしは、本月四日にして當時左程重忠といふ程にあらざりしも、子自身は既に死期の至るを知り、余に向ひ多年の厚意を謝し、且つ死後を宜しく頼むとの話なりしも、余は慰藉して歸りしが、十五日午後熱海より歸りて、同邸に赴きし時は、既に人事不省なりと聞きしゆゑ、故と病床には赴かざりし、思ふに今回の病氣は老衰の結果とはいへ、子が常に友義に敦く、又た愛國心に富める、病軀を推して時に伊藤公の葬儀に列し、時に最近にも帝國議會開院式に參列したるなど、又重忠に陥れる原因なるべしと雖も、其最大原因を爲すものは、精練の妻たる久満子夫人の逝去せられたるに基くものなるべし、孤影孑然として老の身を跡に残されたる子の寂寞實に同情に堪へたり。余と谷子と相識りしは今より四十年前にして、最初は軍人として交際したるが、最近二十年間は政治上の交際と變じて、而かも亦最も親密に、余は常に子を師友として尊敬し、其指導を受けたり、谷子が軍人としての功績は謂ふ迄もなく彼の十年熊本籠城なり、此事たる今日より見れば左して大事件とも思はれざるも、其當時にありては王政維新の政創められて日向淺く、又徵兵制度創設の當初にして、人心尙ほ徵兵の効果に疑を狭み居りたる時にて、此微力なる軍隊を率ゐて慄慄決死の薩摩軍人に對抗したる決心は、實に感嘆すべきものにして、若し此時熊本城にして落ちんか、或は天下風を望んで薩軍に投じ、明治政府は轉覆せしならんも測り知るべからざりしとせば、其功績は特筆大書せざるべからず、余は當時士官學校長なりしが、後ち旅團を率ゐて出征し、谷子の後を承けて熊本鎮臺司令官となりたり。議會開設の當初に於ける谷子の方針とせし處は、當時歐化主義旺盛の時勢に抗して勤儉尙武の氣象を養成すべしといふにありて、第二期議會に於て之を施政の方針に關する建議案として提出し、二度まで演壇に上りて熱心に其趣旨を述べたるが、不幸其議は成立せざりき、子が忠誠なる精神には伊藤公も特に敬意を拂ひたる如く、自ら内閣を組織したる時、農商務大臣の椅子を授くるに至りしが、其後辭職の已むを得ざるに至りしもの他に原因ありしも、概して伊藤公の歐化主義と相容れざりし結果に外ならず、而かも公は常に谷子に信頼することに深く、随つて子は國務上方針に就ては、書面又は口頭を以て伊藤公に献策することを怠らざりし、尙ほ子は増稅案に就ては、何れの内閣を問はず反對の態度を採りしが、是れ子が一般の國民殊に農民を愛する至情に出でたるものにして、其政費を節減して、農民の負擔を輕減すべしとは、氏が一生を通じて變らざるの主張なりし、世間往々子の保守的態度に就て批評を加ふるものあるも、是は子が漢籍の造詣あり、其素養より割り出したる意見にして、時に保守の見を免れざるものなきにあらざりしと雖も、余は寧ろ氏が忠誠謹厚にして衷心より國民の利福を増進せんとする精神を多とせずんばならず。子は斯く當初より尙武論を主張せしも、爾後我國が二大戦役を経て軍備擴張をなすや、子は軍備素より可なりと雖も、過大の擴張は外列強の誤解を招くのみならず、内國民の負

擔を増加するに至るを以つて、是れを適當の程度に止むべしと云ふの政治意見を有するに至りしが、余は二十年來地價修正其他二三の問題に就ては、意見を異にしたるも、概して子と同一の歩調を探りて今日に至れり、今や公私の交に於て最も親密なる子が重患に陥りて、回復の見込最早乏しからんとす、余たるもの焉んぞ惆悵痛惜なきを得んや。(明治四四、四、一七時事)

#### 第十四 谷將軍の生涯

某 談

山内侯爵家の當主陸軍少佐豊景氏は、八歳より二十歳までを谷將軍の邸にて生長せし人なるが、是れ故豊範侯數ある舊臣の中より、將軍の人格の一際秀でたるを選みて、愛兒の教育を托したるなり、されば將軍は舊主の知遇に感じて、夫人玖滿子と共に身を以て教育の任に當り、十數年間殆んど寢食を忘れたりしが、例の氣性として一步も貴族的に流るゝを許さず、學習院の通學にも決して車を與へず、如何なる雨の日、雪の日と雖も、其例を變更したる事なく、他くまでも嚴格なる武士的の教育を施したる由なるが、而も主従と云ふ觀念は常に將軍の念頭を放れず、朝夕の禮儀等も嚴に守りたりと云ふ、されば昨年の初秋、豊景侯佛國に留學中、病を得て歸朝を餘儀なくせられし當時の如き、將軍は自ら巴里より西比利亞までの鐵道線路を描き、日々の候の旅程を豫想したる印を付け、書齋の正面に貼付し、今日は此所まで、明日は彼所までと、只管歸朝の日を待ち詫びたりと。

貴族院に於ける最硬骨漢として有名なる、谷將軍は毎年の議會に烈火の如き氣を吐居たりしが、中にも明治二十六年第一回の鐵道會議員として、青森より中仙道を通じ、馬關に至る鐵道を廣軌たらしむべしとの議を提出し、他の委員等より激烈なる反對を受て殆ど孤立の姿となりながら、侃々諤々の論鋒更に怯まず、八方に當りし當時の意氣は凄じかりき、されど衆寡遂に敵せず、廣軌論は突飛の計畫なりと否決となりしかば、剛直無二の將軍は斷然辭職したり。程經て時の鐵道院幹事たりし中橋徳五郎氏は、命を受けて金三百圓を持參し、慰勞金として差出したれば、將軍の面上忽ち颯つと朱を注ぐと同時に、百雷の一時に落下したる如き聲して『斯んな物を貰つて何うなるものかッ無禮にも程があるッ』と怒鳴り立てられ流石の中橋一縮となつて、逃げ歸りし奇談あり、然るに二十有餘年を経過したる、本年の議會には、政府自ら廣軌案を提出するに至りしかば、病床に在る將軍は私かに會心の笑を洩したりとはさもあるべし、而して寺内子爵は、將軍の廣軌案に反對せし當年の首魁なりしが、本年の議會開會の初期將軍と會するや『何うも貴下の廣軌案だけでは降参しました』三角頭を幾度となく下げたりと、爾來將軍は寺内は正直だと會する人毎に賞揚したりと。(明治四四、四、一六報知)

#### 第十五 古い莫逆の友

三 浦 觀 樹 將 軍

谷將軍の莫逆の友三浦觀樹將軍は、毎日谷邸に在りて、枕頭を離れず看護に盡くし居れり、將軍は語るらく『谷と吾輩とは回顧してみると随分縁が深いよ、始めお互ひに肝膽相照したのは彼の名高い黒田開拓使排下事件ぢや、彼麼不正な事を黙過するといふのは奇怪ぢやといふので、死んだ鳥尾(得庵中將)に谷と付我(子爵)それは吾輩の四人組が、大に侃諤の議論をやつて天下を驚かしたのぢや、之れがまア民論の始めとでも言はるゝだらうよ、其後十年の西南の役で愈々縁が深くなつたね、鳥尾は中將で運輸總監といふ役目、谷は熊本鎮臺司令官で彼の苦戦をやつたし、吾輩は大阪鎮臺司令官で馬關に出張し、賊軍を衝いて谷と内外相呼應したといふ譯ぢや、开して大阪にゐた鳥尾と吾輩との間は死んだ三好(重臣中將)が聯絡をとつてゐたので、矢張谷と斯う三角に陣取りながら縁があつたのぢや、兎に角、谷とは古い間柄で开して一人が節を變じたといふ事もなく、今日までやつて来たのは、よく縁が深かつたと見える、其縁の深い男が若し是で亡くなつて了へば、片腕が飛んだやうな氣がするわい』と將軍の眼底涙あり。(明治四四、四、一六東京日々)

## 第十六 籠城の昔が偲ばれる

與倉未亡人

與倉大佐母堂鶴子刀自を訪問して、谷子爵が籠城中の逸話を聴く『西南戦争の當時私の夫智實は第十三聯隊長で、今の樺山大將が參謀長で、谷さんは其長官でした、一聯隊は三箇大隊で、第一大隊長が今の奥大將、第二大隊長は長州萩の人で林仲之助、第三大隊長は亡くなられた小川又二と申す顔觸れで、城は御承知の加藤清正が築かれた熊本城であります、二月十八日號砲を打つて兵士は城外に繰出す、私共はお城の營内に避難することになりましたが、其晩はひどい雪が降る、千疊敷の間に板圍ひをして、其一隅に女ばかり五六人收容されて寒い一夜を明かしたが、翌十九日午前十時頃兵火の爲めにお城が焼けて、四月十九日まで堀に天幕を張つて其中に不自由の暮らしを致しました、同じ天幕の中に居たのは、谷子爵夫人の外、私の母と私と宮崎大尉夫人、此の方は八歳になる坊ちやんをお連れでした、それから種田少將の召使ひで怪我をされた婦人と、都合五人でしてまだ今の鹽谷中將の奥様と、黒澤大尉夫人藤崎少尉夫人も居られたのですが、此の方々はお城の焼けた時二手に分れて、私は谷子爵夫人のお供を仕ることになり、夫れなりお三人方には再びお目に懸りませんでした、籠城中は日々兵士を始め士官の數が少くなり、兵糧は盡きて參るし、随分御難儀遊ばしましたこと、信じます、愈々激しい戦端の開かれましたのは、二月二十二日で、其日の午前中夫の智實は臺場に出て戦つて重傷を負ひ、同夜絶命したのであります、折も折です、私は營内天幕の中で女子を分娩しました、勿論夫が戦死したなど、は夢にも知らう等もなく、七夜が済んで三週間に谷さんが、智實は負傷された治癒るのを待つて居つても可いが、自分が名づけ親となつて遣らうと仰有つて下さつた、幹子と付けて下さいました、其時若しや夫は既に戦死したのではある

まいかと思つた位でした、今の太佐は幹子の婿養子です、四月上旬に至つてお城の一角、段山の賊を掃つたので、谷さんは少數の部下を連れて偵察に出かけると、賊が潜んで居て一發放したのが、將軍の咽喉部から後頭のチリケ元に貫通した、重傷ではあつたが幸ひ氣管は外れて居たのでよかつたのです、四月八日援軍黒田清隆の先鋒として、奥少佐(保肇)の一大隊が御船の方を通過して、同十四日正午頃、黒木中佐(爲楨)が丸龜聯隊長として乗込まれる、遂に圍みは解けたのであります、先刻申す通り娘幹子の名け親となり、夫智實が戦歿後私共親娘の者を一方ならずお世話下さいまして飽迄お慕ひ申して居りましたに、御夫人は先年御病死遊ばされ、今又子爵の危篤を伺ひ坐ら昔の俤ばれて懐舊の念に堪へません』云々、當年籠城慘憺の状は眼前に髣髴しぬ。(明治四四、四、一七東京日々)

## 第十七 惜むべき人

樞密顧問官男爵 細川潤次郎

谷將軍が私方へ見へられたは、昨年の何月であつたか、まだ御病氣にならぬ前であつた。其れが來仕舞でした、其時懷中から秦山集の終の巻を出して言はるゝには、此巻末の小傳は、松木が書いたもので、土佐の學問は、谷時中と云ふ人が開祖であつて、其統を傳へたる野中兼山が大に學問の擴充に努められた、少し後れて山崎闇齋が出られた其後秦山が出で、此の學統を繼承した譯になる、

其邊の文章を見ると秦山が兼山と闇齋を凌駕した様の意味に聞へはすまいか、君も(細川男を指す)御承知の如く秦山は、兼山闇齋の兩先生を欽慕尊敬して居つた人である、然るに兩先生を凌駕した様に書かれては、定めて秦山の心に安んぜざるに違ひない、其を氣付きながら其儘に捨て置く云ふ事は、先祖たる秦山に對して不孝となる譯であるから、如何に處置したなれば宜いかと思ひ迷つて、君に相談に來た次第であるとの事だ。私もかねて秦山集は、貰つて讀んだが、何所が如何であると云ふ疑も起らなんだ、將軍の喩を聞いて、再び讀んで見ると云ふと、成程將軍の云ふ通り少し妙である、其所で私も考へたが、是は如何にも文章の勢で、其様になる様に思はれるが、兩先輩を悪く云ふたのではない、書物の主人公たる秦山に花を持たす爲であつて、左程不都合とも思へないから、私は將軍に向つて、自分が讀んだ時ですら格別氣が付かずに濟んだのであるから、他の人も亦異しませんでした、特に印刷製本も濟み、知己友人にも配り、兩陛下へも献上濟となつた事であるから、其儘にしても差支へはあるまいと謂つた所、將軍も夫れなれば君の云ふ通りにして置かうと云はれた事があつた、是等の事はホンの一場の談話に過ぎないが、其孝心深く先祖に手厚き所のは、誠に敬服の至りである。

次に是は復聞の亦聞きであるが、彼の瘠我慢の強い負けぬ氣の將軍としては、頗る敬服に値ひする事がある。其れは將軍が薨去なられた時に、某官吏が私の所へ來て云ふには、谷將軍も遂に薨去な

られたが、將軍の事に就き、熊本籠城の際、將軍の部下であつた某軍人から聞いた事がある、其れは斯う云ふ所である。

誠に谷將軍は惜い事をした、實にエライ人であつた、モータット出世をするのであろうと思つたに、僅に子爵に止まつた。朝廷にも別に陸軍の御沙汰もない様だが、熊本籠城の功丈けでも伯爵になる價值がある。熊本籠城は將軍が畢生の苦心であつた事は、皆人の知る所であるが、其前には大分議論があつた、元來籠城をすると云ふ事は、退嬰主義であつて、兵氣を阻喪せしむるの恐れあるが故に、進取の氣象の方より云へば、好ましき事ではない、攻守論に就ては、今日でも昔時と同じで、先づ攻勢を取り、已むを得ざるに至り、始めて守勢に變じ、籠城をなすべしと云ふ事が、一般の議論である是は兵氣を鼓舞する上にも必要である。當時の形勢よりすれば、一二戦位は十分に賊を破るの餘地は慥にあつた、其故評議の時分には、餘程議論があつた、殊に若い軍人等に至つては、賊と一快戦を試み、若し破れしなれば、籠城するも晩からずと論じ、此説が多數であつたが、將軍は始めより籠城主義を執つて、斷乎として動かなかつた、此事を一寸見ると、西郷が恐ろしさに籠城するか様に解釋されて、勇氣が不足して居りはせぬかと疑はれた。斯く云ふ拙者も攻勢論であつたが、後でヨク／＼考へて見ると、此籠城論は深謀遠慮のある事と云ふ事が判つた。其は若し血氣に任せて一戦せば、或は勝利を僥倖する事が出来たであらう、然れども

到底二戦三戦の勝利を得る事は出来ない、特に城兵は賊軍に比して、其數大に少く、且つ援軍の到らざるの前に當り、敗戦の不幸を見るが如き事があつたならば、敗残の兵は逆も城を守るの力がない、守る力がないとすれば、九州一圓は風を望んで西郷に應ずるに至るであらう、其れから西郷が中國に渡つたとなれば、天下の亂になるに違いない、身荷も熊本司令官の重任を辱しめながら、亂を大きくしたとあつては、陛下に對し奉りて申譯がないと云ふの考へから、萬全の策を採つて、籠城する事に決心したものと見へる、此に於てか何れも將軍の深謀遠慮に敬服した次第である

と語つて居つたと云ふ事を聞いた、實に其通りで、若しも其將軍が持前の瘡我慢を張つて居つたならば、或は大變の事となつたかも知れない、其を將軍がジツト虫を殺して籠城と決心し、五十餘日の間喰ふや喰はずに辛抱したと云ふ事は、眞に深謀遠慮の致す所で、流石にエライと云はねばならぬ。(明治四四、一二、二三編者記す)

## 第十八 謹嚴なる谷將軍

貴族院議員 千頭清臣

元來谷將軍は、私の先輩であつて、餘程年齢が違ふ。一體谷將軍は、文武館で私の父と同役であつた。幹事とか何とか云ふものが四人あつて、即ち谷將軍と故佐々木侯爵、馬場源馬、私の父の千頭

馬喜之進とでありました。此事に就ては、故佐々木侯爵がお前の尊大人とは、同役であつたと云はれた事がある。何しろ年齢が違ふものだから、餘り逸話は知らぬ。此四人の内では、谷將軍が一番若くて、馬場が一番年長者であつた。馬場は即ち故馬場辰猪の祖父である。私は將軍の養子の乙猪や福富孝季や北村長兵衛の弟などと親友であつた、是等の關係も幾分か後年將軍の知遇を受ける様になつた原因である。斯様な譯であつて、其多くは知らぬ、唯此所には、記憶して居る僅を擧げてお断をする事にせり。

第一將軍の家は、秦山先生以來代々學者の出た家柄であつて、慥か將軍の祖父であつたらうと思ふ。其人に一ツの逸話がある。當時の青年は、鞭剣を行ふ、柔術を行ふと云ふ武術一方であつて、學問をせざりしが故に、其行爲は亂暴極まつたものであつた、當時青年が時々集會して談話する所の組合があつた。或時將軍の祖父の断が出て、彼の人は學者であると云ふものがあつた。其所で森某と云ふ人が是から己が行つて、學者と云ふものは、一體どんなものであるか、其正體を見届けて來やうと謂つて、朱鞘の刀をさして、谷家へ出掛けた、玄關で頼まうを乞ふたけれども、一向返事が無い、併し内では書物を読んで居るらしい、其所でマ、ヨ一ツ上つて見やうと決心をして、下駄の儘でノソノソ上り込んで、先生の讀書の室へ這入つたが、意外にも振り向きもせず、依然平氣で書物を読んで居るので、何だか極りが悪くなつて、遂に先生と聲をかけた所、始めて後へ向き一ト目見

たなりで、再び讀書を續けた、毫末も意に介せぬ體である。其所でサシモ亂暴な森も少々恐氣が出て來たので、下駄を棄て、刀を抜き取り、先生の前へ手を突き頭を下げ、今日は實は學者と云ふものは何んなものであるか、見に來た所、實に精神の確乎として動かないのに感服しました、何卒只今の無禮は御容赦の上今日より御弟子の一人に御加への上、御教導に預りたいと、謝罪かやまり入つた。先生も始めてニコニコと笑つて、夫れは能く來た、お前は若くて盛んであるから、軍書を讀むが宜しからうと教へて呉れたので、森は一生軍書を研究した。此森と云ふ人は、有福な人であつたので有ゆる軍書を集めたから、後には森へ行けばどんな軍書でもあると云ふ様になつたと云ふ事である。將軍は其の子孫であるから、將軍の偉いのは遺傳であらうと思ふ。

近頃迄高知中學の漢學の先生であつた、松本清兵衛と云ふ人がある。此人は青年時代に致道館で、將軍の講義を聞いた一人である。松本の断に將軍が靖献遺言ナドの講義をする時には、實に勇壯活潑なものであつて、時としては議論に花の咲きし事も珍らしくなかつたと云ふ事で、ソシテ其の講義が餘程生徒の頭へ浸み込んだ。一例を擧げて云へば、川上友八と云ふ生徒があつた、此人は極めて眞面目な人であつて、講義を聞いて歸へりに云ふた、場合に依りては、腹を切らねばならぬが、此腹を短刀で切るは容易の事でないとして、始終短刀を腹にあてゝ切る眞似をして居つたと云ふ事である。此川上友八は加賀屋敷へ断込んだ一人である。川上は小島捨藏、小笠原彦彌、谷神之助と共に

洋行を命せられ、行く事になつて居つた、デ西洋へ行く前に一ツ芝居を見て行かうではないかと云ふ事になつて、築地へ見に行つた、然るに其時分には、刀をさしては芝居を見る事が出来ぬ事となつて居つたので、刀を預けて置いて見に行つた、當時築地は加賀藩が固めて居つたのだから、加賀の番兵に咎められて、其中の一人が頭を撲たれた、斯くては武士の面目が立たぬと云ふので、一旦其場は耻を忍んで引取り、北村長兵衛など云ふ人々と生別れの杯をして、其から舟にて築地の加賀兵詰所の後へ廻はり、其所より斬込んで二十四人と云ふ多數を切り引上げて来て、其から立派に腹を切つたが、川上が一番立派に切つたと云ふ事である。

其次に維新前土佐の兵制を改革して佛式にした事がある、其時將軍は何か思ふ様にならぬと云ふて退いた。北村と山地とは、如何しても將軍にも一度出て貰つて、充分に改革をして貰はねばならぬと相談をした、併し谷も一旦イヤと云へば容易に動かぬ男であるから、議論をしては勝てぬ、デ唯何分にも出て貰はねばならぬと云つて、幾日なりともウンと云ふ迄座り込まうと相談を極めて、夫れから二人で將軍の所へ行き、幾日もく飲んで食ては寝ると云ふ様に行つた所、將軍も遂に兩雄の熱心に動かされて、再び出役したと云ふ事である。

故後藤伯が容堂公の命で、長崎へ行つて居つた事がある、其時藩廳の方では、後藤が如何なる事をしつゝあるか、其爲す所のものを監察せしめねばならぬと云ふ事で、將軍を視察の爲に派遣した。

此時將軍は後藤伯から説かれて、攘夷の行ふべからずして、開港貿易は世界の趨勢であつて、到底避くる事が出来ないと云ふ事を覺つたと云ふ事である、一方後藤は汽船一艘買入の命令を受けながら、二艘買入れて歸つたので、役人側では、後藤に懲罰を加へんの勢であつたが、容堂公は後藤ならこそ其様な大膽な事が出来ると云つて寧ろ喜ばれた様子であつたからして、役人も遂に何とも云ふ事が出来ずに仕舞つたとの事である。當時の事だ、後藤伯は將軍に勸めて上海へ渡航せしめた、伯は將軍に赤の股引を穿いて行かねばならぬ、其から支那人は全體慾張りで泥棒であるから、毆るが宜いと教へた、將軍は正直なお方であつたからして、早速赤の股引を仕立させ、之を穿いて船に乗込んだ、長崎を發した其翌日の事である船室からフト見ると一人の支那人が靴を持つて行きつゝあるから、矢庭に後から毆りつけた所、支那人は大に腹を立て、船長に訴へ出た、其所でヨクヨク聞けば、泥棒ではない、上等客の靴を磨くボーイであつたので、何にとも挨拶の仕様がなかつたと云ふ事である、夫れから上海へ上陸して見ると、誰一人として赤の股引を穿いて居るものなく、頗る失敗をしたと云ふ事である。

私は明治十年に將軍を頼つて、戦争を見に行つた事がある、其時將軍は延岡に居られた、其時が將軍に面會した抑もであつた、其時將軍から愚父の事や、種々な噺があつたが、就中將軍の西南戦争觀中最も感じた事が一ツある。其れは愈西郷が兵を率ひて熊本へ向ふそふなと云ふ事になり、此方

では愈守城と決定して配兵の命令を發した、其時皆のものが劔を右へヌッ付けて研いた事で、城の上から之を見た時には、實に勇氣が引き立つたと云ふ事であつた。

北村長兵衛の弟が將軍へ紹介して呉れた時に、私が爲人を聞いた所、非常に眞面目で、容易に笑はぬ人であると云ふ事を聞いた、其後段々と深く接するに従つて、眞に厳格な眞面目な人であると云ふ事を知ると同時に、人の嘯を聞くに何だか顔をシカメて居る様に見へるので、福富と嘯合つた所、福富が己れが一ツ聞いて見やうと云ふ事になつて、一日聞いた所、將軍の云はるゝには、人の談話を笑いながら聞くは失禮であるから、謹んで威儀を正して聞くのであると答へられた。

斯様に一方には極めて嚴格であるが、一家のもの特に婦人に對しては頗る優しい、嘗て將軍が自分には妻を妻とは思はない、極めて親切な、極めて同情に富んで居る朋友と思ふて居ると嘯された事があつた。

又將軍は極めて質素のお方で、一向邊幅などには頓着しない、一日或人が將軍に向つて、庭が非常に荒れたが、少しばかり手入れをしては如何であるかと注意した所、將軍は莞爾として、自分の眼中には、一家の事は置いて居ない、自分は内を掃除する餘力あれば、其餘力を以てより多く天下を掃除する考へであると云はれた事があつた。

或人は將軍を目して七面鳥の様で、朝晩に變つて居ると云ふけれども、將軍程自信力に富んで、意思の強かつたお方は、近來稀に見る所であつて、主義と終始し、其主義を貫徹せざれば已まないと云ふ人で、恰度英吉利の政治家パークと能く相似て居る、兎に角將軍は、主義の人であるに違いない。

板垣伯とは如何云ふものか相容れない、先年乙猪から聞いたが、會津戦争から凱旋して、賞罰を行ふた、其賞罰に對して不平家が新聞見た様なものを拵へて、何とか滑稽じみた悪口を書いた。伯は之を見て非常に立腹して、腹を切らずと云ひ出した。所が將軍は生命を取る程のものでないと云ふて承知せぬ、伯は又上官の命令に抵抗するは不都合であると怒り、將軍は將軍で左程生命を取らねばならぬものなれば、先づ此谷を殺せと云ふて、大激論をやつたと云ふ事である。

故伊藤公とも議論が合はない時分の事であつた、將軍が或人に向つて、伊藤は缺點もあり批難もある男だが、兎に角古今内外の歴史に通じて居つた、事を纏めると云ふ才幹があるから、大問題の起つた時には、伊藤を引出すより外に道がないと云つて、伊藤公を稱譽して居つたと云ふ事である。

(明治四十五年一月二日編者しるす)

## 第十九 内助の功

醫學博士 弘田 長

谷將軍の逸事に就ては、餘り澤山は知らぬが、二三知つて居る事があつた。夫れは將軍には内助の功



の多かつた事である。明治十年熊本籠城中の如きは、最も夫人の内助の功があつた。當時部下に對する交際は、殆んど夫人が其一切を行つて居つたと謂つても宜しいのである。濠から鯉を漁つて來た時などは、決して一人では喰はない、之を何十にも切り分けて、部下の將校へ公平に配分した。牡丹餅を拵へた時には、七りんがない、鍋がない、夫人は自ら塀や土手を越へ、賊軍の目を忍び、焼け残りの空家へ這入つて、鍋や七りんを捜して來て餅を拵へて部下へ分配した。籠城中與倉の妻が産をした、其時夫人は全く産婆看護婦の様な仕事をしたのである。始め將軍は夫人に向つて、危険であるから決して來てはならぬと命じてあつたが、夫人は苦樂を共にするは夫婦の義務であると謂つて、單身にて入城して、右の様な働きをしたのである。平素家にある時などは、朝決して下女を起さぬ、必ず早々自分に起きて、戸を開けたり、拭掃除を始めると云ふ遣り方であつた、デ下女も遂には良心に愧ぢて、自然に朝起をする様になつたと云ふ事である。養蠶の時節になると、夫人は浴衣の筒袖に兵子帯と云ふ風で、自ら先んじて仕事をするのであつた。特に夫人は極めて親孝行であつたので、時折琴を弾じたり、三味線を弾いたりして、舅を慰めたと云ふ事である。夫人は餘り學問のあつたお方ではない、假名文字を金釘流にて書いて平氣であつた事は、故の岩崎彌太郎氏の老母と同様であつた、將軍が農商務大臣に任せられた時に、官舎へ移れと云ふて來たものがあつた所、山縣の不用になつたものへは、谷は這入られぬと謂つて、大變憤激された事があつた、夫人

は萬事斯様な調子にて將軍を補佐したから、將軍も常に夫人を激賞して居つたのである。次に將軍の逸事を二つ計りお断をせう、將軍は折り／＼令嬢達を連れて芝居見物に行かれた、其劇の悲しい所になると噫と云て聲を出して泣かれたので令嬢は頗る極りが悪がつたと云事だ。モ一つは大分古い方だ、即ち夫れは雲井龍雄が謀反の旗を揚げんとした時に、安井先生を味方に引付け、其勢力を利用せんと思ひ、數々先生の門に出入し、先生を動かさんと努めて居つた、其時將軍は雲井の胸中を看破して居つたものだから、先生に向つて雲井は奸物であるから近付けてはならぬと、御注意を申上げた、或時断の序に先生が此事を雲井に洩らした、ヌルト雲井は烈火の様に激怒し、將軍へ決闘状を送つた、將軍は決闘をするは不賛成だが、兎に角一度面會して、意見を申述やうと云ふので、一日雲井と會見をした、其時將軍は雲井に向つて、全體お前は先生を火中へ引入れやうとして居るが、是は頗る不考へであるお前の仕事も大概は筋書が判つて居るが、何故事成つて後に先生へ花を持たする様にはせずして、事の成敗も判らぬ先きから先生を味方に引入れやうとするは、頗る思慮なき断したと、懇々其不心得を論じつけた所、雲井も大に將軍の意見に感服し、前非を後悔したと云ふ事である。夫れから將軍に最も感じた事は、赤阪喰違事件で刑に處せられた、武市熊吉等の墓が市區改正の爲無縁塚とならんとした時に、私は是等の人々の墓を改葬し、石碑を建つる事を發起して、之を將軍に相談した所。縁も由縁もない將軍は、大に同情を寄せられ、即座に百圓寄附を

せられ且碑文をも作つて下さつたので寶泉寺が市外落合村へ移轉すると同時に武市等の遺骨をも、同寺へ改葬して立派に石碑をも建てたのである。(明治四四、一一、二七記)

## 第二十 精力無二の人

衆議院議員 柴 四郎

自分が初めて、谷子爵の顔を見たるは、子爵が官軍の一部將として、會津征討に來られた時で、眞逆東西をも辯せぬ、少年を斬りもすまいから、進み出て救命を哀訴せよと、年長けたる人々より、勧められ、オズ／＼官軍の陣營を尋ねて、彷徨したる末、日暮方、漸く土佐藩の陣營を見つけて、投陣した時、子爵も居られた。其後、西南戦争の時、新聞記者として従軍し、熊本鎮臺に於て、再び子爵の顔を見た、世間には秘密となつて居るが、實は子爵も負傷せられて居た、其負傷は頸部で、僅に五分ばかりほど、動脈を外れて居た爲め、危ふく致命傷を免れたのである。其後、内閣官制發布最初の、農商務大臣となりて、歐米視察に赴かれたる時、自分は祕書官となりて、隨行したが、其視察せられたる要目は、宮内省官制の事、皇族及貴族の特殊教育の事、軍制の事等有つた。其歸朝の際は、恰も井上侯の條約改正案に、國論が沸騰して居たので、子爵も奮然として、意見書を提出せられたが、其意見は、不完全、不名譽なる條約改正は、寧ろ暫く之を見合せて、帝國議會の開設を待ち、上下兩院の公論を経て決行すべし。内閣總理大臣にして、宮内大臣を兼ねるは、宮

中府中の別を無視する者で、内閣責任の法理を紊るの甚だしきものなれば、速かに其兼任を解くべしと言ふに至つた。其後井上侯の條約改正にも、烈しく反對せられたのは、世の知る如くで、始終、故伊藤公の煙りがり者であつたが、兩者の間は常に往來絶へずして、比較的子爵の意見が、公の容るゝ所となりしは、子爵の誠忠の致す所と謂はねばならぬ。其の貴族院に立ちて、消極的の財政意見を固持し、侃々諤々、敗に繼ぐに敗を以てして、毫も屈する所無かりし如き、凛たる其意氣は、政敵も亦感歎に堪へざる所であつたらう。地租問題を以て、故田口法學博士を屈服せしめたる如き、世間では自分等が後楯となりて、種々の材料を供給した爲めであらうと言ふ者もあるが、眞實自分等は毫も關かり知らぬ所で、全く子爵一己の一胸臆より、寸毫も攻撃の餘地なき、完全の議論を構成せられたのである。子爵の頭腦は無論周禮や管子の漢籍で固められては居るが、其讀書慾と言たら畏るべきもので、設令羅馬字の書は讀めぬにせよ所謂翻譯書といふ翻譯書に、恐らく子爵の眼底を通されぬものは有るまい、暇だにあれば何時でも必ず讀書して居られた、數十年間に渉る日記の如き詳細精密を極め如何に其精力の絶倫なるかを見るに足るであらう。尙言つて置きたいのは、平素子爵と政治上の意見を異にせる大隈板垣二伯の叙爵が、子爵の極力主張されたる結果に出づる一事である。當時子爵の意見は、苟くも維新の功臣を待つに朝に在ると野に在るとを以て區別すべきで無いと言ふに在つた、此事 天皇の大權に容喙せし嫌ひあるを以て其意見書は世に公になつては

居ない、子爵の一代の傳記は島村少將が起稿せらるゝ事になつて居たが、惜い事には昨年地下の人となられた(明治四四、四、一五東京朝日新聞)

## 第二十一 清廉寡慾の人

柴 四郎

子爵が軍人としての功勞は、日本人として殆んど知らぬ人はないが、文官としての功勞も夥しいものがある、十八年農商務大臣として歐洲各國を視察して歸つてから、例の條約改正で廷議と合はず、終に職を辭した譯だが、面白くない條約を改めて、日本が今日の地位名譽を保ち得た事は、實に子爵とポアンナード氏兩人の力と云つても過賞でない。故伊藤公は常に谷子を重んじて、随分無理な事でも聽いた様であつた、殊に農相として洋行する際にも、歐洲各國の宮内省の事も調べて來いと言はれた事から見ると、公の意中には子爵を宮内大臣に推薦する考があつたらしい、併し此れは改正條約の反對で沙汰止みとなつた。今の世間では餘り知るまいが、子爵の漢學の素養は實に大したものである、先三島通庸氏杯に次ぐべき鴻儒だらう、從て漢籍の書物などは山の如く積むで居る、而して子爵のは詩文と云ふよりも、主として支那の政治上の事を研究して居た、又子爵は漢學許りぢやない、凡そ翻譯物などの纏まつたもので恐らく目を通さない書物はない程だ、例の租稅論で田口君(卯吉博士)と争つた時杯も、終に田口君をして「全く僕の調査不充分だと言はしめた位で、

全く徹宵の姿でコック／＼調べたものだ。其んな調子で實に能く勉強したが、書いたものも随分多い演説丈けでも實に大したもののである、恐らく貴族院議員中第一等だらう、而して何の演説も却々よく調べて居る、洋行の際なども、調査や視察で随分疲れ切つて居るに拘らず、夜になると必ず日誌を作り初める、其が皆文章を練つたもので、直ぐ出版が出来る程のものだから時間もかゝる、僕等は子爵は眠らないのかと思つた。奥様があの通り聞えた賢夫人で、家庭は萬事質素勤勉を旨として居た位で、子爵も亦質素儉約であつた、而して友人や目下の者に對しては能く務め、何にかにつけて親切に世話をして居た、殊に清廉寡慾で、心から愛國の人であつた、從つて人望も高く初めの中は徳川家達公と一票二票を争ふ程に院内に重きを爲して居たものだ。(明治四四、四、一五、國民)

## 第二十二 至誠憂國の士

柏 堂

隈山谷將軍の至誠憂國忠直無比の士なる事は世既に定評ありと雖も明治二十年頃より將軍の教へを受けつゝある編者が最も感じたる一二の事實を左に摘記せん

谷將軍と板垣伯とは、主義に於て、絶対に相容れざるものあるより、當時郷黨の子弟は、谷黨、板垣黨、即ち國民黨と、自由黨の二つに別れ、互に言論文章を以て、論難攻難し、兩派の嫉視軋轢は、日に甚だしくなりしが、會々議會解散の命下り、土佐の國民黨は、故品川子の干渉を利用して、地

艦の恢復をなさんとしたるより、茲に忽ち兩派の活劇は開始せられ、互に兇器を携へて白晝公道を濶歩し、家を焼き、人を殺し、秩序全く紊亂して、殆んど收拾すべからざるの光景を呈せり。選挙の結果、自由黨の勝利に歸するや、意思の薄弱にして、事大を便とせる儕輩は、相率ゐて自由黨の軍門に降りしかば、自由黨の勢力は、忽ち膨大し、茲に多數黨跋扈の弊害底止すべからざるものあり。國民黨所屬の人士に對しては、商取引は勿論、縁組をもなさず、甚だしきに至りては、數人の子女あるものにして、離婚を強ひらるゝものすらありき。

而して公的方面に於ては、上は縣會議員より下は村會議員に至る迄多數を占有し、縣都市町村の吏員、並に名譽職は云ふも更なり、甚だしきに至りては、實業社會、教育社會迄も其弊毒に感染し、小學の教員にして、往々民權自由を説くものあるに至れり。當時谷將軍は、選挙干渉を以て非立憲的なりとして、痛く反對し、書を兩派の新聞に寄せて、大に戒告せられたれども、將軍の意見に耳を傾くるものなかりしより、將軍は能々土佐に歸省し、兩派の重立つ者數人を久方の邸に招き、懇々調停を試むる所ありたれども、多數跋扈の弊害は、容易に除去されざりしより、將軍は時の内務大臣井上伯に對しては心中快よからざるものあるに拘はらず、憂國の至誠黙止し難く、自ら進んで高知縣知事となり、秩序の恢復をなすべしと發議するに至れり。内相は之を聞き其至誠に感動し、人をして承諾を求めしめたるも、夫人頑として、如何に國の爲めなりとは云へ、僅一縣位の秩序恢復の爲、井上内相の下風に立ち、其節度を受けらるゝとは、妾が生存中は断じて應じ難しと語はれしにぞ、將軍も遂に思ひ止まりたり。

日露戰爭終結の後ポーツマス講和談判の條件が、國民の所期に反すること甚だしかりしより、國民は失望の餘り憤懣し、日比谷事件の如き活劇を登壇の下に演ずるに至り、都下全く無政府の有様となりしかば、谷將軍は大に憂慮し、自ら警視總監となりて、秩序の恢復をなし、以て宸襟を安んじ奉らんと決心し、夫人にも其意志を告げ、先づ樺山伯を介して、桂首相に意思のある所を通せしめんと思ひ、門を出で、新見附に至りしに、早既に軍隊によりて固められつゝあるを見て、稍安心すると同時に、自己の決意をも翻し、右の次第を語りて引取りたりと云ふ、將軍が自己の地位の高きにも拘はらず、應て警視總監となりて迄、帝都の秩序を恢復し、宸襟を安んじ奉らんとするの至誠こそ、實に將軍の一生を貫きたるの精神にあらずや。(明治四四、四、一七東京朝日)

## 第二十三 將軍と暗中の明珠

編

者

明治十九年の秋に將軍が歐洲巡遊の歸途、埃及の歴山港に立ち寄られたが、其時に丁度英國地中海艦隊の旗艦であるビルトリヤ號が碇泊して居つた、其軍艦にはかねて英國に御留學中なりし有栖川宮威仁親王殿下が、實地御練習の爲に乗組んで居られる事を知つて居たから、是非御訪ねして御機嫌を伺ひたいと思ひ、早速軍艦を訪ふて見ると、艦長が鄭寧に將軍を迎へて、殿下は唯今勤務や

であるから、暫時御待ちを願ひたい、其間に艦内御一覽は如何ぞと曰はれたる故、將軍も其意になり、艦長の案内に従ひ艦内諸部を巡覽し、終に最下層の船艙に至つたが、暗さは暗し空氣は少しも流通せず、一種の惡臭が鼻を突くと云ふ有様で、普通人は迎も長居の出来る所でない、折柄艦長が彼方を指して、彼處は監倉にて其前面に直立せるは番兵であるとの説明であつたが、何分空氣が不快であるから將軍はそこくにして上層に出でんとして踵を返さんとしたが艦長が遽かに呼び留めて、閣下に暗中に明珠があるが御目に留まり給はずやとの事であるから、何事ぞとよく凝視してみると、是れなん其番兵こそ恐れ多くも有栖川宮殿下で在したから、將軍の驚き一方ならず、思はず殿下に在さずやと聲を掛けられたが殿下は御勤務中の事として御答なきは勿論である、將軍もこれに思い返して、其儘導かれて艦長室に歸へられたが、程なく勤務時間を終へられて殿下は提督と共に艦長室に來られ將軍と久淵の御挨拶も濟み、色々艦長及び提督より殿下平常の御勉勵の有様は申に及ばず學術優等にして普通水兵の難しとする困苦も露御厭い無く熱心に御修業在らせらるゝ事など共に承はられた困苦の事は他の人々よりも多くを経験したる將軍も流石に殿下の御精勵を承りては感嘆措く能はず、恐懼して歸へられたと云ふ事であるが、夫れより後將軍はいつもこの話をしでは子弟の爲めに生きた教訓であると話して居られた。(明治四十五年一月十三日記)

谷 干城 遺稿 附録 終

明治四十五年四月十九日印刷  
 明治四十五年四月二十二日發行

定價金七圓

編纂兼發行者 島 内 登 志

東京市麹町區三番町六拾六番地



印刷者 澤 村 則 辰

東京市牛込區北町三拾七番地

印刷所 成 章 堂

東京市日本橋區箱崎町四丁目壹番地



東京市麹町區三番町六拾六番地

發行所 (振替貯金口座) 東京九六四八 靖 獻 社


エトクX66

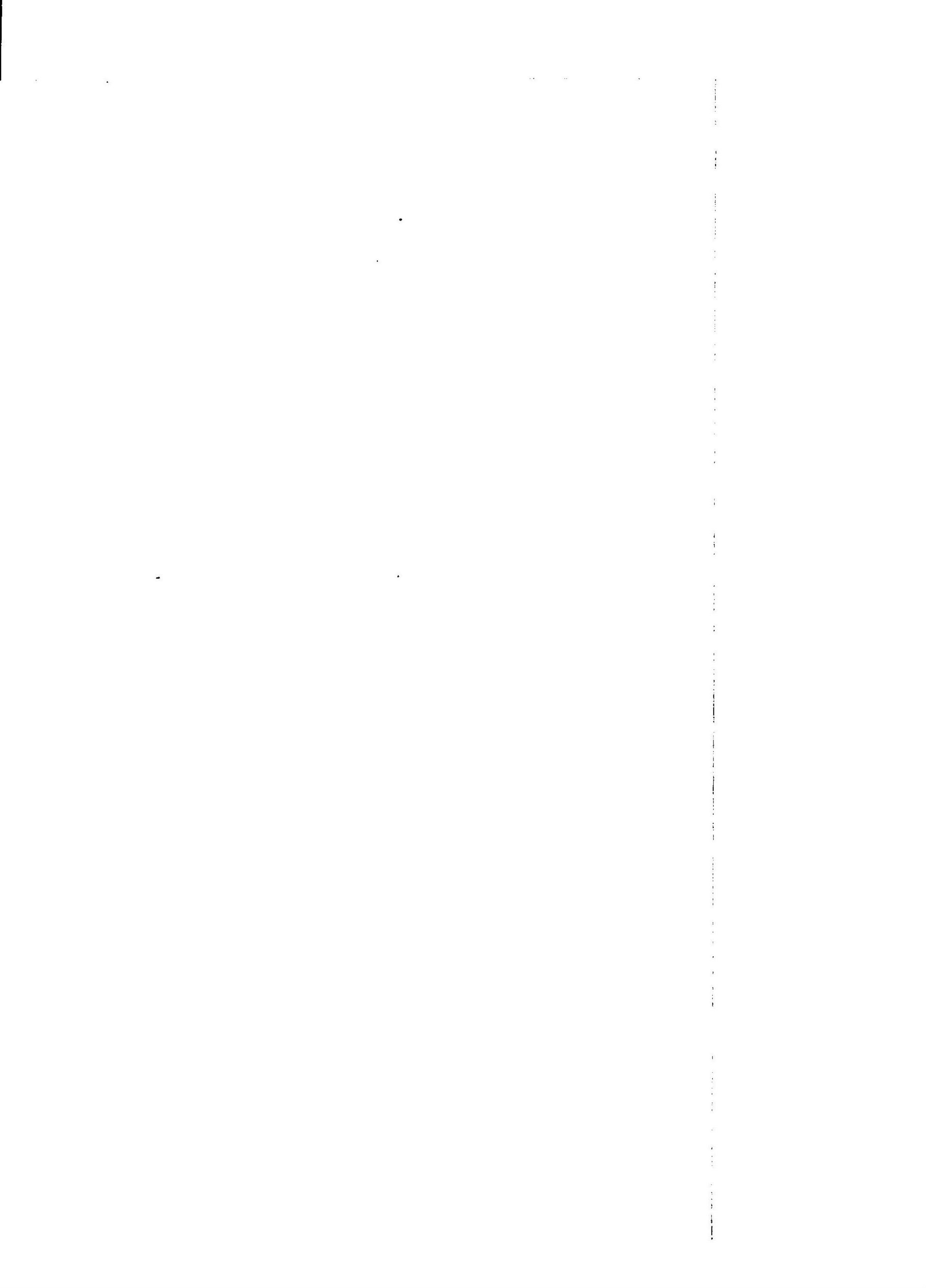
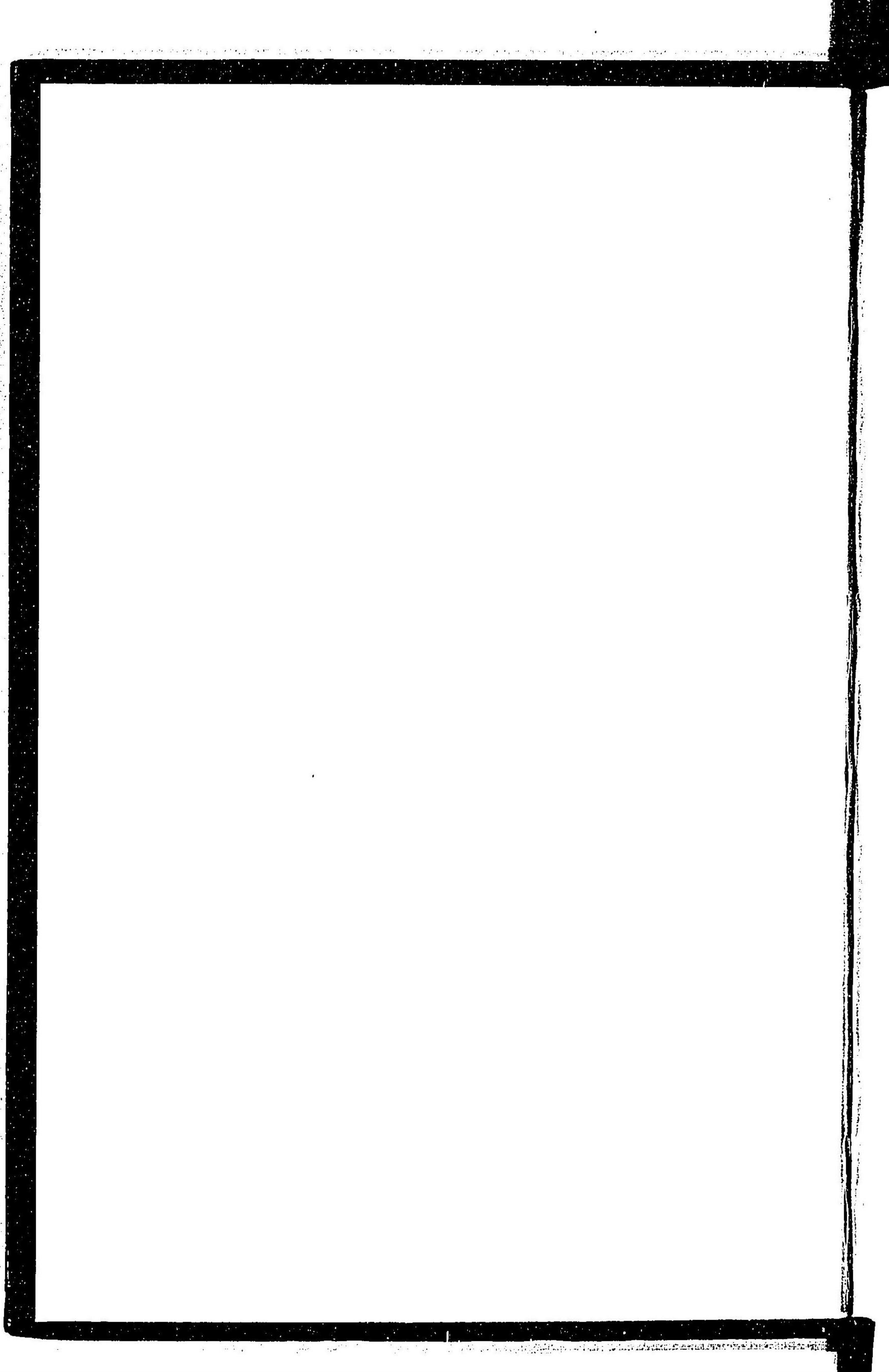
品名  
数量  
単位  
備考

品名  
数量  
単位  
備考

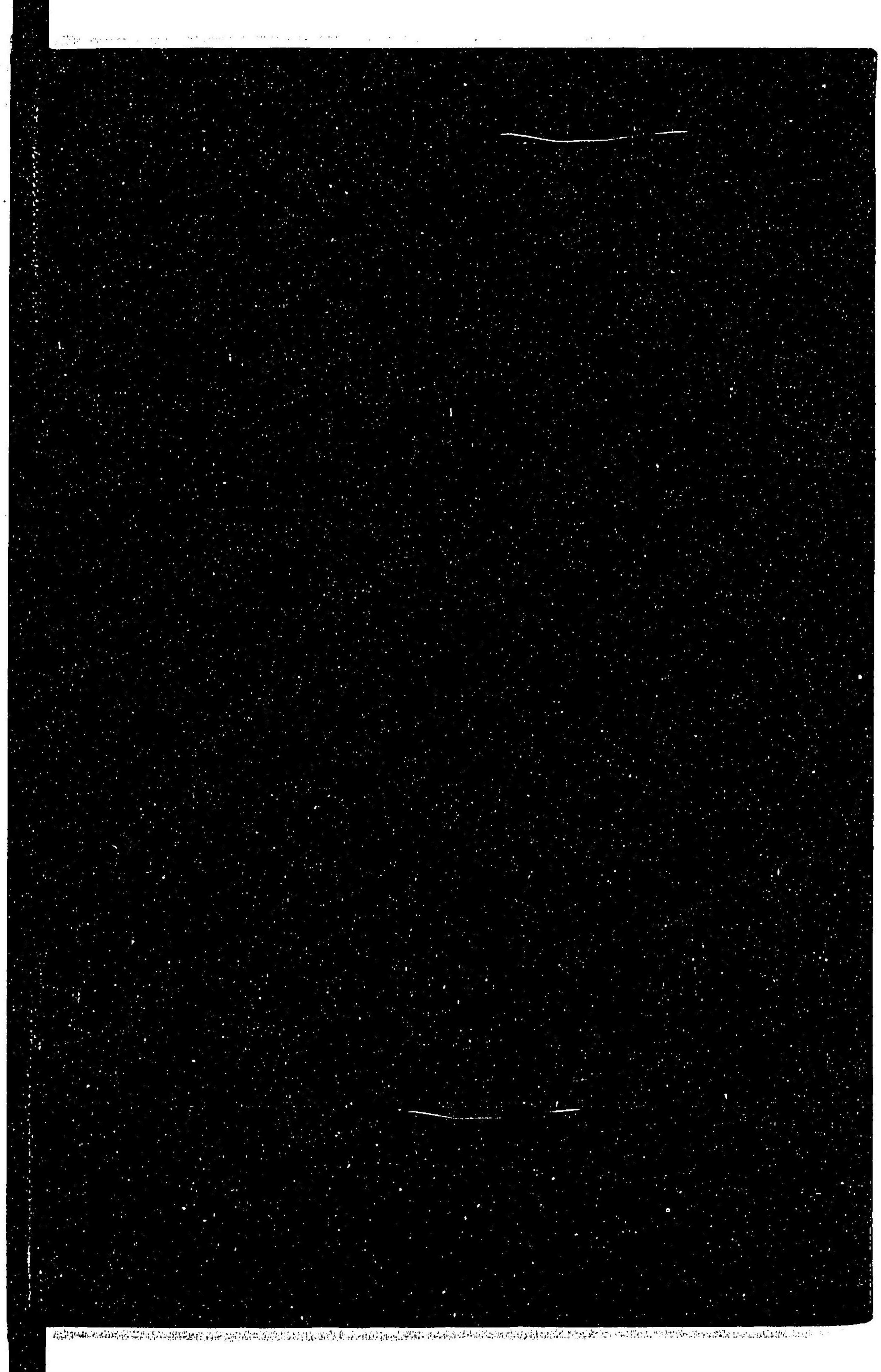
品名  
数量  
単位  
備考

品名  
数量  
単位  
備考









210.6  
Ta853t  
S

(M)

